

タイトル	ユダヤ人の法的地位に関する1941年スロバキア共和国政令第198号
著者	木村，和範；KIMURA, Kazunori
引用	北海学園大学経済論集，73(2)：75-148
発行日	2025-11-30

《翻訳》

ユダヤ人の法的地位に関する 1941 年スロバキア共和国政令第 198 号*

木 村 和 範 (訳)**

もくじ

日本語版への序文	ミハル・ヴァネク / 75
英語版の発刊によせて	ミハル・ヴァネク / 76
解説	76
ユダヤ法 — 編別構成 —	79
ユダヤ法 — 本文 —	82
マスコミ等が見たユダヤ法	136
解題	木村和範 / 137

日本語版への序文

スロバキア国立博物館-ユダヤ文化博物館は、ホロコースト博物館（セレチ）とともに長年に亘り、ホロコースト教育、記念事業、そして博物館活動に携わる国際的な組織と連携をとって活発に活動してきました。ホロコーストという悲劇的な現象を国際的な文脈の中で理解するために重要なことは、国民から市民権などの人権を奪う過程に、国家がい

かに深く関与していたかを明らかにする文書を手に入れるようにすることです。2000 年にユダヤ文化博物館は、*Judaica Slovaca* シリーズ [スロバキア・ユダヤ研究叢書] の一冊として、「ユダヤ法」（「ユダヤ人の法的地位に関する政令」）を出版しました。この政令は、スロバキアにおけるユダヤ人問題の解決に不可欠な文書であるばかりか、また手段にもなった法令であり、そのためにスロバキア共和国はどのような立場でユダヤ人問題の

*“Degree on the Legal Status of Jews (Documents),” *Judaica Slovaca Series*, Volume 132, First Edition Bratislava 2022. Published by the SNM - Museum of Jewish Culture (SNM: Slovenské národné múzeum - Múzeum židovskej kultúry). Editor-in-chief of the series: M.A. Michal Vaněk, PhD.; Translation: Alan Dykstra, Karol Mikloš; Type setting and graphic design: Virvar s. r. o.; Printing: Virvar s. r. o.; ISBN 978-80-8060-526-1. 翻訳出版に当たりスロバキア国立博物館-ユダヤ文化博物館の許諾を得た（スロバキア著作権法（2015 年法律第 185 号）第 72 条第 3 項に基づく契約番号（Číslo zmluvy）: SNM-MŽK-INE-2025/353（2025 年 7 月 4 日発効））。

【 】内は原文に従い，[] 内および条項に挿入した割り注は訳者による。

** 本学名誉教授

[謝辞] この翻訳の刊行に当たっては次の方々のご理解、ご協力、ご教示を得た。ここにお礼申し上げます。アンドレア・ブレダイニョヴァ氏 (Andrea Predajňová) (スロバキア国立博物館長)、ミハル・ヴァネク氏 (Michal Vaněk) (ユダヤ文化博物館長)、クリスティナ・ドゥブラノヴァ氏 (Kristína Dublanová) (ユダヤ文化博物館)、森下宏美氏 (北海学園大学長)、片野景祐氏 (北海学園大学事務部長)、工藤誉伸氏 (学校法人北海学園内部監査室長)、横山和樹氏 (弁護士)。

解決に臨んだかを国際的な観点から理解するときの重要な鍵となります。このことに鑑みて、当博物館は2022年に「ユダヤ法」の英語版を刊行することにしました。これにより、国境を越えて、スロバキアの悲劇に関する研究と知識が広がり、深みを増すことでしょう。私たちの出版物の日本語訳に関心を示していることを知り、大変嬉しく思います。この日本語版は、日本の研究者、そして関心のある読者の皆様にとって新たな知識の源となることでしょう。

2025年2月18日

スロバキア国立博物館

-ユダヤ文化博物館

館長 ミハル・ヴァネク

英語版の発刊によせて

スロバキア国立博物館-ユダヤ文化博物館は、その分館であるホロコースト博物館（セレチ）とともに、ホロコースト教育だけでなく、追悼事業と博物館事業にも携わる国際的な組織と連携して、長期に亘り活発に活動してきた。ホロコーストという悲劇的な現象を国際的な状況の中で理解するには、自国民が市民権と人権を剥奪される過程に国家がどれほど深く関与していたかを示す資料にアクセスできることが肝要である。そのために、当博物館は、2000年、*Judaica Slovaca* シリーズ [スロバキア・ユダヤ研究叢書] の一冊として、[1941年に施行された]「ユダヤ法」(*Židovský kódex*)（「ユダヤ人の法的地位に関する政令」）を出版した。これは、スロバキアにおけるユダヤ人問題を解決するために不可欠の文書であるとともに、解決の手段となった法令でもあって、ホロコーストにおけるスロバキア共和国の立ち位置を国際的な観点から解明するときの鍵になる。このことに鑑みてスロバキア国立博物館-ユダヤ文化博

物館は、2022年に「ユダヤ法」の英語版を出版することにした。これにより、我が国だけでなく、スロバキアの国境を越えてヨーロッパの人々が体験した、あの時代の悲劇をその深部に至るまで研究して、豊かな知見を得ることができるであろう。

2022年

スロバキア国立博物館

-ユダヤ文化博物館

館長 ミハル・ヴァネク

解 説

ここに英訳した「ユダヤ人の法的地位に関する」包括的な政令（1941年政令第198号）[以下、「ユダヤ法」を統一表現とする。]は、スロバキアで実行されたユダヤ人問題の解決に関する法令であり、1941年9月9日、首相と関係閣僚による会議で承認され、『スロバキア法典』に収録されたものである。このユダヤ法は、ニュルンベルク法に触発されて制定され、スロバキア共和国の時代（1939年～1945年）には最もよく知られた法令の1つであって、制定当時のヨーロッパでは過酷を極めた反ユダヤ法であった。スロバキアでは、その冒頭部分でユダヤ人を定義したこのユダヤ法を根拠に人種差別に基づき、ユダヤ人問題が解決された。このことは、今日では周知されている。ユダヤ法によれば、その者がユダヤ教を信仰しているかどうかはいつでもよくて、祖父母の少なくとも3人がユダヤ人である者をユダヤ人であると定義した。また、混血ユダヤ人と言われる者も定義した。

スロバキア議会は、アーリア化を1年以内に完遂するために、1940年法律第210号を採択した。これによって、政府は、議会から広範な権限を付与され [授権され]、アーリア化に必要な、ありとあらゆる措置を講ずることができるようになった。これが、ユダヤ

法制定の背景である。

ユダヤ法は全部で 270 条から成っている。その大部分は、すでに施行されていた法令の条文であり、ユダヤ法は、スロバキア・ユダヤ人の社会的、市民的、宗教的、個人的権利の全般に及び、これによって、ある意味ではユダヤ人を政治的、公共的、経済的生活から排除する道筋が作られた。ユダヤ法ではアーリア化（ユダヤ人の財産およびそれに付帯する法的関係の清算）のための条文が最も多い。ユダヤ法の肝の部分は、ユダヤ人財産の所有権をキリスト教徒に移転させるときに生じうる問題を解決することであったと言い換えても良い。

ユダヤ法、そしてその制定後に公布された内務省令（1941 年 9 月 18 日）に基づいて、6 歳以上のユダヤ人は六角形の黄色いダビデの星を着用することが義務づけられた。ユダヤ法は、混血婚を禁止し、選挙権を剥奪し、専門的職業から排除するとともに、通信の秘密、宗教生活、教育、就業、私有財産の所有を制限した。そして、ユダヤ法第 22 条に基づいて、16 歳から 60 歳までのユダヤ人は、内務省の監督下にあつて、強制労働に駆り立てられた。殊更に第 22 条を取り上げてこのことを指摘するのは、この条文がスロバキア・ユダヤ人の悲劇を象徴しているからにほかならない。スロバキア政府は、ユダヤ人の強制労働に関するこの第 22 条に基づき、1942 年 3 月、スロバキア領内からユダヤ人を強制移送した。

ユダヤ法をめぐっては今日でも論争がある。中でも最も激しい論争の的になっているのは、共和国大統領がこのユダヤ法の規定の一部または全部を有償で免除することを認めた第 255 条である。この条文は、どのようにしてユダヤ法の中に入り込んだのか。また大統領が実際に承認した免除の件数はどれくらいあったのか。これらについては、現在も論争が続いている。第 1 の疑問は未解決のままで

あるが、2 番目の疑問についてはかなり正確な答えを出すことができる。

資料によれば、ユダヤ人 1111 人とその家族が〔大統領による〕免除によって保護された⁽¹⁾。しかし、ほとんどの申請は大統領府に届けられなかったか、届いても却下された⁽²⁾。とは言え、何人が免除されたかということは、どうでもよい。そのような問題に拘泥すれば、免除が必要とされた理由、一夜にしてある人間の集団が国家にとって不要な市民にされてしまった理由、さらに言えば国家元首による免除は、免除された人々を誰から守ろうとしたのか、何を守ろうとしたのかという問題が後回しになってしまうからである。ここでは、あえてこのことを言っておきたい⁽³⁾。

ユダヤ法にはスロバキア共和国大統領の署名がない。このことにも注目して欲しい。〔大統領〕ヨゼフ・ティソとスロバキア共和国の弁明者たちは、この事実をもって、大統

(1) この問題について詳しくは以下を参照。Ladislav Lipscher, *Židia v slovenskom štáte 1939–1945* (Jews in the Slovak State in 1939–1945), Bratislava: Print-servis, 1992, p. 226; *Kto schvál'oval deportácie* (Odpovedá izraelská historička Gila Fatranová) (Who approved the deportations (Israeli historian Gila Fatran answers)). *Práca daily*, 22. 6. 1991, p. 7; Gila Fatran, »Boj o prežitie v dobe holokaustu« (The struggle for survival during the Holocaust). In: *Tragédia slovenských Židov* [The Tragedy of Slovak Jews], Banská Bystrica: Datei, 1992, pp. 101–119.

(2) ヨゼフ・ティソ〔大統領〕の個人秘書であったカロル・ムリーンによると、ティソは、余人がユダヤ人問題に介入することを許さなかった。ムリーンは次のように述べている。「大統領に謁見しようと願い出ても、事がユダヤ人問題に及ぶ場合には、面会が謝絶されるのが常だった。」(Karol Murín, »Spomienky a svedectvo« (Memories and testimony). In: *Priatel'ia Prezidenta Tisu v cudzine a na Slovensku* (Friends of President Tiso abroad and in Slovakia), Trenčín, 1991, p. 45.)

(3) より詳しくは以下を参照。Ivan Kamenec, *Po stopách tragédie* [On the Trail of Tragedy]. Bratislava: Archa, 1991.

領[ティソ]が、ユダヤ法にもユダヤ人問題解決の方針にも不同意であったことの現れと解釈している。しかし、この見解には説得力がない。そればかりか、不当な主張と言わざるを得ない⁽⁴⁾。

ユダヤ法は政令であり、スロバキア共和国憲法第47条は、政令の公布には「首相と関

係閣僚が署名するものとする。」と定めている。大統領の署名は憲法上要求されていないのであり、それゆえどの政令であっても大統領は署名したことがない。1941年政令第198号（ユダヤ法）に大統領ティソが署名しなかった唯一の理由は、それである。

(4) スロバキアにおけるユダヤ人問題の新しい解釈と誤解については、以下を参照。Pavol Mešťan, *Antisemitizmus v politickom vývoji Slovenska (1948–1992)* (Anti-Semitism in the political development of Slovakia (1948–1992)). Bratislava: the SNM - Museum of Jewish Culture, 1999.

ユダヤ法 (ユダヤ人の法的地位に関する 1941 年スロバキア共和国政令第 198 号)

— 編別構成 —

一般規定 定義

第 1 編 個人の地位

第 1 章 [ユダヤ人] 登録

第 2 章 標号 [ユダヤ人マーク]

第 3 章 婚姻及び婚外性交の制限

第 4 章 選挙権の剥奪と公職からの追放

第 5 章 公務員としての不適格性

第 6 章 特定の自由業を営む資格の欠如

第 1 節 公証人, 弁護人, 土木技術士

第 2 節 医師及び獣医師

第 3 節 薬剤師及び薬局

第 7 章 強制労働並びに個人の自由, 住居の不可侵性及び私信の秘密に対する制限

第 1 節 強制労働

第 2 節 身辺取調及び家宅捜査

第 3 節 信書の秘密の制限

第 4 節 住居の制限

第 8 章 結社及び集会の権利並びに報道の自由に対する制限

第 1 節 結社の権利及びユダヤ人センター

第 2 節 集会の権利

第 3 節 出版の自由並びに文学作品等の出版制限

第 9 章 礼拝及び教育の制限

第 1 節 礼拝施設

第 2 節 儀式的屠殺の禁止

第 3 節 教育の制限

第 10 章 雇用の制限

第 1 節 ユダヤ人世帯のホームヘルパー

第 2 節 雇用

第 11 章 代理及び介入の禁止

第 12 章 その他の制限

第 2 編 財産権

第 1 章 物権及び営業許可の取得制限

第 2 章 資産処分に関する自由の制限

第 3 章 現金及び有価証券の取扱に関する制限

第 1 節 預金口座への現金の預入に関する義務

第 2 節 預託口座 [エクスロー口座]

第 1 条～第 5 条

第 6 条～第 56 条

第 6 条～第 7 条

第 8 条

第 9 条～第 11 条

第 12 条～第 14 条

第 15 条

第 16 条～第 21 条

第 16 条～第 17 条

第 18 条～第 19 条

第 20 条～第 21 条

第 22 条～第 29 条

第 22 条～第 24 条

第 25 条～第 26 条

第 27 条

第 28 条～第 29 条

第 30 条～第 35 条

第 30 条～第 32 条

第 33 条

第 34 条～第 35 条

第 36 条～第 40 条

第 36 条

第 37 条

第 38 条～第 40 条

第 41 条～第 48 条

第 41 条～第 42 条

第 43 条～第 48 条

第 49 条～第 50 条

第 51 条～第 56 条

第 57 条～第 83 条

第 57 条～第 58 条

第 59 条～第 61 条

第 62 条～第 76 条

第 62 条～第 63 条

第 64 条～第 67 条

第3節 保管〔有価証券等の寄託〕	第68条～第72条
第4節 寄託物及び預金の引出制限	第73条～第75条
第5節 罰則規定及び最終規定	第76条
第4章 財産権に関するその他の制限	第77条～第83条
第1節 公的保険による年金〔支払〕に対する国庫負担	第77条
第2節 特定の物品を所有する資格の欠如	第78条
第3節 通告	第79条～第80条
第4節 農業用不動産についての賃貸借契約等の解除	第81条～第83条
第3編 公的生活からの排除	第84条～第109条
第1章 公的役務からの排除	第84条～第86条
第2章 公務員の解雇、補償及び老齢年金並びに遺族年金に関する規定の変更	第87条～第100条
第1節 公務員の解雇	第87条～第88条
第2節 解雇された職員に対する補償	第89条～第93条
第3節 老齢年金及び遺族年金に関する規定の改正	第94条～第96条
第4節 一般規定	第97条～第100条
第3章 医業からの排除及び土木技術士免許の失効	第101条
第4章 薬局営業免許の取消及び薬局の譲渡	第102条～第109条
第4編 財産の譲渡	第110条～第214条
第1章 〔財産〕申告書	第110条～第114条
第2章 ユダヤ人が競売で購入した不動産の買取	第115条～第140条
第3章 〔ユダヤ人が〕差押競売で購入した〔非ユダヤ人所有の〕不動産の売却で得た利益の返還義務	第141条～第149条
第4章 ユダヤ人所有の農業用不動産に対する農地改革	第150条～第166条
第5章 ユダヤ人企業の譲渡	第167条～第190条
第6章 その他の不動産の譲渡	第191条～第204条
第7章 農業在庫の購入	第205条～第206条
第8章 その他の動産の譲渡	第207条～第214条
第5編 ユダヤ人移住支援基金	第215条
第6編 財産の管理	第216条～第232条
第1章 家屋の一時的管理者	第216条～第221条
第2章 工業、商業及び手工業における管財人並びに一時的管理者	第222条～第232条
第1節 総則	第222条～第225条
第2節 管財人	第226条
第3節 一時的管理者	第227条～第230条
第4節 罰則規定と最終規定	第231条～第232条
第7編 ユダヤ人企業及びアーリア化された企業並びにユダヤ人財産の清算価額及びその市場価額の訂正、査定及び決定に係る費用の負担	第233条～第235条
第8編 税務及び手数料の徴収に関する特別規定	第236条～第249条
第1章 税務	第236条～第241条

第 2 章	手数料の徴収	第 242 条～第 245 条
第 3 章	共通規定	第 246 条～第 249 条
	第 9 編 共通条項	第 250 条～第 254 条
	第 10 編 適用除外及び例外規定	第 255 条～第 256 条
	第 11 編 経過規定	第 257 条～第 267 条
	第 12 編 最終規定	第 268 条～第 270 条
付 則		

ユダヤ法 (ユダヤ人の法的地位に関する 1941 年スロバキア共和国政令第 198 号)

— 本文 —

一般規定 定義

第1条

- (1) 本政令において、以下の各号の者は、性別にかかわらず、ユダヤ人と見なされる。
- (a) 少なくとも3人の祖父母がユダヤ民族の血を引く者
- (b) 2人の祖父母がユダヤ民族の血を引き、以下の各号のいずれかに該当する者【第2条第a号】
- 1939年4月20日現在ユダヤ教の信者であったか、又はこの日以降に信者になった者
 - 1939年4月20日以降にユダヤ人【第a号】と婚姻した者
 - 1939年4月20日以降にユダヤ人【第a号】と婚姻した者の子
 - 1940年2月20日以降にユダヤ人【第a号】との婚外性交により出生した非嫡出子
- (2) 本政令が定めるユダヤ民族の血を引く祖父母とは、ユダヤ教の信者を言う。

第2条

本政令に言う混血ユダヤ人*とは、以下の各号の者を言う。

- (a) 2人の祖父母がユダヤ民族の血を引く者で【第1条第2項】、第1条【第1項】第b号が該当せずユダヤ人とみなされない者
- (b) 1人の祖父母がユダヤ民族の血を引く者【第1条第2項】

* 第9条を除き、本政令では「混血ユダヤ人」は非ユダヤ人と言われる(第250条第2項参照)。

第3条

- (1) 訴訟手続を実施中か、又は実施する権限を有する当局、裁判所、公的団体及び公的機関は、その決定(措置等)を行うために必要とする場合、当事者に対し、その者がユダヤ人若しくは混血ユダヤ人でない旨の証明書の提示を求めるものとする。
- (2) 当局、裁判所及び公的団体等【第1項】は、ユダヤ人又は混血ユダヤ人でないことを証明する書類等によりユダヤ人又は混血ユダヤ人でないことが判明している場合、当事者に対し第1項に規定する証明書の提出を求めないものとする。
- (3) 第1項に規定する証明書は、居住地を管轄する市役所又は県庁(ブラチスラバにおいては人口登録本署)が交付する。
- (4) 居住地がスロバキア共和国の国外にある場合、証明書【第1項】は、人口登録本署(ブラチスラバ)が交付する。
- (5) ユダヤ人又は混血ユダヤ人であることが疑い場合、内務省の決定による。この決定については、手続の当事者並びに当局、裁判所若しくは公的団体、又は公的機関の双方が請求できるものとする。
- (6) 第1項に規定する証明書の交付に必要な事項を記載した文書であって、第1項に定める目的のために作成され、かつ、その旨が記されている文書の交付には、印紙税又は手数料の納入を必要としない。教会が請求する交付手数料は、内務大臣が政令で定める。

第 4 条

本政令に言うユダヤ人団体とは、以下の各号に該当する団体である。

- (a) 社員の少なくとも半数がユダヤ人（ユダヤ人団体）であり、かつ当該団体の収益の 2 分の 1 以上がユダヤ人（ユダヤ人団体）に帰属する団体
- (b) 有限責任社員の 2 分の 1 以上がユダヤ人（ユダヤ人団体）であり、かつ一般社員の 2 分の 1 以上がユダヤ人（ユダヤ人団体）である有限責任会社、若しくは当該団体の収益の 2 分の 1 以上がユダヤ人（ユダヤ人団体）に帰属する有限責任会社
- (c) 取締役の 4 分の 1 以上がユダヤ人（ユダヤ人団体）であるか、又は資本の少なくとも 2 分の 1 以上をユダヤ人（ユダヤ人団体）が保有する合資会社又は協同組合（ただし、外国人取締役又は外国に永住する取締役を除く）
- (d) 取締役の 4 分の 1 がユダヤ人であるか、若しくは自己資本の 2 分の 1 以上をユダヤ人（ユダヤ人団体）が保有する有限責任会社
- (e) 経営陣の 4 分の 1 がユダヤ人であるか、若しくは鉱業株式の 2 分の 1 をユダヤ人（ユダヤ人団体）が保有する鉱業会社
- (f) 社団、財団、基金等の法人若しくは個人の財産によって設立されたその他の団体で、ユダヤ人のための利益追求を目的とする団体、又は構成員の 2 分の 1 以上がユダヤ人（ユダヤ人団体）である団体

第 5 条

ユダヤ人団体【第 4 条】か否かの判断が疑わしい場合、中央経済局の判断による。

第 1 編 個人の地位

第 1 章 「ユダヤ人」登録

第 6 条

- (1) 市（県）公証人役場（ブラチスラバでは警察本署）は、その管轄区域内に居住地を有するユダヤ人の登録簿を保管する。
- (2) 警察本署は、スロバキア共和国内に居住するユダヤ人で、永住権を有さない者の登録簿を保管する。
- (3) 内務省は、第 1 項及び第 2 項に定める登録簿に基づき、中央登録簿を保管する。
- (4) ユダヤ人は、第 1 項及び第 2 項に定める登録簿に記載するデータ及びその変更を申告するものとする。
- (5) 登録簿の保存及び報告義務【第 4 項】の詳細は、内務省が定める。

第 7 条

第 6 条に定める報告義務【第 4 項】を故意に怠った場合、県警察又は国家警察は 100 コルナ以上 1 万コルナ以下の罰金を科す。未納の場合、1 日以上 15 日以下の禁固に処す。

第 2 章 標号「ユダヤ人マーク」

第 8 条

- (1) ユダヤ人は、ユダヤ人を識別する標号を着用しなければならない。識別標号の形状、着用方法の詳細及び適用免除は、関係大臣との合意を経て、内務大臣が官報に告示する省令によって定めるものとする。
- (2) ユダヤ人の氏名（姓）又はユダヤ人団体の名称に関する識別標号は、所管大臣がこれを定めるものとする。
- (3) 第 1 項又は第 2 項に定める識別標号を着用しない、又は使用しない場合、県

警察又は国家警察は100コルナ以上1万コルナ以下の罰金を科す。

第3章 婚姻及び婚外性交の制限

第9条

- (1) ユダヤ人男性(ユダヤ人女性)と非ユダヤ人女性(非ユダヤ人男性)との婚姻、及びユダヤ人男性(ユダヤ人女性)と混血ユダヤ人女性(混血ユダヤ人男性)【第2条】との婚姻は、これを禁ずる。
- (2) 第1項で禁止しているにもかかわらず故意に婚姻をなした者は、3年以下の禁固に処し、公職から追放し選挙権を剥奪する。

第10条

ユダヤ人男性(ユダヤ人女性)と非ユダヤ人女性(非ユダヤ人男性)との間の婚外性交を知らなからなした者は、5年以下の禁固に処す。

第11条

第9条及び第10条の犯罪に関する刑事訴訟は、地方裁判所が管轄する。

第4章 選挙権の剥奪と公職からの追放

第12条

- (1) ユダヤ人は、スロバキア共和国議会又は公的団体の選挙権を持たず、被選挙権を持たないものとする。
- (2) ユダヤ人は、一般に国及び公的団体並びに公的機関の職員に任用されないものとする。
- (3) 選挙権に関する限り、第1項及び第2項の規定は、混血ユダヤ人【第2条】及びユダヤ人の非ユダヤ人配偶者にも適用される。

第13条

- (1) ユダヤ人は、フリンカ・スロバキア国

民党若しくは登録済みの民族政党、又はフリンカ警固隊^{*}、フリンカ青年団、義勇親衛隊^{**}及びドイツ青年同盟に加盟することはできない。

^{*} フリンカ・スロバキア国民党の準軍事組織。

^{**} ドイツ人党(マイノリティ・ドイツ人の政党)の準軍事組織。

- (2) 混血ユダヤ人【第2条】又はユダヤ人の非ユダヤ人配偶者は、第1項に掲げる団体の幹部、役員又は下士官に就任または任官することができない。

第14条

- (1) ユダヤ人は、専門的職業従事者、鑑定人、通訳、裁判官、破産管財人、裁判その他の手続における強制執行官、未成年者の後見人又は保護者には任命されないものとする。ただし、ユダヤ人の後見人及び保護者はその限りではない。
- (2) 第1項の規定は、第2条第a号にいう混血ユダヤ人にも適用する。

第5章 公務員としての不適格性

第15条

- (1) ユダヤ人は、ユダヤ人のための文化組織、教団、保健機関及びユダヤ人センター^{*}を除き、公的保険業務などの国家公務を取り扱う公的団体及び公的組織に雇用されてはならない。政府が出資する機関、事業所、基金、組織についても同様とする。

^{*} 本編第8章第1節(第30条~第32条)参照。

- (2) 第1項の規定は、第2条第a号に言う混血ユダヤ人にも適用する。第2条第b号に言う混血ユダヤ人は、軍隊又は憲兵隊の将校又は下士官に任官するこ

とができない。

- (3) 第 1 項の規定は、ユダヤ人の非ユダヤ人配偶者にも適用する。

第 6 章 特定の自由業を営む資格の欠如

第 1 節 公証人、弁護士、土木技術士

第 16 条

- (1) ユダヤ人は、以下の各号に就くことができない。
- (a) 公証人 (研修生を含む)
 - (b) 弁護士 (研修生を含む)
 - (c) 土木技術士
- (2) 第 1 項第 a 号及び第 b 号の規定は、第 2 条第 a 号が定める混血ユダヤ人にも適用する。
- (3) 第 1 項第 a 号の規定は、ユダヤ人の非ユダヤ人配偶者にも適用する。

第 17 条

- (1) 以下の各号に該当する犯罪をなした者には、所轄の地方裁判所が 3 箇月以下の禁固に処し、かつ 1000 コルナ以上 5000 コルナ以下の罰金を科す。
- (a) 第 16 条に基づき職業活動が禁止されたにもかかわらず、その職業を継続した者
 - (b) [第 16 条に基づき] 職業活動が禁止された者を当該職業従事者として雇用した者又は雇用を許可した者
 - (c) 第 16 条に基づき職業活動を禁止された者に対して、直接的又は間接的に何らかの方法で当該職業活動の継続を可能にした者
- (2) 第 1 項第 b 号及び第 c 号の規定に違反した公証人会又は弁護士会の会員、並びに土木技術士会の会員は、その職業に従事する権利を剥奪され、関連団体の会員名簿からその氏名を削除するものとする。

- (3) [第 1 項に定める犯罪に対しては] 刑の執行は猶予しないものとする。

第 2 節 医師及び獣医師

第 18 条

- (1) ユダヤ人は、医師及び獣医師を業とすることができない。
- (2) 第 1 項の規定は、医業に関する限り、第 2 条第 a 号に言う混血ユダヤ人にも適用される。

第 19 条

- (1) 以下の各号の犯罪をなした者は、所轄の県警察又は国家警察が 500 コルナ以上 5 万コルナ以下の罰金を科し、罰金が未納の場合には 5 日以上 30 日以下の禁固に処す。
- (a) 第 18 条に基づき医業又は獣医業から排除された者が、当該業務を継続した者
 - (b) 医業又は獣医業から排除された者に当該業務をさせる目的で、その者を雇用し、又は雇用を許可した者
 - (c) 医業から排除された者に対して、直接的又は間接的に何らかの方法で当該業務の継続を可能にした者
- (2) [第 1 項に定める犯罪に対しては] 刑の執行は猶予しないものとする。

第 3 節 薬剤師及び薬局

第 20 条

- (1) ユダヤ人は、薬剤師を業とすることができない。
- (2) ユダヤ人は、物権、根本的な法的権利、若しくは私的権利 (real, radical, or personal rights) を有する場合であっても、薬局の所有者 (共同所有者) 又は譲受人 (共同譲受人) になってはならない。
- (3) 第 1 項の規定は、第 2 条第 a 号に言う

混血ユダヤ人にも適用する。

第21条

- (1) 以下の各号の者には、県警察又は国家警察が、1000 コルナ以上1万コルナ以下の罰金を科す。罰金を納入できない場合には、10日以上60日以下の禁固に処す。
- (a) 第20条に基づき薬事業から排除された者が、引き続きその業を営む者
- (b) 薬事業から排除された者を、それを業とする者として雇用し、又は雇用を許可した者
- (c) 直接または間接を問わず、第20条に基づき薬事業から排除された者が、その業を引き続き営めるようにした者
- (2) [第1項に定める犯罪に対しては] 刑の執行は猶予しないものとする。

第7章 強制労働並びに個人の自由、住居の不可侵性及び私信の秘密に対する制限

第1節 強制労働

第22条

- (1) 徴兵法第38条に基づく労働に従事していない16歳から60歳までのユダヤ人は、内務省が命令する労働に従事しなければならない。
- (2) 内務省は、第1項に掲げる者に対して労働の機会を与え、又は場合によっては、労働を組織し労働条件を指定するものとする。
- (3) 第1項の規定は、第43条第1項の規定に基づいて「雇用が」許可されたユダヤ人又は第258条第2項の規定に基づいて引き続き雇用されることが許可されたユダヤ人には適用されず、労働の許可又は労働の免除が有効である限り、

第256条の規定の適用対象たるユダヤ人にも適用されないものとする。

第23条

第22条に基づく労働は雇用（役務）関係を構成せず、これを行う者は公的保険の対象とはならない。

第24条

労働のための出頭命令【第22条】[第1項]に従わず、又は内務省の同意を得ずに命令された労働を行わず、若しくは怠り又は放棄した者には、その犯罪に対して県警察又は国家警察は100コルナ以上1万コルナ以下の罰金を科す。罰金が納入されない場合には、1日以上15日以下の禁固に処す。

第2節 身辺取調及び家宅捜査

第25条

国家保安局は、同局又は裁判所からの書面による命令がなくても、いつでもユダヤ人を取り調べることができる。

第26条

- (1) 中央保安局は、関係当局又は裁判所の書面による命令がなくても、いつでもユダヤ人及びユダヤ人団体の家宅を捜索することができる。家宅捜査ができない場合、1920年法律第293号第2編の規定を適用する。
- (2) 第1項の規定は、ユダヤ人及びユダヤ人団体の企業（工場）その他の施設にも適用する。

第3節 信書の秘密の制限

第27条

- (1) ユダヤ人（ユダヤ人団体）は、郵便物（手紙、小包など）を差出す場合、その郵便物に正確な住所及び容易に識別できる標号（ユダヤの星）を表示しなけ

ればならない。

- (2) 第 1 項に違反した者は、県警察又は国家警察により、100 コルナ以上 1 万コルナ以下の罰金を科す。罰金が未納の場合には、1 日以上 15 日以下の禁固に処す。

第 4 節 住居の制限

第 28 条

- (1) 中央経済局は、内務省との合意に基づき、ユダヤ人に対して特定の市町村からの転出義務を課するとともに、当該ユダヤ人に対して特定の市町村への転入義務を課することができる。
- (2) 中央経済局は、内務省との合意に基づき、ユダヤ人が転入してはならない特定の地域又は自治体を指定することができる。
- (3) 中央経済局は、ユダヤ人全員又は個別のユダヤ人に対し、ある自治体のある地域から転出する義務を課するとともに、その自治体(町)の他の地域に転入する義務を課することができる。

第 29 条

- (1) 内務省及びその下にある行政官庁は、ユダヤ人が特定の自治体又はその一部(広場、街路*、公園、プール等)に立ち入ることを制限又は禁止し、特定の事業所(スパ、旅館、カフェ、展示場等)への立ち入りを制限又は禁止することができる。

*「××通り」と訳される。

- (2) 第 1 項の規定に基づいて発出された制限や禁止に違反した場合、県警察又は国家警察は、100 コルナ以上 1 万コルナ以下の罰金を科す。罰金を納入できない場合、1 日以上 15 日以下の禁固に処す。

第 8 章 結社及び集会の権利並びに報道の自由に対する制限

第 1 節 結社の権利及びユダヤ人センター

第 30 条

- (1) ユダヤ教に関する宗教コミュニティを除き、ユダヤ人団体又はユダヤ人組織【第 4 条第 f 号】の設立は、これを禁止する。
- (2) 第 1 項の規定に違反した者は、県警察又は国家警察が 500 コルナ以上 5 万コルナ以下の罰金を科す。

第 31 条

- (1) ブラチスラバに本部を置くユダヤ人センターは、スロバキア共和国の領土内に居住する唯一のユダヤ人団体であり、その集団的利益を代表する団体として排他的権限を有する。
- (2) ユダヤ人センターは公益法人であり、第 1 条によりユダヤ人とされる者はすべて加盟しなければならない。
- (3) ユダヤ人センターは中央経済局の監督にのみ服するものとし、同局が発出する命令及び諸規程はユダヤ人センターを拘束する。

第 32 条

ユダヤ人センターの機構(特に内部組織)及びその構成員の権利及び義務並びに同センターに対する監督【第 31 条第 3 項】の詳細は、中央経済局がこれを定める。

第 2 節 集会の権利

第 33 条

ユダヤ人は公的な集会や示威行進を行ってはならず、その他の公的な集会にも参加してはならない。

第3節 出版の自由並びに文芸作品等の出版制限

第34条

- (1) ユダヤ人は、ユダヤ人センターが発行する雑誌を除き、いかなる雑誌の発行者、編集者(編集主幹)又は寄稿者にもなってはならない。
- (2) ユダヤ人(ユダヤ人団体)は、定期刊行又は不定期刊行の雑誌を発刊してはならない。何人といえども、ユダヤ人(ユダヤ人団体)の利益に資する雑誌を発行してはならない。
- (3) 第1項及び第2項の規定は、第2条第a号に言う混血ユダヤ人にも適用する。
- (4) 第1項から第3項の規定に違反した者は、県警察又は国家警察が100コルナ以上1万コルナ以下の罰金を科す。

第35条

- (1) ユダヤ人がその知的生産物(科学、文学、音楽、美術等)を、スロバキア共和国の領域内において印刷物として公表し、又はその他の方法で複製、若しくは流通(提示)させることは、偽名(ペンネーム)を用いても、これを認めない。ただし、これらの知的生産物を科学的目的で使用することは、これを妨げない。
- (2) 第1項の禁止は、第2条第a号に言う混血ユダヤ人の知的生産物にも適用される。
- (3) 故意に第1項及び第2項の規定に違反する犯罪をなした者は、県警察又は国家警察が500コルナ以上5万コルナ以下の罰金を科す。

第9章 礼拝及び教育の制限

第1節 礼拝施設

第36条

- (1) ユダヤ教の信徒及びユダヤ教の宗教コミュニティは、その外観が宗教的儀式を行うための施設としては識別できない建造物においてのみ、宗教行為を行うことができる。
- (2) ユダヤ教のシナゴーク[会堂]及び礼拝所は、1942年7月1日までに第1項に適合するように改築されるものとする。改築されない場合、それが所在する地方自治体における公証人役場が決定した日をもって国有化されるものとする。改築の詳細は、内務大臣が決定する。

第2節 儀式的屠殺の禁止

第37条

- (1) ユダヤ人による家畜及び動物の儀式的屠殺、並びに儀式的屠殺に由来する獣肉の解体及び獣肉製品の切断、販売、消費、使用は、これを禁止する。
- (2) 第1項の規定に違反した場合、県警察又は国家警察は、100コルナ以上1万コルナ以下の罰金を科す。納付できない場合、1日以上15日以下の禁固に処す。累犯は、2日以上30日以下の禁固に処す。

第3節 教育の制限

第38条

- (1) ユダヤ人は、ユダヤ人のために特別に設置された民族学校及び教育課程を除き、いかなる学校及び教育機関における修学からも排除されるものとする。

- (2) ユダヤ人は、個人、宗教コミュニティ又は法人及び研究機関のいずれとしてであろうとも、小学校を除き、学校又は教育機関を設立してはならず、又、これらの学校又は教育機関が提供する教育は、私的な指導であろうとも、これを受けてはならない。
- (3) 国外の学校及び教育機関が発行したユダヤ人の修学証明書は、その有効性を認証しない。

第 39 条

- (1) 国が承認したキリスト教会に所属する者を除き、就学年齢に達したユダヤ人は、教育国民啓蒙省が指定した特別の小学校又は教室においてのみ、義務教育を受けることができる。
- (2) 第 1 項の小学校（教室）の人件費及び教材費は、ユダヤ教の宗教コミュニティが負担するものとする。その詳細は、教育国民啓蒙省が定める。

第 40 条

ユダヤ人の再教育のために、特別な教育課程を設けることができる。その経費はユダヤ人センターが負担するものとする。

第 10 章 雇用の制限

第 1 節 ユダヤ人世帯のホームヘルパー

第 41 条

- (1) ユダヤ人世帯は、非ユダヤ人のホームヘルパーを雇用することができない。
- (2) 構成員の過半数がユダヤ人である世帯は、ユダヤ人世帯とみなされる。
- (3) 家事の手伝い、家庭教師等は、雇用主の世帯やアパートに同居していなくても、ホームヘルパーとみなされる。

第 42 条

第 41 条の規定に違反した場合、その犯罪に対して県警察又は国家警察は 500 コルナ以

上 5 万コルナ以下の罰金を科し、罰金が未納の場合、5 日以上 30 日以下の禁固に処す。

第 2 節 雇用

第 43 条

- (1) ユダヤ人は、許可がなければ、役務の提供、雇用又は見習に関する契約を締結し雇用することができない【第 3 項】。
- (2) 第 1 項の規定は、報酬の有無にかかわらず、ユダヤ人がユダヤ人世帯の世帯員を雇用する場合にも適用する。ただし、雇用主が国、又はそれが設立する企業、研究所、基金等である場合、若しくは 1940 年法令第 129 号に基づき国（機関）がユダヤ人に就労を命ずる場合、第 1 項に言う許可は必要としないものとする。
- (3) 第 1 項の許可は、中央経済局が交付（延長）する。この許可は、同局がいつでも撤回できるものとする。

第 44 条

- (1) 第 43 条に基づく労働許可の申請書は、雇用主が提出するものとする。ただし、第 46 条第 2 項に基づく場合は、従業員が提出するものとする。
- (2) 労働許可証の延長申請書は、その満了日の 30 日前までに提出しなければならない。申請手続きが完了するまでの間、ユダヤ人はその職に留まることができる。

第 45 条

労働許可が交付（延長）されたユダヤ人との間で締結された役務の提供、雇用又は見習に関する契約は、交付（延長）された許可条件に反しない限り有効とする。

第 46 条

- (1) ユダヤ人の雇用許可は、特定の者（使用者）、特定の職業又は特定の企業（工場）、特定のユダヤ人（従業員）並びに

特定の期間を限定して交付されるものとし、使用者及び従業員の双方に対して適用される条件を付すことができる。

- (2) 労働の性質上、勤務地が頻繁に変わるユダヤ人従業員（日雇い労働者、肉体労働者、ホームヘルパー等）には、業務及び期間を限って労働許可を与えることができる。この許可には、雇用主及び従業員の双方に対する適用条件を付帯させることができる。上記の従業員は、雇用契約期間が残っている場合、更なる許可なく雇用されることができる。

第47条

- (1) 労働許可証の申請が却下若しくは取下げられた場合、又はその延長申請が却下された場合、及び申請書の提出が遅延した場合【第258条第1項】、雇用主は、従業員が上位の業務〔管理的業務〕に従事するかその他の業務に従事するかに応じて、6週間又は2週間の予告期間を直ちに設けて、役務、雇用、又は見習の契約を解約するものとする。なお、役務契約に基づき、従業員が固定役務報酬（給与）に加えて退職手当若しくはその他の報酬の受給権を有する場合、当該従業員は、固定役務報酬（給与）の名目で最大3箇月分の報酬を取得する権利を有するものとする。
- (2) 第43条から第46条の規定に基づいて役務（雇用又は見習）契約を解除され解雇されたユダヤ人従業員は、1929年法律第26号及び1924年法律第221号並びにこれらの法律を改正する法律に基づき、正規の給与〔固定役務報酬〕の取得資格を持つ場合、退職手当若しくは老齢年金又はその他の給付についてはその受給資格を有さないものとする。なお、解雇されたユダヤ人従業員が、その雇用主とともに特別退職手当

制度又は老齢年金制度、若しくはその他の類似する制度又は基金に拠出金を納入している場合、当該従業員による拠出金は5%の利子を付して還付されるものとする。この払戻は分割払とすることができる。ただし、解雇の日から1年以内にその全額を支払うものとする。

第48条

第43条から第47条の規定に違反した場合、その犯罪に対して、県警察又は国家警察は1000コルナ以上10万コルナ以下の罰金、若しくは10日以上60日以下の禁固に処す。罰金が未納の場合は、10日以上60日以下の禁固に処す。

第11章 代理及び介入の禁止

第49条

- (1) 弁護士は、法律により弁護士による代理が義務付けられている場合、又は訴訟を提起した当局若しくは裁判所が必要と認めるか又は命ずる場合に限り、ユダヤ人の代理人になることができる。それ以外の場合、当局、裁判所及び公的団体並びに公的機関による訴訟においてユダヤ人の代理人となることができる者は、ユダヤ人に限られるものとする。
- (2) 第1項の規定は、1939年政令第63号第8条に基づき地方裁判所において当事者を代理する権限を有する公証人にも適用する。
- (3) 第1項〔後段〕に言うユダヤ人の代理人は、完全な法的能力を有するユダヤ人であって、当事者と婚姻関係又は姻族関係にある者でなければならない。又、事業所の所有者は、その運営に関する事項については、ユダヤ人である商事代理人【商法第37条及び同第43

条】を代理人とすることができる。

第 50 条

- (1) 故意に第 49 条の規定に違反した者に対して、地方裁判所は、2 年以下の禁固に処し、1 万コルナ以下の罰金を科す。罰金を納入できない場合、3 箇月以下の禁固に処す。
- (2) 非ユダヤ人が、正当な権限を持たずに、ユダヤ人の権利や利益を擁護する目的で、当局、裁判所、公的団体又は公的機関に働きかけた場合（介入した場合）、その犯罪に対して地方裁判所は 5 年以下の禁固に処し、1 万コルナ以下の罰金を科す。
- (3) 第 1 項及び第 2 項の犯罪に対して刑の執行は猶予しないものとする。

第 12 章 その他の制限

第 51 条

ユダヤ人は、武器の所持、又は携行を許可されない。

第 52 条

ユダヤ人に、漁業免許は交付されない。

第 53 条

ユダヤ人は、自動車の運転（1935 年法律第 81 号第 1 条及び第 12 条）、若しくは運転免許の取得はできない。

第 54 条

- (1) 国有鉄道その他の公共交通機関によるユダヤ人の旅行の仕方は、官報告示の運輸公共事業省令で定める。
- (2) 内務大臣は、官報に告示する省令により、ユダヤ人のその他の仕方による旅行を制限する権限を有する。この省令に基づき内務大臣は、当該大臣が定めた制限に従わない者に対して、5000 コルナ以下の罰金を科す。又罰金を納入できない場合、15 日以下の禁固に処す。

第 55 条

- (1) ユダヤ人及びユダヤ人団体並びに 1 人以上のユダヤ人がいる世帯は、無線受信機又は無線送信機を所持してはならない。
- (2) 第 1 項の規定は、ユダヤ人の非ユダヤ人配偶者にも適用する。

第 56 条

- (1) 旅券、旅券に準ずる文書及び臨時旅券は、内務省（中央保安局）の同意を得た場合に限り、ユダヤ人に交付することができる。ただし、その有効期間は最長 1 年間とする。
- (2) 第 1 項の規定は、ユダヤ人の非ユダヤ人配偶者にも適用する。

第 2 編 財産権

第 1 章 物権及び営業許可の取得制限

第 57 条

ユダヤ人及びユダヤ人団体は、相続を除き、不動産に対する所有権及びその他の物権を取得することができない。

第 58 条

ユダヤ人及びユダヤ人団体は、工業、商業又は貿易の事業を継承若しくは再建すること、又は事業に新規参入し営業許可を取得若しくは継承することができない。

第 2 章 資産処分に關する自由の制限

第 59 条

- (1) ユダヤ人、ユダヤ人の非ユダヤ人配偶者、又はユダヤ人団体が、その通常（市場）価額として 500 コルナを超える動産又は不動産に關する所有権を行使するか、若しくはその他の権利の譲渡、抹消、変更或いは制限をなす場合、それが法的効力を持つには、中央経済局

の書面による許可を必要とする。この上限額は、中央経済局の官報告示によって引き上げ又は引き下げができる。農業経営に供される生物及び無生物の在庫〔農業在庫〕に関する合法的取引には、国土庁が書面で許可を与えるものとする。この在庫〔農業在庫〕の取引上限500コルナは、国土庁がこれを引き上げ又は引き下げることができる。

- (2) 第1項の規定は、健全な経営慣行の範囲を逸脱しない限り、国内に居住しない外国人による取引、居住用建物における空室の賃貸、現金の授受、並びに製造及び営業又はその他の通常の取引における物品の授受、若しくは農業活動並びに農業用貸付金のための担保設定に係る法的取引には適用しない。本政令第150条第1項並びに1940年法律第46号第26条に基づく農業用動産の譲渡についても同様とする。
- (3) 企業（工場）並びにその資産及び備品の処分（廃棄）は、第1項によりこれを禁止し、その処分は第167条から第190条〔第2編財産権 第5章ユダヤ人企業の譲渡〕の規定によるものとする。
- (4) ユダヤ人の非ユダヤ人配偶者が所有する企業（工場）、並びにその資産及び備品の処分（廃棄）については、第3項に言う禁止規定を適用しない。同様に、第3項に言う禁止規定は、出資金、株式及び鉱業株式の処分には適用しない。これらは、その価額にかかわらず、1939年政令第113号に基づいてスロバキア国立銀行に設置された委員会の許可を得て処分することができる。本項に基づく許可に関する案件については、中央経済局を代表する者がこの委員会の委員となり、その者が承認する場合に限り、〔処分が〕許可されるものとする。

第60条

- (1) 中央経済局は、第59条第1項及び第4項に基づく許可のために、ユダヤ人移住支援基金【第215条】に代わって賦課金*を徴収する。この賦課金は、法律に基づく取引の対象物の通常（市場）価額の20%とし、第59条第1項に言う者（又は団体）が負担するものとする。第59条第4項に規定する許可が、外国人であって国内に住所（居所）を有さないユダヤ人（ユダヤ人団体）に与えられる場合には、〔この規定は〕適用されない。許可の対象が抵当権の設定若しくは削除である場合、又は公的決定（判決）に基づいて処分が行われる場合、中央経済局は賦課金を免除することができる。なお、本項に基づき賦課金を請求する中央経済局の執行可能な決定が、1928年政令第8号第59条2項後段に該当する場合、農地改革基金に代わって国土庁がこの賦課金を徴収するものとする。

* 何らかの役務に対して、その恩恵を受ける者による支払金。この例としては第254条を参照。

- (2) 許可の手続及び賦課金徴収の詳細は、内閣総理大臣の承認を得て中央経済局が定め、或いは政府の承認を得て国土庁が定め*、官報に告示する。

* 農業用不動産のアーリア化は国土庁が所管した。

第61条

第59条の規定に違反した場合、その犯罪に対して県警察又は国家警察は1万コルナ以上50万コルナ以下の罰金を科す。罰金を納付できない場合には、1日以上6箇月以下の禁固に処す。違法取引の対象物は、これを没収することができる。

第 3 章 現金及び有価証券の取扱に関する制限

第 1 節 預金口座への現金の預入に関する義務

第 62 条

- (1) ユダヤ人、ユダヤ人の非ユダヤ人配偶者及びユダヤ人団体は、預入が認められた本人名義の預金口座を開設した金融機関に、第 63 条に定める金額を超える現金を預け入れるものとする。
- (2) 現金は、その受領後 3 日以内に預け入れるものとする。

第 63 条

- (1) 第 62 条第 1 項に該当する者は、以下の各号に定める金額を所持してはならない。
 - (a) 本人及び家族の生活水準を超え、1 人当たり 1000 コルナを超える金額
 - (b) 事業の運営又は〔営業〕免許の行使に必要な金額を超え、前年度の総売上高の 5 % を超える金額
- (2) 中央経済局は、官報に告示する政令又は書面による決定に基づき、第 1 項に定める金額を減額又は増額できる。

第 2 節 預託口座〔エスクロー口座〕

第 64 条

- (1) ユダヤ人及びユダヤ人の非ユダヤ人配偶者、並びにユダヤ人企業及びユダヤ人団体への支払は、財務省が中央経済局と合意したリストに記載された指定金融機関の預託口座〔エスクロー口座〕を介してのみ行うことができる。このリストは、財務省が官報で告示する。
- (2) 本政令に別段の定めがない限り、第 1 項に言う個人、企業及び団体は、第 1 項に言う以外の方法で支払いを受ける

ことが禁止されるものとする。

- (3) 第 1 項及び第 2 項は、一時的管理下にあるユダヤ人企業には適用されないものとする*。

* 一時的管理については、「第 6 編財産の管理 第 2 章 工業、商業及び手工業における管財人並びに一時的管理者 第 3 節 一時的管理者（第 227 条から 230 条）」を参照。

第 65 条

- (1) 第 64 条第 1 項に言う者（又は団体）は、その口座が本政令に基づく預託口座〔エスクロー口座〕である旨を金融機関に通知するものとする。
- (2) 金融機関は、ユダヤ人を預託口座〔エスクロー口座〕【第 64 条第 1 項】の名義人に指定し、その旨を中央経済局に申告するものとする。

第 66 条

老齢年金〔の受給〕、物品の購入、企業の経営又は職業上の行為に対する支払が日常的に現金決済によって行われている場合、預託口座〔エスクロー口座〕【第 64 条第 1 項】への預入を要さないものとする。

第 67 条

支払人は、受取人が指定する金融機関の預託口座〔エスクロー口座〕【第 64 条第 1 項】に支払金を振り込むものとする。受取人が金融機関を指定しない場合、支払金は郵政貯蓄銀行の預託口座〔エスクロー口座〕に預入れるものとする。

第 3 節 保管〔有価証券等の寄託〕

第 68 条

- (1) ユダヤ人、ユダヤ人の非ユダヤ人配偶者、及びユダヤ人団体は、本人名義の株式、鉱業株式、固定利付資産（有価証券）、及びそれに類似する有価証券を、財務省が中央経済局と協議して定めた

リストに記載された外国為替銀行等の国内金融機関に寄託するものとする。この寄託は、寄託による保管が法令によって過去に義務化されたか、又は現在義務化されている有価証券を取得した日、若しくは「資産を」有価証券又は宝くじに交換した日から8日以内に行うものとする。

- (2) 第1項に定める寄託義務は、寄託による保管が法令によって過去に義務化されたスロバキア国営宝くじ、有価証券及び「その他の」宝くじには適用されない。
- (3) 第1項に規定する「寄託」義務は、非ユダヤ人が第1項に規定する者（団体）のために第1項に言う資産（有価証券等）を保管する場合、その保有者（保管人）にも適用される。
- (4) 有価証券に関する権利は、寄託によって影響を受けないものとする。
- (5) 財務省は、第1項に言う金融機関のリストを官報に告示する。

第69条

第68条の規定は、金製又はプラチナ製の物品、及びそれらの合金若しくは他の金属との合金によって作られた物品に適用される。その一部が金又はプラチナ若しくはその合金である物品、或いは貴石及び真珠についても同様とする。ただし、以下の各号には適用されない。

- (a) 本人の結婚指輪及び死別した配偶者の結婚指輪
- (b) 使用中の貴金属製の義歯
- (c) 通常の商行為の対象となる商品（金細工師、宝石商、時計技師、歯医者等が取り扱う商品）

第70条

第68条第1項に言う者（又は団体）の口座を他の者（又は他の団体）に譲渡すること、及び有価証券をある金融機関から他の金融機

関に移動することは、中央経済局が許可する場合に限り、これを行うことができる。

第71条

第68条第1項に言う者又は団体は、中央経済局が許可する場合に限り、第68条及び第69条に言う寄託とは別に、金融機関に貸金庫及び施錠式保管庫を設置することができる。

第72条

寄託物【第68条及び第69条】の引出、並びに貸金庫及び施錠式保管庫からの持ち出し【第71条】は、中央経済局の許可がある場合に限り、許可されるものとする。

第4節 寄託物及び預金の引出制限

第73条

- (1) ユダヤ人、ユダヤ人の非ユダヤ人配偶者及びユダヤ人団体は、特別の定めがない限り、本人及びその家族の維持のために、本人名義であるか暗証番号付口座であるかを問わず、普通預金口座、又はジャイロ口座、当座預金口座等の口座、並びに1つ以上の金融機関に開設された第64条から第67条に基づく預託口座「エスクロー口座」及び郵政貯蓄銀行の口座に預け入れた預金から、毎週合計500コルナ以下の金額を引き出すことができる。
- (2) 中央経済局は、官報に告示する法令、又は個別に認められる書面による決定に基づき、第1項に規定する金額を減額または増額することができる*。

* 1942年中央経済局令第209号により、毎週150コルナ以下に減額された。

第74条

第73条に規定する普通預金口座及び当座預金口座からの現金又は証書による払出が、国、地方自治体及び公的保険機関に納付すべ

き租税、賦課金、手数料その他の納付金の支払に使用される場合、若しくは営業に係る経費の実額の支払若しくは役務に対する給与の支払のために行われる場合に限り、中央経済局による特別の許可は必要としないものとする。ただし、払出の必要性は、関係書類が提示された払出金融機関によって証明されるものとする。管財人又は一時的管理者*が任命されているユダヤ人企業（工場）及び建物に関しては、管財人又は一時的管理者が〔引出の必要性を示す根拠として提出された〕関係書類の正確性並びに営業経費の支払の必要性を調査し証明するものとする。国、地方自治体並びに公的保険機関に納付すべき租税、賦課金、手数料及びその他の納付金は、金融機関が直接納付するものとする【第 73 条第 1 項】。

* 管財人と一時的管理者については、それぞれ第 6 編財産の管理 第 1 章 家屋の一時的管理者（第 216 条から第 221 条）並びに第 2 章 工業、商業及び手工業における管財人並びに一時的管理者 第 3 節 一時的管理者（第 227 条から 230 条）を参照。

第 75 条

預金口座等の口座【第 73 条及び第 74 条】からの払出方法の詳細は、中央経済局が指定する。

第 5 節 罰則規定及び最終規定

第 76 条

第 62 条から第 65 条及び第 67 条から第 75 条に違反した場合、1924 年法律第 7 号の改正法により納税に対する重大な脱法行為として処罰されるものとする。

第 4 章 財産権に関するその他の制限

第 1 節 公的保険による年金〔支払〕に対する国庫負担

第 77 条

- (1) ユダヤ人は、1934 年政令第 112 号第 1 条により改正された 1924 年法律第 221 号第 123 条、及び 1936 年法律第 200 号第 1 条により改正された 1922 年法律第 242 号第 18a 条、並びに 1934 年法律第 117 号第 1 条により改正された 1929 年法律第 26 号第 176 条に基づき、国庫負担による〔年金の〕支払を受ける権利を有さない。
- (2) 第 1 項の規定が適用される被保険者は、本政令の施行日から 60 日以内に、その旨を所轄の公的保険事務所に届け出るものとする。
- (3) 第 2 項に定める義務を履行しない場合、その犯罪に対して 500 コルナ以上 5 万コルナ以下の罰金を科し、それが納入されない場合、5 日以上 30 日以下の禁固に処す。

第 2 節 特定の物品を所有する資格の欠如

第 78 条

- (1) ユダヤ人は、国及び国家の著名人の絵画、塑像又は胸像を所持してはならない。国章、国旗及び旗号についても同様とする。
- (2) ユダヤ人は、カメラ及び双眼鏡を所持してはならない。国歌又はその旋律を録音したレコードについても同様とする。
- (3) 第 1 項及び第 2 項の規定に違反した場合、その犯罪に対して県警察又は国家警察は 100 コルナ以上 1 万コルナ以下の罰金を科し、それが納入されない場

合、1日以上15日以下の禁固に処す。

第3節 通告

第79条

- (1) アパートの賃貸人は、2週間前に通告することにより、ユダヤ人及びユダヤ人団体との賃貸借契約を解除することができる。この通告はいつでも行うことができる。
- (2) 一時的管理者は、賃借人が非ユダヤ人である場合にも、第1項に基づいて解約することができる。
- (3) 一時的管理者は、中央経済局が許可する場合に限り、ユダヤ人賃借人が支払うべき賃貸料をそれよりも低額に定めることができる。
- (4) 公共の利益のために、中央経済局は、家屋を所有するユダヤ人、又はいかなる名義であるかを問わずその家屋の中の居室を占有しているユダヤ人に対して、2週間の期間を定め退去を命ずることができる。この執行命令は、1928年政令第8号第90条第2項に基づくものとする。
- (5) 中央経済局は、地方自治体の特定の場所にある特定の建造物又はアパートをユダヤ人に賃貸することを禁止することができる。
- (6) 第1項及び第2項の規定は、ユダヤ人医師が中央経済局の許可を得て医業に従事することが認められている場合であろうとも、その者が賃借している居室（アパート）に適用される。
- (7) 中央経済局は、第1項及び第2項の規定が適用されない賃貸用建造物、借家、若しくは地方自治体の街路又は特定区域を指定することができる。

第80条

第79条第3項及び第5項にもかかわらず、中央経済局の許可なく部屋（フラット）を賃貸した場合、これを無効とする。

第4節 農業用不動産についての賃貸借契約等の解除

第81条

非ユダヤ人が農業用不動産【1940年法律第46号第3条第2項】をユダヤ人又はユダヤ人団体に賃貸している場合、国土庁は、契約上の賃貸借期間が満了する前であっても、農業用不動産についての賃貸借契約又は〔一般の〕賃貸借契約の解除を命令することができる。〔一般の〕賃貸借契約の場合は少なくとも30日前に、又農業用不動産についての賃貸借契約の場合には、農業年度末までに通告することにより、いつでもその賃貸借契約を解約することができる。

第82条

農業用不動産の賃借人又は〔その他の〕賃借人は、第81条に基づく農業用不動産についての賃貸借契約又は〔その他の〕賃貸借契約の中途解約を理由とする損害及び逸失利益の補償を受ける権利を有さないものとする。

第83条

- (1) 国土庁は、第81条に規定する賃貸借契約の解約命令を当該不動産の所有者（代表者）及び賃借人に送達するものとする。
- (2) 第81条に基づき、執行可能条項を付して国土庁が発出した命令書は、法に基づく執行令状と見なすものとする。

第 3 編 公的生活からの排除

第 1 章 公的役務からの排除

第 84 条

- (1) ユダヤ人及び混血ユダヤ人の公的役務は、本政令の施行後 2 箇月以内に終了するものとする【第 12 条】。
- (2) 第 1 項に基づく公的役務の終了は、当該役務の退職と同じ効力を有するものとする。

第 85 条

第 13 条に言う団体* へのユダヤ人及び混血ユダヤ人の加盟資格は、遅くとも本政令の発効後 2 箇月で失効するものとする。

* フリンカ・スロバキア国民党等の民族政党、フリンカ警固隊、フリンカ青年団、義勇親衛隊、ドイツ青年同盟。

第 86 条

第 84 条の規定は、第 14 条に言う者〔裁判官、強制執行官等〕にも適用する。

第 2 章 公務員の解雇、補償及び老齢年金並びに遺族年金に関する規定の変更

第 1 節 公務員の解雇

第 87 条

- (1) 第 15 条に基づき国又はその他の公的役務から排除されたユダヤ人は、これを解雇するものとする。
- (2) 第 1 項は、第 2 条第 a 号に言う混血ユダヤ人にも適用し、その者が将校又は下士官【第 15 条第 2 項】である場合、【第 2 条】第 b 号に言うユダヤ人の非ユダヤ人配偶者にも適用するものとする。

第 88 条

- (1) 第 87 条による解雇は、解雇された者に

よる解雇前の行為に関する懲戒手続の開始又は終了を妨げないものとする。

- (2) 第 1 項の規定は、1939 年政令第 74 号による雇用者の解雇を理由として懲戒手続が中止された場合にも適用されるものとする。中止された懲戒手続は、これを再開することができる。
- (3) 懲戒が確定した場合、懲戒処分として退職金を支給しないことができる【第 89 条等】。

第 2 節 解雇された職員に対する補償

第 89 条

- (1) 公的役務から排除された職員で【第 87 条】、実勤務年数が 10 年に満たない者には、その実勤務年数満 1 年につき年金支給額の 8 % が退職金として支給されるものとする。
- (2) 実勤務とは、公的役務の実際の提供、若しくは年金積立金の支払を伴う公的その他の役務の提供と解せられるものとする。

第 90 条

- (1) 年金の査定に計上できる実勤務年数が 10 年以上の職員は、以下の各号のいずれかを選択することができる。
- (a) 退職金
- (b) 老齢年金の受給権
- (2) 第 1 項に基づく選択は、退職の日から 3 箇月以内に、役務に対する給与の支払を担当する事務所に書面で行うものとする。この期間内に選択しない場合、当該職員は第 1 項第 b 号に言う老齢年金の受給権を保持するものとする。

第 91 条

- (1) 第 90 条第 1 項第 a 号に言う退職金を選択した職員には、年金査定に算入できる実勤務の最初の 10 年については満 1 年につき年金支給額の 8 %、その後の

実勤務については満1年につき年金支給額の6%が支給されるものとする。ただし、この退職金は年金ベース*の2倍を超えないものとする。

*「年金ベース」とは、年金計算の基準となる金額で、一般には平均収入が使用された。

- (2) 第89条第2項の規定は、必要な変更を加えてこれを「第1項に」準用する。

第92条

- (1) 第90条第1項第b号に基づく老齢年金の受給権は、雇用者が60歳に達した日の翌月1日に発生する。ただし、雇用者が60歳に達する前であっても、本人の故意によらない疾病のために終生収入を得ることが不可能な場合、老齢年金の受給権が発生するものとする。なお、この老齢年金は、医師が労働不能を証明した月の1日から支給される。
- (2) 解雇の日から老齢年金を受給する日までの間に、雇用者は最終の年金ベースの3%を制度維持拠出金として支払うものとする。制度維持拠出金は、老齢年金を査定する役所の口座に半年ごとに前納するものとする。雇用者が制度維持拠出金を1年以上滞納した場合、第1項に基づく受給権は消滅するものとする。
- (3) 老齢年金は、雇用者の解雇の日における年金支給額及び解雇の日に算出される勤務期間に基づき、施行中の法律に基づいて査定され、その額の30%が減額されるものとする。ただし、この減額によっても年金は年額6600コルナを下回らないものとする。
- (4) 第3項に定める老齢年金の減額に関する規定は、第87条第2項に基づいて除隊したユダヤ人の非ユダヤ人配偶者には適用されない。

第93条

- (1) 第90条第1項第b号に基づいて老齢年金の受給を選択し、60歳に達する前に死亡した雇用者の遺族が受け取る遺族年金は、[支給のときに]施行中の年金法に基づいて査定されるものとする。その遺族年金の受給権は、第90条第2項で課された義務を果たした雇用者に限られるものとする。遺族年金は、雇用者（又は配偶者若しくは父）の年金ベース、並びに雇用者が死亡した日に算出される[実勤務の]期間に基づき、第95条の規定に従って査定されるものとする。
- (2) 本政令の施行中に死亡した雇用者の遺族への遺族年金の支給額の査定については、第1項を準用する。
- (3) 第1項及び第2項の場合、死亡給付金は2分の1に減額する。

第3節 老齢年金及び遺族年金に関する規定の改正

第94条

老齢年金を受給するユダヤ人の年金は、その30%が減額される。この減額によっても年金は年額6600コルナを下回らないものとする。

第95条

- (1) ユダヤ人である受給者に支給される寡婦年金及び遺児年金は、その30%が減額される。この減額によっても、寡婦年金は年額6000コルナ、遺児年金は年額3000コルナを下回らないものとする。
- (2) 教育手当は、減額された寡婦年金を基に査定する。

第96条

- (1) 本政令の施行中に死亡したユダヤ人雇用者の遺族に支給される遺族年金は、第95条の規定に基づいて査定される。

- (2) 在職中に死亡したユダヤ人雇用者の遺族に支給される死亡手当は、第 92 条及び第 94 条に基づいて減額された年金を基礎に査定されるものとする。

第 4 節 一般規定

第 97 条

- (1) 退職金は、解雇後 3 箇月、6 箇月、9 箇月、12 箇月以内に 4 回以内に分割して支給するものとする。ただし、退職金が 2000 コルナ未満の場合、一括して支払われるものとし、これを超える退職金については、退職金の全額が支給されるまで、1 回の分割払による支給額は 2000 コルナを下回らないものとする。
- (2) 退職金が支給される場合、公的保険法による年金の支給及び〔既払の〕年金保険料の払戻はできないものとする。

第 98 条

1938 年政令第 380 号第 28 条第 1 項後段の規定及び 1941 年法律第 40 号第 12 条第 2 項から第 6 項の規定は、本政令に基づいて国の老齢年金及び遺族年金の受給者には適用されない。

第 99 条

- (1) 本政令に言う国家公務員とは、1926 年法律第 103 号及び同法に基づいて公布された法令の適用を受ける国若しくは国有又は国营の機関、企業、基金等の事業所に雇用されている者を言う。
- (2) 本節の規定〔第 4 節 一般規定〕は、以下の各号にも適用される。
- (a) 教育職員法 (1926 年法律第 104 号) の適用を受ける教員
 - (b) 非国立の中等学校、教員養成機関、その他の高等教育機関の教授
 - (c) 1930 年法律第 70 号の適用を受ける者、及び国有鉄道管理局がユダヤ人

に支給する老齢年金並びに遺族年金その他の年金を受給する者。なお、本政令に相反する契約は、これを無効とする。

- (d) 第 a 号から第 c 号までに掲げる者の遺族であって、第 1 項に該当しない者

第 100 条

〔別に定める〕老齢年金及び遺族年金の最低額の査定に関する規定は、本政令が適用される者には適用されない。ただし、最低査定額が、老齢年金については年額 6600 コルナ未満の者、又遺族年金については年額 6000 コルナ未満の者についてはその限りではない。

第 3 章 医業からの排除及び土木技術士免許の失効

第 101 条

- (1) ユダヤ人の医師免許及び獣医師免許は、本政令の発効後 3 箇月以内に失効するものとする。
- (2) 第 1 項の規定は、土木技術士免許にも適用する。
- (3) 第 1 項及び第 2 項に定める期限は、政府が、専門的職業一般について、又個別の専門的職業については必要に応じて、延長できるものとする。

第 4 章 薬局営業免許の取消及び薬局の譲渡

第 102 条

- (1) 薬局の所有者（共同所有者）又は営業権者（共同営業権者）がユダヤ人の場合、譲渡可能な権利、財産権、若しくは私的権利に基づいて薬局を経営する権利* は、内務省の任命する政府委員が当該薬局を継承した日に抹消されるものとする。この政府委員の任命は官

報に告示する。

*「譲渡可能な権利」の一例は薬局の営業ライセンス,「財産権」の一例は薬局の建物,店舗等の所有権,「私的権利」の一例は契約によって得た営業権である。

- (2) 薬局の所有者(又は共同所有者)又は譲受人(又は共同譲受人)がユダヤ人ではないが,ユダヤ人と何らかの共同経営の関係にある場合,譲渡可能な権利,財産権若しくは私的権利に基づいて当該薬局を経営する権利又は譲受権は,第102条から第109条の規定に従うものとする。
- (3) 遺児,寡婦又はその他の者がユダヤ人であり,かつその者が譲渡可能な権利,財産権若しくは私的権利に基づいて薬局を経営する場合,第102条から第109条の規定が適用されるものとする。

第103条

- (1) 第102条の規定に従う薬局を内務省の任命する政府委員が継承するまでの間,当該薬局に関する権利を有する者は,適宜医薬品及び薬剤を販売し,支障なく薬局を経営するものとする。
- (2) 本政令の発効後,薬局の権利を保有する者は,内務省の同意がある場合に限り,その権利を処分することができる。内務省の同意がない処分は法的に無効とされる。
- (3) 政府委員は,抹消された権利又は薬局営業免許が新たな営業権者に付与又は交付されるまでの間,若しくは薬局が清算されるまでの間,既存の権利者に代わって当該薬局を経営するものとする【第104条第2項】。

第104条

- (1) 内務省は,その裁量により,第102条に従って「営業権が」抹消された薬局(以下「営業権抹消薬局」と言う。)に

係る薬局営業免許を薬局経営のための私的権利として,一般入札に応募した新たな申請者に付与することができる。内務省は,薬剤師の資格要件を満たさない申請者に対しても,例外として薬局営業免許を交付することができる。

- (2) 内務省が新規申請者に対して薬局営業免許を交付しない場合,当該営業権抹消薬局は清算されるものとする。

第105条

- (1) 譲渡可能な権利又は財産権に基づく薬局の経営権を処分した場合,薬局の所有者は第108条にいう薬局清算基金から補償金を受ける権利を有する。その補償額は,1936年,1937年及び1938年の3箇年における年平均売上高の10%とし,所轄の税務署がこの額を定めるものとする。1939年1月1日以降に訂正された売上明細書は,これを考慮しないものとする。
- (2) 私的権利に基づいて経営される薬局の営業免許が抹消された場合,補償金は支払われないものとする。

第106条

- (1) 私的権利に基づいて経営される薬局の営業が,第104条第1項に基づいて新たな者に許可される場合,その者は薬局清算基金に拠出金を支払うものとする。この金額は,第105条第1項に従って算定された年間平均売上高の25%とする。
- (2) 新たに薬局営業免許を受けた者は,薬局清算基金への拠出金を分割して納入することができる。ただし,この拠出金の3分の1は,薬局営業に係る私的権利が認められた時点で即納し,残りの3分の2は,無利息で半年ごとに12回に分割して支払うものとする。この分割払の期限は,半年ごとの期末月の翌月15日とする。分割払の遅延利息は

5%とし、この遅延利息は未払いの分割支払金とともに、1928 年政令第 8 号第 2 編に基づき薬局清算基金が強制執行によって回収できるものとする。強制執行の可否は、内務省がこれを決定する。

- (3) 薬局営業免許を受けた者が拠出金の完済前に死亡し、当該薬局が、その遺児又は寡婦の権利に基づいて経営されている場合、拠出金の継続支払義務はこれらの遺児又は寡婦に継承されず、遺児又は寡婦がその権利を喪失した後に、当該薬局を経営する私的権利を取得して薬局営業免許を受けた者が、拠出金の滞納分を支払うものとする。この場合、延滞利息は課されない。

第 107 条

- (1) 新たに薬局営業免許を受けた者は、薬局の経営に必要で薬局方に定める医薬品及びその他の医薬品並びに不可欠な特殊医薬品の在庫については購入価格で、又営業権抹消薬局の備品については鑑定価格で買い取るものとする。内務省が設置した委員会は、在庫及び備品を引き取り、その価額を査定し、薬局の経営にとって必要な医薬品及び不可欠な特殊医薬品を決定する。この委員会の決定に異議がある場合、15 日以内に内務省に申し立てることができる。
- (2) 在庫及び備品の価額については、新たに薬局営業免許を受けた者が薬局清算基金に対し 5%の利息を付して半年ごとに 12 回に分割して支払うものとする。分割払のこの期日が守られない場合には、第 106 条第 2 項の罰則規定を適用する。

第 108 条

- (1) 1939 年政令第 145 号第 7 条に基づき内務省に設置された薬局清算基金は、本政令によりその営業権が抹消された薬

局に係る金融取引を統一的行うものとする。

- (2) 薬局清算基金は、営業権抹消薬局ごとに清算勘定〔第 3 項～第 6 項〕及び拠出勘定〔第 7 項～第 9 項〕を設けるものとする。ただし、拠出勘定は、営業権が抹消された薬局の所有者に代わって新たに薬局営業免許を受けた者〔と旧所有者〕との共同管理勘定とする。
- (3) 営業権抹消薬局の清算勘定の収入は、以下の各号からなる。
- (a) 営業権抹消薬局の株式及び設備の価額に対して新たに薬局営業免許を受けた者が支払った利付き支払金及び遅延利息
- (b) 譲渡可能な権利又は財産権に基づく処分により抹消した薬局の経営権に対する金銭的補償
- (4) 薬局清算基金は、第 3 項第 a 号及び第 b 号に定める収入を限度として、営業権抹消薬局の清算勘定を、その薬局の権利者であった者の債務の弁済に充てるものとする。清算勘定の残額は、当該清算勘定に係る営業権抹消薬局の旧権利者に支払われるものとする。
- (5) [薬局清算基金に対する] 金銭の支払請求がある場合、公租公課及び公的徴収金の納付、並びに年金機構その他の公的社会保障機関への支払、第 21 条に定める罰金の納付、従業員への給与及び賃貸料の支払、薬局用品全般の仕入れ先への支払、並びに譲渡可能な権利又は公的帳簿に記載された財産権に基づいて運営したときに発生する薬局の債務への支払を優先するものとする。
- (6) 営業権抹消薬局の元権利者のために清算勘定に支払われた金額が、[本条] 第 5 項に基づく請求を賄うのに十分ではない場合、債権者は元の債務者に対して訴訟を提起するものとする。なお、

国、薬局清算基金及び新たに薬局営業免許を受けた者は、営業権抹消薬局の旧権利者が締結した契約、債務及び損害賠償について、いかなる責任も負わないものとする。

- (7) 拠出勘定の収入は、私的権利に基づいて薬局を運営するための営業免許を受けた者が支出した拠出金及びその遅延利息からなるものとする。
- (8) 以下の各号は、拠出勘定から支払われるものとする。
 - (a) 営業権抹消薬局の営業権の元所有者が、譲渡可能な権利又は財産権に基づいて当該薬局を運営する権利を抹消されたことに対する補償金
 - (b) 薬局清算基金に支払われる報酬及び諸経費
- (9) 拠出勘定の剰余金は、国立病院の建設に充当するものとする。

第109条

営業権抹消薬局に居住する者が賃貸借契約を締結している場合、第102条に基づいて譲渡可能な権利、財産権若しくは私的権利に基づく薬局の営業権を抹消又は委譲することによって、当該賃貸借契約は自動的に解約されるものとする。契約の当事者であるユダヤ人は、契約満了前の解約を理由として損害賠償を請求する権利を持たないものとする。

第4編 財産の譲渡

第1章 [財産] 申告書

第110条

- (1) ユダヤ人、ユダヤ人の非ユダヤ人配偶者、及びユダヤ人団体は、本政令が発効する日に、国内及び国外におけるすべての財産をその価額とともに申告するものとする。
- (2) 国内に永住する外国籍のユダヤ人は、

国内に所在する財産をその価額とともに申告するものとする。

- (3) 第1項及び第2項の定めにより申告の義務を負う者は、1人ずつその財産を申告するものとする。法的能力を欠いた者の財産については、その法定代理人が申告するものとする。
- (4) 申告書は、国家統計局製の様式でその複製を4部作成するものとする。この様式は、申告者が地方自治体の公証人役場若しくはブラチスラバにおいては警察本署で購入するものとする。

第111条

- (1) それぞれの財産の価額は、本政令の施行日現在の価格に基づいて申告書に記載するものとする。
- (2) 1品目あたりの現在価格が3000コルナを超えない個人用の物品、家具及び家財については、[その価額を]一括して申告書に記載するものとする。

第112条

- (1) 財産申告書は、1941年10月1日までに、居住地又は登記の場所を管轄する公証人役場若しくはブラチスラバ警察本署に提出するものとする。スロバキア共和国の国外に永住する者は、ブラチスラバ警察本署に提出するものとする。
- (2) 第1項を管轄する当局は、財産申告書が不正確又は不完全な場合、その旨を明示して申告者に通知するものとする。申告者は、第1項に規定する期間内に申告内容を補足又は訂正、若しくは新たな申告書を提出することができる。
- (3) 中央経済局が任命した補佐人(1928年政令第8号第16条)は、第1項に定める期限内に申告の義務を履行しない者の財産を鑑定して申告するものとする。補佐人の報酬は、申告された財産に応じて中央経済局が決定する。

第 113 条

- (1) 第 110 条第 1 項及び第 2 項に基づく申告義務を負う者(団体)、又は補佐人【第 112 条第 3 項】は、本政令の施行日以降に財産の価額が変化し(価額が増加又は減少し)、その変化が通常の経営又は正常な事業取引の範囲を超える場合、若しくは第 110 条第 1 項に定める日〔本政令の施行日〕には財産を所有していなかった者で、財産を新たに取得して申告義務者(団体)となった者の財産価額が 5000 コルナを超える場合、本政令の施行日若しくは施行日以降に財産価額が変化した日から 15 日以内にその旨を管轄当局【第 112 条第 1 項】に申告するものとする。
- (2) 第 1 項に規定する申告書は、あらかじめ定められた様式により 4 部複製して提出するものとする。

第 114 条

- (1) 期限内に財産を申告しなかった者【第 112 条及び第 113 条】、若しくは重要事項について虚偽又は不完全な申告書を提出した者は、5 年以下の禁固に処す。
- (2) ユダヤ人団体【第 110 条第 1 項】の責任者が、団体の財産を期限内に申告しない場合【第 112 条及び第 113 条】、若しくは重要事項について虚偽又は不完全な申告書を提出した場合、5 年以下の禁固に処す。
- (3) 第 1 項に言う行為が過失による場合、2 年以下の禁固に処す。
- (4) 報告義務の対象となる財産を所有する者がその財産〔の所有〕を隠蔽又は〔その財産そのものを〕隠匿することを何らかの形で幫助した者は、当該行為がより重い刑罰の対象とならない限り、1 年以下の禁固に処す。
- (5) 刑法第 92 条の規定は〔本条第 1 項から第 4 項に係る〕刑罰を定める際には適

用されず、刑の執行は猶予されない。

- (6) 裁判所は、第 1 項に規定する犯罪行為に対して有罪の判決を申し渡した場合、有罪判決を受けた者の財産の国庫への没収を宣告するものとする。裁判所はその判決を所轄の地方部局に送達し、その没収は当該部局が執行するものとする。なお、第 1 項から第 4 項の行為を遂行するときに使用又はそのために使用された財産、若しくはその遂行を幫助したことへの報酬に供された財産は、刑法第 61 条に基づいて裁判所がこれを没収するものとする。
- (7) 第 1 項、第 2 項及び第 4 項に掲げる行為に関する訴訟は地方裁判所が所轄し、第 3 項に掲げる行為は、県裁判所がこれを所轄するものとする。

第 2 章 ユダヤ人が競売で購入した不動産の買取**第 115 条**

非ユダヤ人(自然人と法人を問わず、以下「申請人」と言う。)は、競売でユダヤ人が購入した不動産を、その競売価格で買い取る権利を有する。

第 116 条

第 115 条の規定は、本政令の施行日において以下の各号に該当する場合、適用されないものとする。

- (a) 当該不動産の所有権がすでに非ユダヤ人(自然人又は法人)によって登記されている場合
- (b) 当該不動産の所有権について非ユダヤ人(自然人又は法人)への移転登記が裁判所に申請され、それが却下されなかった場合
- (c) 非ユダヤ人(自然人又は法人)が当該不動産の実質的支配者*である場合

* 実質的に支配することが可能な個人又は団体。

第117条

- (1) 買取価格【第115条】は、ユダヤ人が競売で購入した不動産の価格に等しいものとする。
- (2) ユダヤ人が1918年10月30日以前に不動産を競売で購入した場合、非ユダヤ人の抵当権者が債権を回収する場合には、第1項に定める買取価格は4倍を超えない範囲で増額できるものとする。
- (3) 競売後に不動産に投資が行われた場合、当該投資の価額は、鑑定評価【第124条第4項】の日における不動産価額の客観的増加分として、それを買取価格【第1項及び第2項】に加算するものとする。ただし、その増加分は投資の実額を超えないものとする。

第118条

- (1) 申請人が死亡した場合又は期限内に買取権を行使しなかった場合【第119条】、この権利は、申請人から不動産を相続することになっている者が〔相続の日から〕3箇月以内に行使できるものとする。
- (2) 第1項に言う者が複数いる場合、これらの者は、1人ずつ若しくは共同で買取権を行使することができる。

第119条

- (1) 買取権は、本政令の施行日から6箇月以内に書面によって行使するものとする。ただし、本政令の施行日に非ユダヤ人による所有権の移転登記が却下された場合【第116条第b項】、その日の却下を最終決定とする。
- (2) 申請書は、土地登記簿に記載された利害関係人の数と同数の部数の写しを不動産が所在する地方裁判所に提出し、

併せて所轄の裁判所、税務署及び国土庁に各1部を提出するものとする。

第120条

- (1) 申請書には、以下の事項を記載するものとする。
 - (a) 所轄裁判所〔の名称〕
 - (b) 利害関係人の氏名、職業、居住地又は滞在地
 - (c) 土地登記簿の記載事項
 - (d) 買取の基礎となる競売を示す文書の番号及び所轄の裁判所による記載事項
 - (e) 買取条件に係る事実及びそれを裏付ける証拠
 - (f) 買取の認可申請
- (2) 申請書の提出に当たっては、ユダヤ人又はユダヤ人団体が競売で購入したときの不動産価格の4分の1に相当する金額を買取価額の前払金として裁判所に供託し、その旨証明する文書を添付するものとする。

第121条

所定の期日の後に遅れてなされた申請、又は第120条第2項に言う前払金の供託証明書が添付されていない申請は、職権によりこれを受理しないものとする。

第122条

- (1) 買取の申請は、土地登記簿に記載するものとする。
- (2) 裁判所は、買取の申請を却下しない場合、土地登記簿に記載された全利害関係人、所轄税務署及び国土庁に宛てて、申請書の写しを送達しその旨を通知するものとする。
- (3) 土地登記簿に記載された利害関係人に対して〔前項に言う〕通知を送達できない場合、又は通知後30日以内にその受領が確認されない場合、裁判所は補佐人を選任し、当該通知及びその他の決定事項をその者に通知するものとする。

る。

第 123 条

土地登記簿に記載された各利害関係人は、
〔第 122 条第 2 項に言う〕通知の送達から 30
日以内に書面で申請することにより、投資額
に応じた買取価格の増額権〔第 117 条第 3
項〕を行使することができる【第 122 条】。

第 124 条

- (1) 裁判所は、30 日間の期限満了後【第 122 条第 3 項】、買取条件が充足されている事実を確認し、申請人並びに土地登記簿に記載された利害関係人全員を召喚して、買取価格を確定する期日を定めるものとする。
- (2) 買取価格の増額〔第 117 条第 3 項〕を申し出た申請人又は土地登記簿に記載された利害関係人が所定の期日〔第 1 項〕に出頭しない場合、その申請は取り下げたものと見なされる【第 122 条】。なお、土地登記簿に記載された利害関係人が出頭しない場合、その取下げ手続は妨げられないものとする*。

* このなお書は必要か。

- (3) 買取条件の充足性に関する事実関係、及び投資の有無は、非訟事件* 手続の規則に従って証明されるものとする。

* 訴訟手続きによることなく裁判所が処理する民事事件。

- (4) 競売の後になされた投資の価額並びに強制執行法第 191 条に言う担保物件の価額は、鑑定法（1933 年政令第 100 号）に基づいて決定するものとする。

第 125 条

- (1) 裁判所は、証拠調べに基づいて買取申請の却下又は許可を決定し、その決定を申請人、土地登記簿に記載されたすべての利害関係人、並びに所轄税務署及び土地登記本署に送達するものとする。

る。

- (2) 買取許可決定書には、以下の各号が記載されるものとする。

- (a) 裁判所の名称
 - (b) 申請人、土地登記簿に記載された所有者及びその代理人の氏名、専門職の名称（職業）並びに居住地又は所在地
 - (c) 許可される不動産の土地登記簿記載事項
 - (d) 買取を許可する旨の決定文書
 - (e) 買取価格【第 117 条第 1 項及び第 3 項】
 - (f) 非訟費用
 - (g) 決定の理由
 - (h) 決定の日付
- (3) 第 1 項に基づく決定に対する控訴は、これを認める。第一審判決が第二審によって覆された場合には、更に第三審裁判所に抗告することができる。

第 126 条

- (1) 買取の許可が決定される場合、差押競売* の効力はその決定の申渡日に発生するものとする。なお、競売後に設定された地役権** は保全されないものとする。これについては、強制執行法第 180 条から第 184 条の規定を準用する。

* 債務の弁済ができなくなった債務者の所有する不動産を差し押さえ、その売却代金を債務の弁済に充当すること。

** 他人の土地を自分のために利用する権利。

- (2) 差押の優先順位は、買取許可の決定命令が確定した後に、強制執行法第 188 条から第 199 条の規定に従って決定するものとする。
- (3) 裁判所は、差押の優先順位を決定する場合、第 117 条第 2 項に従って買取価格を引き上げるものとする。

第127条

申請人は、第125条に基づく〔買取許可の〕決定の日を起算日として買取価格に5%の利息を付した価額〔利付き不動産買取価額〕を、その決定の日から5年以内に裁判所に納付するものとする。

第128条

裁判所は、〔第127条に言う〕買取価額の全額が納付された後に、分配の順位決定〔第126条第2項に言う差押の優先順位決定〕に従って支払を命ずるものとする。

第129条

- (1) 申請人が〔第127条に定める〕5年の期限内に買取価額を納付せず、又は買取を取り下げた場合、裁判所は、その旨を国土庁に通知するものとする。
- (2) 国土庁は、権利の行使状況に応じ、〔前項に言う〕通知が送達された日から30日以内に当該不動産の接収権を有する。
- (3) 国土庁が〔前項に定める〕接収権を行使する場合、買取価額を裁判所に納付し、買取を許可した裁判所にその旨を通知するものとする。

第130条

国土庁が不動産を接収しない場合、裁判所は、職権によりその手続を終了し、土地登記簿における買取に関する記載事項の削除を命ずるものとする。

第131条

- (1) 〔申請人による取下の〕手続が終了した場合、又は国土庁が不動産を接収した場合、申請人は、当該不動産を土地登記簿に記載された所有者又は国土庁に直ちに引き渡すものとする。
- (2) 申請人は、不動産を所有していた期間に得た純不動産収入を、土地登記簿に記載された所有者、若しくは該当する場合には国土庁に支払うものとする。

第132条

〔申請人が〕買取価額に対する前払金【第

120条第2項】を支払った場合、その前払金は、申請人が負担した費用、申請人が支払うべき〔純不動産〕収入【第131条第2項】、並びに強制執行法第184条に基づいて申請人が買取許可の決定日以降に支払うとされた、不動産に対する公租公課の前払金に充当されるものとする。

第133条

- (1) 申請人が買取価額を納付した場合、又は不納付のために国土庁が不動産を接収した場合、手続に要した費用及び補佐人に支払う費用に加えて、当事者（申請人並びに土地登記簿に記載された利害関係人）が負担した費用及びその法定代理人が負担した費用は、買取価額を分配するときに優先〔して弁済〕されるものとする。
- (2) 申請人による買取価額の不払、若しくは申請取下後に国土庁が不動産を接収しない場合、その手続に要した費用はすべて申請人が負担するものとする。

第134条

- (1) 第118条に規定する者が申請を行い、その者が唯一の買取権者であることを立証していない場合、裁判所は、第118条第1項に定める期限〔買取権を相続した日から3箇月〕が経過するまで手続を開始してはならない。
- (2) 複数の申請人が個別に申請する場合、その手続は併合されるものとする。
- (3) 複数の申請人が買取の条件を満たし、その持分について協議が整わない場合、買い取られた不動産〔の価額〕は、すべての申請人の間で等分されるものとする。
- (4) 申請人のいずれかが申請を取り下げた場合、又は買取条件を履行しなかった場合、その権利と義務は残りの者に移転し、裁判所はその残りの者に対して、その義務を果たすための合理的な期限

を与えなければならないものとする。

第 135 条

申請人が申請を取り下げた場合、又は買取価額を期限内に支払わなかった場合、買取価額に充当する供託金は、第 132 条に言う収益、費用及び公租公課を引去った後、[その残額が] 申請人に還付されるものとする。

第 136 条

(1) 第 115 条及び第 118 条に規定する者[買取権を持つ非ユダヤ人及び買取権の相続人]が第 119 条第 1 項に規定する期限内[6 箇月以内]に買取権を行使しない場合、その買取権は国土庁に移転され、その 3 箇月以内に国土庁は、[農業用不動産を除く不動産については]本章(第 115 条から第 140 条)*に基づき、或いは[農業用不動産については本政令]第 150 条に基づき、買取権を行使することができる。

* 第 2 章 ユダヤ人が競売で購入した不動産の買取(第 115 条～第 140 条)

(2) 本章に基づく国土庁による不動産の取得は、第 150 条に基づく[農業用不動産の]取得と同等の法的効力を有する。

第 137 条

第 115 条から第 136 条及び第 150 条に基づく買取権の行使は、強制執行権及びその他の買取権の適用を排除するものとする。

第 138 条

本章【第 115 条から第 140 条】に別段の定めがない限り、強制執行法の類似規定は、本章に基づく手続に適用される。

第 139 条

第 115 条及び第 118 条に基づく買取権は、スロバキア共和国国民のみがこれを有するものとする。

第 140 条

(1) 第 115 条から第 139 条に基づく手続の対象物の価格は、ユダヤ人が不動産を

購入したときの競売価格であるものとする。

- (2) 第 115 条に言う買取権に基づく買取が許可された場合、以下の各号を適用するものとする。
- (a) 買取手数料率は、買取価格が 1 万コルナを超えない場合はその 1 % に、又 2 万コルナを超えない場合はその 2 % に減額されるものとする。
- (b) 申請人は、不動産価格が上昇した場合、それによる地方税[の増額分]への担保を追加するには及ばない。

第 3 章 [ユダヤ人が] 差押競売で購入した[非ユダヤ人所有の]不動産の売却で得た利益の返還義務

第 141 条

- (1) ユダヤ人は、非ユダヤ人に対する差押競売で購入した不動産を転売することによって得た利益【第 146 条】[不動産売却益]を、非ユダヤ人の請求により引き渡すものとする。
- (2) 第 1 項の規定は、ユダヤ人団体にも適用するものとする。
- (3) 当該不動産がユダヤ人の相続人によって転売された場合、第 1 項に規定する義務は、相続人が連帯して負うものとする。
- (4) 第 3 項の規定は、非ユダヤ人の相続人には適用しない。

第 142 条

- (1) ユダヤ人【第 141 条第 1 項】が死亡した場合、その相続人は連帯して、相続額を限度としてその利益を[非ユダヤ人に]引き渡すものとする。
- (2) ユダヤ人団体【第 141 条第 2 項】が解散した場合、そのユダヤ人団体の財産を継承した者又は団体は連帯して、その取得した金額を限度として利益を

- [非ユダヤ人に] 引き渡すものとする。
- (3) 第1項及び第2項が定める利益の引渡義務は、非ユダヤ人及び非ユダヤ人団体には適用されないものとする。

第143条

- (1) 前条〔第1項〕の規定により利益の請求権を有する非ユダヤ人が死亡した場合、その相続人は利益の引渡を請求することができる。
- (2) 第1項の規定は、相続人がユダヤ人である場合には適用されないものとする。

第144条

利益の多寡にかかわらず、ユダヤ人が競売で購入した不動産の引渡請求は、当該不動産の所在する地方裁判所が所轄し、本政令の施行日から6箇月以内に審理するものとする。

第145条

- (1) 不動産が〔本編〕第2章【第115条から第140条】に基づく買取の対象である場合、非ユダヤ人は、本章【第3章第141条から第149条】に基づく利益の引渡を請求することはできない。第141条及び第143条に規定する者が利益の引渡を請求しない場合、又は請求できない場合、引渡請求権は国に移転されるものとする。
- (2) 利益の引渡に関する国の請求は、本政令の施行から1年以内に第144条に基づいてなされるものとする。

第146条

- (1) 利益【第141条】〔不動産売却益〕とは、ユダヤ人又はユダヤ人団体が競売で不動産を購入したときの価格と当該不動産を転売したときの価格との差額を言うものとする。
- (2) 競売から転売までの間に不動産に対する投資が行われた場合、第1項に規定する利益〔不動産売却益〕は、ユダヤ人の請求により、〔当該不動産を〕転売した日に不動産価額が投資によって客

観的に増加している額だけ減額されるものとする。ただし、その減額分は投資の実額を超えないものとする。

- (3) 1918年10月30日以前の価格は、これを4倍するものとする。

第147条

本章【第141条から第149条】に基づく利益〔不動産売却益〕の引渡は、スロバキア共和国の国民のみがこれを請求できる。

第148条

第142条第1項に基づいて利益の引渡を請求した場合、1918年法律第4号第179条に基づく相続税若しくは売上税及び譲渡手数料の還付又は減額は、これを受けることができない。

第149条

ユダヤ人が売却益を得たときから非ユダヤ人が請求権を主張するまでに32年*が経過している場合、本章の規定【第141条から第149条】は適用されないものとする。

* この年数の根拠は不明である。

第4章 ユダヤ人所有の農業用不動産に対する農地改革

第150条

- (1) ユダヤ人及びユダヤ人団体が所有する農業用不動産は、国土庁が官報告示により指定する日に、スロバキア国の国有財産となる。当該不動産には賠償金が支払われるものとする。国土庁は、第156条に基づき賠償金を定め、第159条に基づきそれを支払うものとする。
- (2) 第1号の規定は、以下の各号に該当する不動産には適用されないものとする。
- (a) 1941年5月30日以前に国土庁に対して処分の同意を求める申請書が提出され、同意を得て処分された不動産（1940年法律第46号第26条）

- (b) [第 4 編] 第 2 章【第 115 条から第 140 条】に基づく買取の対象*で、第 115 条及び第 118 条に規定する者** が期限内に買取った不動産

* ユダヤ人が競売で購入した不動産。

** 非ユダヤ人 (第 115 条), 買取権者の相続人 (第 118 条)

- (c) 競売に対して強制執行法第 179 条に基づく取消の宣告若しくは同法第 185 条又は第 187 条に基づく無効の宣告がなされず、1940 年法律第 46 号第 16 条から第 18 条の規定を遵守している場合、第 1 項に従って国土庁が指定した期日までに司法競売* に付された不動産

* 債権者の請求に必要な金額を調達するために債務者の資産を公開競売に付すこと。

第 151 条

- (1) 第 150 条に規定する農業用不動産とは、以下の各号を除く不動産を言う。
- (a) 住宅用建物。ただし農業に使用される建物を除く。
 - (b) 地方自治体の市街地にある建設用地。ただし農作業に使用される建物の建設用地を除く。
 - (c) 工業及び商業のための企業 (工場)。
 - (d) 第 a 号及び第 c 号に規定する不動産に付帯する 1000 平方シアー [ファゾム, 約 36 アール] 未満の庭園。
- (2) 蒸留酒製造所, レンガ工場, 製材所, 製粉所及び採石場が農業に使用されている場合, それらの施設は, 第 1 項第 c 号が規定する工業及び商業のための企業 (工場) には含まれないものとする。
- (3) 紛争がある場合, 国土庁長官は, 中央経済局長の同意を得て, 当該不動産が

農業用か否かを決定する。

第 152 条

- (1) 裁判所は, 第 150 条に基づき国有財産になった不動産の所有者の名 [スロバキア国又は国土庁], 若しくは国土庁が指定した者に発行した農地の配給証明書* 又は売買契約書に記載された不動産の所有者の名を, 国土庁の請求によりスロバキア国又は国土庁のために土地登記簿に記載するものとする。

* 国または地方自治体から市民または組織に農地等の不動産が配給されたことを証明する文書。ここで「販売」と言うのは、「配給」と言うのは、不動産等の「販売」は、統制経済下での公定価格による「配給」だからである。

- (2) 裁判所は, 第 1 項の規定による国土庁の請求を, 裁判権の欠如若しくは土地登記簿の記載内容との矛盾を理由として棄却することができる。
- (3) 第 1 項の規定による所有権の登記を命ずる裁判所の決定に対しては, 不服を申し立てることができない。

第 153 条

- (1) 第 150 条に基づきその不動産が国有財産になった者 [元の所有者] は, 国土庁の請求により, 当該不動産を国若しくは国土庁又は国土庁が指定する者に引き渡すものとし, これに従わない場合, 国土庁の請求により, 裁判所は強制執行法第 180 条第 2 項に基づき, 国若しくは国土庁又は国土庁が指定する者に不動産を占有させるものとする。
- (2) 第 150 条に基づきその不動産が国有財産になった者 [元の所有者] は, 国土庁又は国土庁によって指定された者が不動産を占有するまでの間, 1940 年政令第 240 号に基づく罰則を受けることを条件として, 善良な管理慣行の原則に従って不動産を管理し, 不動産の所

有者及び不動産そのものに課されるすべての公租公課、賦課金、手数料及び諸費用、並びに第166条に定める拋出金〔ヘクタール賦課金〕を支払うものとする。

第154条

- (1) 第150条に基づき国有財産となった不動産が、所有権移転の時点で借地になっている場合、〔借地人に帰属する〕国に対する権利と義務は、借地に関する賃貸借契約が国土庁によって取り消されるまでの間、変更されないものとする。所有権が国に移転した日以後に支払われる賃貸料は、借地人が国土庁に納付するものとする。
- (2) 国土庁は、農地の賃貸借を、その契約期間が満了する前であっても通告により終了させることができる。その通告は、少なくとも猶予期間を30日間付与、又は農業年度の末日における契約の解除を条件として、いつでも行うことができる。通告によるその命令は国土庁が発出する。
- (3) 借地人が租税その他の公租公課の納付を怠った場合、農地の賃貸借契約の解除事由になるものとする。
- (4) 借地人は、第2項が定める賃貸借契約の解除による損害及び逸失利益の賠償を受けることができない。
- (5) 第2項が定める国土庁の命令による執行文書に記載された事項は、裁判による強制執行文書と同等の効力を有するものとする。

第155条

国土庁は、1940年法律第46号又は国が発出する命令により、第150条に基づいて国有財産となった不動産を処分することができる。

第156条

- (1) 賠償金【第150条】は、国土庁が以下の各号を参酌して定めた命令によるものとする。

のとする。

- (a) 1941年5月30日現在の不動産の実勢価額から担保相当分を控除した額
- (b) 不動産の取得時点における投資の実額【第153条第1項】
- (c) 配給価格^{*}、又は国土庁による当該不動産の売却価格
- (d) 国土庁の管理経費
- (e) 農地改革基金への拋出金【1940年法律第176号第3条により改正された1940年法律第46号】
- (f) ユダヤ人又はユダヤ人団体による不動産の取得価格
- (g) 抵当権設定者の債権

^{*} 不動産を配給（販売）するとき、公定価格を定めて地価を統制した。

- (2) 地役権が付帯するか、又は担保が設定されている不動産について、その価格が定まっていない場合、国土庁は、1933年政令第100号第24条に従い、第1項に言う命令によってその価格を定めるものとする。

第157条

競売による売却代金の分配で先取特権を持つ債権者、抵当権者、その他の物権を持つ者及び第三者に対して、第152条に基づく所有権の登記は、土地登記簿に抵当権が記載されていない不動産の所有権を第150条に基づいて移転した日に差押競売で売却した場合と同一の法的効果を有するものとする。ただし、国土庁は、登記簿に記載された特定の負担について、それらが留保されなかった場合の配分決定によって完済されるはずの金額を限度として〔存続するが、それ以上は〕、第150条に基づく所有権の移転からの影響を受けないと判断することができる^{*}。

^{*} 「特定の負担」とは、たとえば抵当権、地役権、先取特権などの謂。「特定の負担」が「第150条に基づく所有権の

移転からの影響を受けない」とは、所有権の移転によってもその「負担」が存続するという。このただし書きは、第 150 条に基づく所有権の移転によって「特定の負担」が消失することはないが、その「負担」には限度があること、そして国土庁にはこのように判断する裁量権があることを定めた条文。

第 158 条

- (1) 地方裁判所は、国土庁が、本条第 3 項から第 6 項に定める規定並びに強制執行法第 188 条から第 199 条に基づいて発出する命令により、第 156 条に規定する賠償金を分配するものとする。
- (2) 第 1 項に規定する分配の管轄権は、賠償金の分配対象となった不動産が所在する地方裁判所に帰属する。
- (3) 国土庁が定める賠償金を分配する場合、第 166 条に規定する拠出金〔ヘクター賦課金〕の優先順位は公的担保の次に置かれるものとする。
- (4) 第 150 条に基づく〔所有権の〕移転の前に所有していた不動産に対する抵当権の設定の有無、未払の優先項目若しくは抵当権者の請求の有無、並びに分配審理の日に確定した弁済期日の到来の有無にかかわらず、裁判所は、未払の賠償金が残っている場合、それを公租公課、賦課金、手数料、及び関連経費の支払に充当することを命ずるものとする。
- (5) 優先順位に関する審理の期日を通知する召喚状が、土地登記簿に記載された債権者若しくは第 150 条に基づく所有権の移転前に不動産を所有していた者に送達されない場合、又は召喚状を送達して 15 日以内に受領通知が届かない場合、裁判所は、これらの者のために

補佐人を選任し、召喚状等の決定通知文書をその者に送付するものとする。補佐人を選任された利害関係人が別の代理人を選択するまで、その補佐人は当該利害関係人を代理するものとする。賠償金の分配に当たり、補佐人の報酬は優先項目とする。

- (6) 裁判所は、職権により有効条項を付した最終の分配決定を国土庁に送付するものとする。

第 159 条

国土庁は、分配決定の通知【第 158 条第 6 項】から 30 日以内に、以下の各号を措置するものとする。

- (a) 権利を有する受益者に直接支払うこと、若しくは分配決定を順位付けされた先取特権又は土地登記簿に記載された債権のうち〔他の者によって〕保持又は継承されない債権並びに第 158 条第 4 項に基づき順位付けされた債権を裁判所に供託すること
- (b) 1940 年法律第 46 号第 62 条に基づき従業員への報酬を控除した残りの賠償金を賠償金登録簿に記載すること【1940 年政令第 241 号】

第 160 条

第 158 条及び第 159 条に係る訴訟手続の場合、国土庁は、強制執行手続で債権を行使する者と同等の権利を有する。

第 161 条

国土庁が第 159 条に規定する義務を履行した旨の証明書を裁判所に提出した場合、裁判所は、職権により、保持又は継承された抵当権を除き、不動産に関するすべての抵当権の設定登記並びに関連する記載事項を抹消し、強制執行法第 200 条から第 202 条に基づき、国土庁が裁判所に供託した賠償金を、その供託金の名宛て人に支払うものとする。

第 162 条

- (1) 第 150 条に基づき国有財産となった不

動産に付帯する農業経営に必要な動物及びそれ以外の物品（不動産に付属する物品）の所有権が非ユダヤ人にある場合を除き、国土庁は当該物品を購入することができる。

- (2) [前項の物品の] 買取価格が合意に至らない場合、国土庁はその命令によりその買取価格を決定するものとする。
- (3) 第1項に基づいて購入した物品を不動産の所有者が所有している場合、その購入金額は不動産に対する賠償金に組入れるものとする。
- (4) 第1項の規定に基づいて購入した物品が不動産の所有者以外の者の所有である場合、当該物品の所有者にその購入代金を支払うものとする。
- (5) 国土庁は、管轄の地方裁判所、税務署、地方出先機関等に照会した結果、購入した物品に第三者の権利が付帯していること、又はその他の理由により支払が妨害されたことが判明した場合、[当該物品の所有者に] 支払うことなく意見を付して購入価額を所轄の地方裁判所に供託するものとする。
- (6) 第1項の規定により国土庁が発出し、強制執行する旨が記載された命令は、裁判による強制執行文書と同等の効力を有するものとする。

第163条

- (1) 国土庁は、第150条によりその不動産が国有財産となった者[元の所有者]に対して、第153条第1項の規定による請求及び第156条の規定による命令を送達するものとする。又第154条第2項の規定による命令は賃借人にのみ送達し、第162条[第6項]の規定による命令は当該物品の所有者にのみ送達するものとする。
- (2) 国土庁は、第1項に規定する者に命令又は請求を送達できない場合、若しくは

はその送付後15日以内に受領した旨の通知がない場合、被送達人の代理人として補佐人を選任しなければならない。

第164条

- (1) 第150条に基づき[農業用]不動産の所有権が移転された場合、裁判所は、職権により先取特権及びそれに付随する強制管理（ただし、政令1940年第240号に基づいて命令された場合を除く。）、並びに競売手続（第150条第2項第c号に掲げる場合を除く。）を取り消すものとする。
- (2) 国土庁は、強制執行法第185条に基づく競売条件が満たされない場合、それを理由として競売の無効を宣言する権利を有するものとする。
- (3) 競売が強制執行法第179条により取り消された場合、若しくは強制執行法第185条又は同第187条により無効と宣言された場合【第150条第2項第c号】、新たな競売は、これを命ずることができない。競売が強制執行法第185条に基づき無効と宣言された場合、裁判所は、落札価額の支払金及び入札保証金から競売費用を控除して、入札者に還付するものとする。

第165条

- (1) [農業用]不動産【第150条】に対して抵当権又は強制執行付き先取特権、若しくは通知済み先取特権*を保有する債権者は、国土庁の請求によりその旨の通知受領後8日以内に、土地登記簿に記載された債権並びに元本、利息及び費用の額に関する証明書を提出するものとする。

* 債務者が未払い債務に対処することなく、不動産を売却又は譲渡することを防ぐために、債務者の財産に対する債権者による請求権確立が通知済みの先取特権。In: “What is a Lien Record? Un-

derstanding the Basics and Implications,”
<https://blog.usrealtyrecords.com/what-is-a-lien-record-understanding-the-basics-and-implications/>, accessed on Oct. 22, 2024.

- (2) 法的能力を欠く者、及びスロバキア共和国の国外に居住する者並びに法人については、第 1 項の証明書は、その法定代理人又は弁護士が提出するものとする。
- (3) 第 1 項及び第 2 項に規定する者が、第 1 項の規定による証明書の〔提出〕請求を受けてから 8 日以内にそれを提出せず、又は虚偽の証明書を提出した場合、国土庁の申出により県警察又は国家警察は 100 コルナ以上 10 万コルナ以下の罰金を科す。

第 166 条

第 150 条第 1 項に基づいて農業用不動産が国有財産になるまでの間、若しくは 1940 年法律第 46 号第 26 条に基づいて国土庁がその売却に同意するまでの間、国土庁は、1940 年法律第 46 号第 50 条に基づいて設立された基金への拠出金として毎年 1 ヘクタール当たり 20 コルナを賦課して、〔当該不動産の〕所有者から徴収するものとする。この拠出金*〔ヘクタール賦課金〕は、毎年、暦年の 1 年分を前払いするものとする。経済省が接収していない森林については、1940 年法律第 46 号第 150 条第 1 項又は同法第 26 条に基づいて譲渡されるまでの間、同省が接収し直接の管理下に置くものとする【第 158 条第 3 項】。

* 第 153 条第 2 項、第 158 条第 3 項。

第 5 章 ユダヤ人企業の譲渡

第 167 条

- (1) 以下の各号に該当する企業は、ユダヤ人企業とみなされる。
 - (a) ユダヤ人が所有する個人企業
 - (b) ユダヤ人団体が所有する企業

- (2) ユダヤ人企業の子会社の工場は、ユダヤ人企業とみなされる。
- (3) 事業所が本章【第 167 条から第 190 条】に該当するユダヤ人企業か又は非ユダヤ人企業かが疑わしい場合、中央経済局の決定による。

第 168 条

- (1) ユダヤ人企業の所有者は、その企業（事業所）の見やすい場所に「ユダヤ人企業」の標板を掲示するものとする。
- (2) 一時的管理下にあるユダヤ人企業は、「一時的管理下にある企業」の標板を掲示するものとする。
- (3) 第 1 項及び第 2 項の標板の様式は、中央経済局が定めるものとする。

第 169 条

- (1) ユダヤ人又はユダヤ人団体の営業許可が不使用若しくは一時的停止にある場合、当該営業許可は、本政令の施行日に取り消されるものとする。
- (2) ユダヤ人による季節的事業が直近の季節に営業されなかった場合に限り、第 2 項*の規定に従うものとする。

*「第 1 項」の誤記ではないか。

第 170 条

ユダヤ人及びユダヤ人団体をスロバキアの経済と社会の分野から排除するために、中央経済局は以下に定める各号の命令を発出することができる。

- (a) ユダヤ人企業を清算すること
- (b) ユダヤ人又はユダヤ人団体の企業を、ユダヤ人が関与しない非ユダヤ人又は非ユダヤ人団体にその清算価額で譲渡すること【第 171 条第 1 項】
- (c) ユダヤ人の譲渡人が関与する非ユダヤ人団体に対して、市場価額でユダヤ人企業を譲渡すること【第 171 条第 1 項及び第 172 条】
- (d) 商業を営む会社におけるユダヤ人又

はユダヤ人団体の経営参加権(株式、出資金、鉱業株式等)を正規の(市場)価額で非ユダヤ人又は非ユダヤ人団体に譲渡すること【第171条第3項及び第172条】。ただし、第e号に規定する場合を除き、1939年政令第113号に基づきスロバキア国立銀行に設置された委員会が事前にも同意する場合に限る。なお、中央経済局長はこの委員会の委員に就任するものとする。

- (e) 無限責任会社又は有限責任会社に関与しているユダヤ人又はユダヤ人団体の権利を、新規社員又は追加社員として当該会社に関与する非ユダヤ人に正規価額(時価)で譲渡すること【第171条第4項及び第172条】

第171条

- (1) 中央経済局は、それが指定する期限内にスロバキア監査管財人協会の意見を聞いて、ユダヤ人企業の清算価額【第170条第b号】を決定するものとする。
- (2) ユダヤ人企業の市場価額【第170条第c号】は、第172条に基づいて確定された債務及び譲受人によって承認された債務が申告されていない場合であっても、その債務を第1項に従って定められた清算価額から控除して、中央経済局が決定するものとする。
- (3) ユダヤ人又はユダヤ人団体の営利企業に関する経営参加権の市場価額【第170条第d号】は、中央経済局が、経営参加権の証券取引所価格、名目価格又は売却価格を考慮、若しくは第2項の方法で決定された企業の市場価額を参照して決定するものとする。
- (4) 無限責任会社又は有限責任会社【第170条第e号】におけるユダヤ人又はユダヤ人団体の経営参加権の市場価額は、中央経済局が、第2項の方法で決

定した企業の市場価額に見合うように決定するものとする。

第172条

第170条第c号又は第e号に基づいてユダヤ人企業を譲渡する場合、当該企業の財産状況を確認するために中央経済局(又はその命令により任命された一時的管理者)は、官報に告示された法令により、債権者が債権の存在を15日以内に譲渡人に通知することを命ずることができる。ただし、実際に企業が譲渡される場合、債権者の請求に対して企業の財産は充当されないものとする。租税、手数料及びその他の国庫納付金の債務については、所轄の税務署に照会して確認するものとする。この照会をもって、官報告示事項の写しの送付に代えるものとする。

第173条

ユダヤ人企業の財産が、善良な商慣行の原則に反して意図的に過少に計上されていると立証された場合、中央経済局は、譲渡人が所有する財産又はユダヤ人団体の構成員が所有する財産をもってその過小申告分を補充するよう命ずることができる。

第174条

- (1) 企業を清算する場合【第170条第a号】、中央経済局は、清算の条件と方法を指定するものとする。この指定は、清算手続に関する現行の法令には捕らわれないものとする。清算に関する決定とその条件は、企業所有者の費用負担により官報に告示されるものとする。
- (2) ユダヤ人又はユダヤ人団体の営業許可は、清算期間の満了とともに失効するものとする。

第175条

- (1) 第170条第b号に基づいて事業が譲渡された場合、譲渡人の債務は、譲受人には移転されないものとする【第176条第4号】。ただし、譲受人が債務を継承した場合は、その限りではない。継

承されない債務については、第 176 条に基づき清算価額から充当されるものとする。[これによっても] 債権者に対する譲渡人の義務は影響を受けないものとする。

(2) 事業が第 170 条第 c 号に基づいて譲渡された場合、以下の各号を適用するものとする。

(a) 譲渡人の債務は、第 172 条の手続を経て登記された場合に限り、非ユダヤ人団体に移転される。

(b) 中央経済局は複数の譲渡人の債務割合を決定する。

(c) 債権者に対する譲渡人の義務は影響を受けない。

(3) 第 170 条第 d 号に基づいて経営参加権が譲渡される場合、以下の各号を適用するものとする。

(a) 譲受人又は事業に対する債権者の関係は変更されない。

(b) 無限責任会社又は有限責任会社の場合、中央経済局が社員の間で[債権の]持分を決定する。

(4) 第 170 条第 e 号に基づいて経営参加権が譲渡される場合、以下の各号を適用する。

(a) 債権者に対する企業の関係は変更されない。ただし、債権者は、第 172 条に基づいて債権の存在を[企業に]通知するものとする。

(b) 中央経済局は、出資者の持分を決定する。ただし、これによって既存の非ユダヤ人出資者が不利にならないようにする。

第 176 条

(1) 第 170 条第 b 号に基づいて企業が譲渡される場合、譲受人は、当該企業の譲渡決定書の受取後 120 日以内に企業の所在地を管轄する地方裁判所に、企業の清算価額の全額を供託するものとす

る。

(2) 裁判所は、第 1 項に定める金額を譲渡人の債権者に分配するものとする。この目的のために、裁判所は、譲渡決定書の送達後 15 日以内に官報に告示し、抵当権を持たない債権者が[譲渡人に対して]当該企業の債権額、関連費用、並びにその根拠となる事実及びその証拠を示して、債権を保有していることを確認させるものとする。[裁判所による]この要請に対して訴訟が提起される場合、訴訟を所管する裁判所の名称及び訴訟番号を示すものとする。関係書類の写しは、裁判所が所轄の税務署に送達する。

(3) 裁判所は、第 2 項に言う官報において清算価額の分配日を定めるものとする。その期日は、分配に関する聴取が官報告示の 45 日以内に行われるように定められ、強制執行手続の原則に基づき土地登記簿に記載された優先順位に従って、継承した不動産の清算価額を、企業が所有する不動産に設定された抵当債権[の精算]に充当するものとする。譲渡人に対する抵当債権以外の債権を有する債権者の間で合意が成立しない場合、裁判所は、強制執行手続の原則に基づき、優先順位と執行の方法を決定し、清算価額で債権を満足できない場合、裁判所は、破産手続の原則に従って手続を進めるものとする。

(4) 裁判所が認定し譲受人が引き受けた企業の債務については、第 1 項に言う期限内に供託するには及ばないものとする。抵当債権の非ユダヤ人譲受人は、抵当債権を所有する者の同意を得て債務を引き受けることができる。ただし、ユダヤ人の抵当債権の場合、その債権の譲受人は、債権者の同意なしに債務を引き受けることができる。なお、債

権者の同意がある場合、譲受人は、企業から抵当債務以外の債務〔無担保債務〕を継承できるものとする。

- (5) 中央経済局は、ユダヤ人が保有する債権の価額を供託する場合、最長5年間の期間設定を認め、分割払いの金額を決定することができる。又、中央経済局は、適切な保証を条件として分割払いを許可することができる。
- (6) 譲受人との貸借契約を解約する場合、抵当債権者は、譲渡人に適用される条件を維持するものとする。本政令に基づく譲渡は、別の合意があったとしても、その契約の解除事由にはならないものとする。
- (7) 譲渡人は、企業譲渡に関する中央経済局の決定に基づいて、直ちに企業を譲受人に引き渡さなければならない。
- (8) 企業が所有する不動産の確定価額に相当する金額が供託された場合、又は不動産に付随する債務が引き受けられた場合、裁判所は、職権により譲受人の所有権を登記するとともに、引き受けられなかった〔、不動産に付帯する〕負担*を抹消するものとする。

* 第157条割注参照。

第177条

所轄の裁判所は、第176条に基づいて企業が債権者に譲渡された場合、譲渡人に帰属する金額〔企業の譲渡によって得た販売価額〕の20%を一般国庫に納付するものとする。

第178条

- (1) 第170条第c号に基づいて企業を譲渡する場合、中央経済局は、企業の市場価額の支払に関する方法及び条件を決定するものとする【第171条第2項】。
- (2) 第170条第d号及び第e号に基づいて営利企業の経営参加権を譲渡する場合、中央経済局は、経営参加権の市場価額

の支払に関する方法及び条件を決定するものとする【第171条第3項及び第4項】。

第179条

- (1) 譲受人が適用法令に基づく営業資格を有さない場合、中央経済局は、所定の手続に拘束されることなく、関係法令に基づいて〔営業のための資格要件の〕一部又は全部を免除することができる。
- (2) 企業の譲渡を命ずる中央経済局の決定に基づき営業の許可権限を有する部局は、企業設立費が支払われた場合、更なる手続を執ることなく譲受人に営業許可を与えるものとする。営業許可証が交付されるまでの間、譲受人は中央経済局の譲渡命令に基づいて営業できるものとする。
- (3) 経営参加権の譲渡に関する命令〔第170条第d号及び第e号〕は、1940年政令第359号に基づく命令と同等の効力を有する。
- (4) ユダヤ人又はユダヤ人団体の営業許可は、中央経済局が企業の譲渡命令を発出した時点で失効するものとする。

第180条

- (1) 中央経済局は、本章（第167条から第190条）に基づく手続の影響を受ける事業所を賃貸する権限を有する。ただし、賃貸は、清算命令が発出された場合には〔第170条第a号〕、清算期間満了した日から15日以内に、又〔所有権の〕移転決定がなされた場合には【第170条】、その日から15日以内に行うものとする。この期間内に中央経済局の同意なく当該事業所がすでに賃貸されている場合、中央経済局は賃貸契約を解除することができる。この解除命令は、1928年政令第8号第90条第2項に基づいて執行されるものとする。
- (2) 第1項に基づく手続には、1939年法律

第 335 号第 2 項及び第 3 項の規定を適用する。

第 181 条

- (1) 譲受人及び非ユダヤ人団体【第 170 条】は、善良なる事業慣行の原則に従って企業を管理するものとする。
- (2) 清算価額、企業の通常（市場）価額若しくは該当する場合は営利企業に対する経営参加権の通常（市場）価額が支払われるまでの間、或いは譲渡によって派生したその他の義務が完遂されるまでの間は、[企業は] 以下の各号によるものとする。
 - (a) 中央経済局の許可なく、企業を清算しないこと
 - (b) 企業を中央経済局の管理下に置くこと
 - (c) 企業の経営において善良な事業慣行の原則に違反した場合、当該企業を一時的管理下に置くこと
- (3) 清算価額、企業の通常（市場）価額若しくは該当する場合は営利企業に対する経営参加権の通常（市場）価額に関する支払条件が、正当な理由なく期限内に遵守されない場合、譲渡に関する決定は取り消され、当該企業若しくは経営参加権が、他の申請人に譲渡されることは妨げられないものとする。元の譲受人は実際に発生した損害に対する責任を負い、訴訟費用を負担する。
- (4) 第 170 条第 b 号から第 e 号に基づき譲渡が命じられて 2 年以内に、企業の所有者が租税その他の公租公課を滞納した場合、中央経済局は、所轄税務署の意見を聞いて、企業を一時的管理下に置くことができる。一時的管理の費用は、直接税法に基づく所有者の税額控除の対象にはならないものとする。
- (5) 第 4 項に規定する企業の資産は、その譲渡命令後 2 年を経なければ、未納の

税等の公租公課のための担保物件とすることができない。

第 182 条

- (1) ユダヤ人又はユダヤ人団体の不動産の全部又は大部分が企業の経営のために使用されている場合、中央経済局は、不動産の所有者が企業の所有者でなくても、当該不動産を企業とともに譲渡することを命ずることができる。
- (2) ユダヤ人又はユダヤ人団体の不動産が企業とともに譲渡される場合、中央経済局は、裁判所に対して[当該不動産の]譲渡を土地登記簿に記載することを請求できるものとする。

第 183 条

中央経済局は、司法扶助*に係る裁判所規則を類推適用して審理するために、裁判所に対して当事者（貸貸人、譲渡人）及び証人を[出廷させ]宣誓させることができるものとする。

* 経済的理由により訴訟費用を支払えない者に対する支援。

第 184 条

法廷の休暇*に関する規則は、本章【第 167 条から第 190 条】に基づく訴訟手続には適用されないものとする。

* 法廷の休暇（休廷）とは、開廷されない期間の終了から開廷が開始されるまでの期間を言う。換言すれば、「休廷とは、裁判所が機能していない相当な期間を指す。」例えば日本では、裁判官が逮捕状、搜索差押許可状、勾留状などを発するときの例外はあるが、お盆の前後、年末年始などの期間には裁判所が機能していない。（引用は以下による。
Website of the US Legal, <https://definitions.uslegal.com/v/vacation-of-court/#:~:text=Vacation%20of%20court%20is%20the%20time%20between%20the,is%20in%20recess%20or%20a%20period%20between%20terms,>

accessed on Oct. 24, 2024.)

第185条

中央経済局は、本章【第167条から第190条】[の規定]を適用する上で必要なすべての事実の報告を強制できる。この情報は、本章の目的のためにのみ使用することができる。

第186条

法定代理人の費用を除き行政手続又は訴訟の費用は、税金、手数料及びその他の国庫納付金などとともに優先的に納付されるものとする【第176条】。

第187条

- (1) 譲渡手数料及び売上税は、中央経済局が決定した価格に基づくものとする。
- (2) 社員が新規に加わるか又は追加される場合【第170条第e号】、若しくはすでに社員であった非ユダヤ人が既存の有限責任会社又は無限責任会社への出資比率を増加させる場合【170条第d号】、定款が新たに作成されたとは見なされず、中央経済局が譲渡を決定した持分の価額のみが課税されるものとする。

第188条

- (1) ユダヤ人企業の財産からの補充に関する第173条[財産の過少申告]、第168条第1項及び第2項[ユダヤ人企業等の標板不掲示]、第176条第7項[譲渡条件の不履行]、第181条第1項及び第2項第a号[善良なる企業管理の不履行等]、並びに第185条[報告義務の不履行]の各規定に基づく命令を履行しない場合、県警察又は国家警察は10日以上6ヶ月以下の禁固に処し、併せて1000コルナ以上50万コルナ以下の罰金を科すものとする。罰金を納入できない場合、10日以上6ヶ月以下の禁固に処す。
- (2) 第1項に言う罰則は、以下の者にも課せられる。
 - (a) 営業免許を受けないで営業するユダ

ヤ人

- (b) 行商免許を受けないで行商を行うユダヤ人
- (c) 無免許で営業するユダヤ人の営業を隠蔽するために営業免許を悪用する行商人、及び無免許営業を隠蔽するために免許を悪用することを教唆、又は悪用することを容認するユダヤ人

第189条

一時的管理下にあるユダヤ人企業について、中央経済局は、官報告示により当該企業への規制を緩和することができる。

第190条

故意に虚偽の事実を申告、又はその虚偽を利用して本章【第167条から第190条】に基づく許可若しくは決定をなさしめた者は、より重い処罰が定められていない場合に限り、1年以下の禁固及び100コルナ以上20万コルナ以下の罰金を科すものとする。罰金が納入されない場合、1日以上6箇月以下の禁固に処す。

第6章 その他の不動産の譲渡

第191条

- (1) ユダヤ人及びユダヤ人団体の不動産は、スロバキア政府がその旨を政令によって定める日に、スロバキア国（中央経済局）の財産となる。
- (2) 第1項の規定は、農業用不動産【第151条】、並びに企業【第167条から第190条】及び薬局【第102条から第109条】の財産と見なされる不動産には適用されないものとする。

第192条

- (1) 中央経済局の請求により、裁判所は、スロバキア国（中央経済局）に関しては第191条第1項に基づいて国有財産になった不動産について、又中央経済

局が指定した者に関しては譲渡【第 199 条第 1 項第 b 号】に基づいてその者の財産になった不動産について、その所有権を土地登記簿に記載するものとする。

- (2) 第 1 項の規定に基づく中央経済局の請求について、裁判所は、管轄権がない場合、若しくは既存の土地登記簿の記載内容と矛盾している場合に限り、それを理由としてその申出を却下することができる。
- (3) 第 2 項の規定による所有権の登記を命ずる裁判所の決定に対する不服は、これを申し立てることができる。

第 193 条

- (1) 第 191 条第 1 項に規定する不動産に係る一時的管理者は、本政令の施行後も【第 191 条第 1 項】、中央経済局が更なる措置を講ずるまでは、スロバキア国のために〔当該不動産を〕一時的管理下に置くものとする。
- (2) 一時的管理（第 1 項）による純収入は、ユダヤ人移住支援基金に帰属させる。

第 194 条

第 191 条第 1 項に基づき不動産がスロバキア国の国有財産となった者（団体）〔元の所有者〕は、中央経済局の要請により、国（中央経済局）に当該不動産をその所有物として引き渡すものとする。これに従わない場合、中央経済局の申立を受けた所轄の裁判所は、強制執行法第 180 条第 2 項に基づき当該不動産を国（中央経済局）に占有させるものとする。

第 195 条

- (1) 第 191 条第 1 項に基づきスロバキア国の国有財産となる不動産が賃貸借（農業用賃貸借）の対象になる場合、国に対する賃借人の権利及び義務は、第 2 項及び第 3 項に定める制限を条件として変更されることなく、従前の賃借人

が定めたものと同一とする。

- (2) 賃借人【第 1 項】がユダヤ人又はユダヤ人団体である場合、中央経済局は通知により賃貸借契約を解除することができる。その通知期間は 14 日間以上とし、その期間は中央経済局が指定するものとする。
- (3) 賃借人による公租公課の滞納は、賃貸借契約の解除事由になるものとする。
- (4) 賃借人は、第 2 項及び第 3 項が定める理由により不動産若しくは農業用不動産の賃貸借契約が解除された場合、その損害及び逸失利益の賠償を受けることができないものとする。
- (5) 第 2 項に基づいて発出され、強制執行条項が付された中央経済局の命令は、裁判による判決と同等の効力を持つものとする。

第 196 条

賠償は、国有財産となった不動産【第 191 条第 1 項】に対して行われるものとする。賠償額及びその支払条件は、政府が発出する命令に従い、〔当該不動産の〕通常の（市場）価額及び非ユダヤ人抵当債権者の債権を参酌して中央経済局が、これを定めるものとする。

第 197 条

- (1) 不動産【第 191 条第 1 項】に地役権又は抵当権が付帯し、それが金銭で表示されておらず、かつ行使されていない場合、中央経済局は、第 196 条に規定する命令に従い、1933 年政令第 100 号第 24 条に基づいてその価額を定めるものとする。
- (2) 不動産【第 191 条第 1 項】に先取特権が付帯している場合、抵当債権者が譲受人に貸与していても、譲渡人に適用される条件は維持されるものとする。なお、本章【第 191 条から第 204 条】に基づく譲渡は、それに背反する合意があった場合にも、貸与の解除理由に

はならないものとする。

第198条

中央経済局は、本章【第191条から第204条】の規定を実施する上で必要とするすべての事実の報告を強制することができる。その情報は、本章の規定を実施する目的でのみ使用することができるものとする。

第199条

- (1) スロバキア国（中央経済局）は、第191条第1項に基づき国有財産となった不動産について、以下の各号を行うことができる。
 - (a) 所有権を保持すること
 - (b) 国内に居住する非ユダヤ人の自然人又は法人に対して譲渡価額で売却すること、若しくは寄贈すること
 - (c) 国内に居住する非ユダヤ人の自然人又は法人に賃貸すること
- (2) 譲渡価額及び賃貸料【第1項第b号及び第c号】は、政府の通達に従い現地の条件を考慮して、中央経済局がこれを定めるものとする。
- (3) 国による所有権の保持【第1項第a号】、売却又は寄贈【第1項第b号】、若しくは賃貸【第1項第c号】の条件及びその方法、並びに第1項の譲渡価額及び賃貸料【第1項第b号及び第c号】の支払及びその管理方法は、これを中央経済局が定め、一般的には官報告示の法令により、又個別の場合には政府が発出する命令によるものとする。

第200条

- (1) 第196条に言う賠償金は、スロバキア国（中央経済局）が、不動産【第191条第1項】の所在地域を管轄する裁判所に供託するものとし、命令【第196条】の発出後、同裁判所は、1881年法律第60号第189条から第199条、並びに1912年法律第53号第35条の規定に基づき、【第200条】第2項から第4項

に言う例外を付して〔賠償金を〕分配するものとする。

- (2) 裁判所は、賠償金を原資として納めるべき〔公租公課等の〕未払分を確定した場合、第191条第1項に基づいて譲渡する前に不動産（抵当権が設定されているか否かにかかわらず）の所有者が支払うべきであったにもかかわらず、優先的には支払われることなく分配に関する審理の日に弁済期日が到来した公租公課、賦課金、手数料及び関連する費用の支払を命ずるものとする。
- (3) 優先順位に関する審理の期日を通知する召喚状が、土地登記簿に記載された債権者又は不動産の所有者に送達できない場合、若しくは召喚状を送付してから15日以内に受領の通知がない場合、裁判所は、これらの者のために補佐人を選任し、召喚状等の決定事項をその者に送達するものとする。なお、補佐人は、当事者が別の代理人を選択するまでの間、その当事者を代理するものとする。この補佐人の報酬は、報酬分配の優先項目とする。
- (4) 裁判所は職権により、有効性条項 (a clause of validity)* を付した分配決定を中央経済局に送達するものとする。

* ここでは、分配決定が円滑に履行されるために定めた有効期間や責任限定に関する条項の謂。

第201条

賠償金が裁判所に供託され【第200条】、その分配額が最終的に決定された場合、裁判所は、不動産に関して〔土地登記簿に〕記載されているすべての抵当権のうち行使する者がいない抵当権を職権により抹消するものとする。

第202条

第192条第1項に基づく命令を、第191条

第 1 項に基づき不動産が国有財産となった者(団体)[元の所有者]に送達できない場合、若しくは命令書を送付してから 15 日以内に受領通知がない場合、中央経済局は、当該命令の官報告示をもって命令書の送付に代えるものとする。

第 203 条

(1) 第 191 条第 1 項の規定に基づく命令が発出された場合、裁判所は、同規定に基づいて国有財産となった不動産について登記簿に記載されている事項の凍結[記載事項を変更できないようにすること]、又は強制管理若しくは抵当物受戻権の喪失*を職権により取り消すものとする。

* 債務不履行で抵当物件が債権者によって競売にかけられ所有権を失うこと。

(2) 所有権が国に移転する日に【第 191 条第 1 項】、競売買受人が競売で落札した不動産の所有者として土地登記簿に記載されていない場合、強制執行法第 179 条に基づき当該競売が取り消されるか、或いは強制執行法第 185 条又は同第 187 条に基づき競売が無効であると宣言される限り、当該不動産の所有権は国に移転されるものとする。この場合、中央経済局は、競売買受人が強制執行法第 185 条に基づく競売の条件に従わなかったことを理由として、競売の無効を申し立てることができる。

(3) 強制執行法第 179 条に基づき競売が取り消された場合、若しくは強制執行法第 185 条又は同第 187 条に基づき競売の無効が宣言された場合【第 2 項】、新たな競売は、これを行うことができない。競売が強制執行法第 185 条に基づき無効と宣言された場合、裁判所は、入札供託金又は裁判所に供託された競売価額から競売費用を控除し、その残

額を競売買受人に返還するものとする。

第 204 条

(1) 第 198 条に基づく命令に従わない場合、県警察又は国家警察は、その犯罪に対して 10 日以上 6 箇月以下の禁固に処し、併せて 1000 コルナ以上 50 万コルナ以下の罰金を科す。罰金が納付されない場合、10 日以上 6 箇月以下の禁固に処す。

(2) 未遂の場合も処罰されるものとする。

第 7 章 農業在庫の購入

第 205 条

第 162 条に規定する場合を除き、国土庁は、農業用不動産の管理のために使用され、かつユダヤ人又はユダヤ人団体が所有権を有する生物と非生物を問わない農業在庫*を購入することができる。

* 農家が所有する農産物、設備、機械等の謂。「農場在庫」とも。ユダヤ法では、家畜もこれに包含される。Cf. Eduardo Villanuev, “What Is Farm Inventory In Agriculture,” Website of the *Agriculture Lore*, <https://www.agriculturelore.com/what-is-farm-inventory-in-agriculture/>, accessed on Sept. 20, 2024.

第 206 条

第 162 条の規定は、第 205 条に基づく購入の場合に準用するものとする。

第 8 章 その他の動産の譲渡

第 207 条

(1) 中央経済局は、ユダヤ人及びユダヤ人団体が所有する動産を国内に居住する非ユダヤ人の自然人又は法人に対して正規の(市場)価額による強制売却を命ずることができる。

(2) 中央経済局は、第 1 項に規定する物品

を差押さえることができる。

- (3) 第1項の規定は、以下の各号には適用しないものとする。

- (a) 家庭における宗教的儀式又は礼拝に直接必要な物品、祈祷書、礼拝のための部屋又は埋葬及び納骨を準備するための部屋に付属する備品、若しくは埋葬に直接必要な物品
- (b) 形見及び家族の肖像画
- (c) 勲章、褒章等、名誉の証になる物品
- (d) 職業上又は取引上必要な物品
- (e) 家庭で必要な家具及び食器収納用家具、食器、調理用具及び食卓用具、ストーブ、調理用オーブン、被服に必要な物品並びに必要な寝具
- (f) 病気又は障がいのある身体に必要な医薬品その他の物品並びに補助具
- (g) 1箇月に必要な食料、暖房用薪炭並びに照明器具
- (h) 農業用不動産【第162条及び第205条】の管理のための生物と非生物を問わない、ユダヤ人又はユダヤ人団体が所有する農業在庫

第208条

- (1) 中央経済局は、専門家の意見を聞き、購入価格と損耗を考慮して、第207条に規定する物品の通常（市場）価額を決定するものとする。それぞれの物品の価額は、個別に決定されるものとする。
- (2) 中央経済局の請求に応じて、申請者は鑑定手続に要する費用について適切な前納金を供託するものとする。

第209条

- (1) 中央経済局は、発出した強制売却命令をその対象が所在する地域の地方裁判所及び税務署に送付するものとする。
- (2) 中央経済局は、命令【第1項】により、正規（市場）価額の支払条件及び支払方法を定め、正規（市場）価額に対す

る5年以内の分割払を許可することができる。中央経済局は、適切な担保があることを分割払の許可条件とすることができる。

第210条

- (1) 第207条に基づいて強制売却が行われる場合、譲受人は、強制売却の対象が所在する地方裁判所に正規（市場）価額を供託するものとする。
- (2) 裁判所は、第208条に基づく決定金額を譲渡人に対する債権者の間で分配するものとする。この目的のために、第207条にいう物品の強制売却命令の通知を受けた裁判所は、『スロバキア法典』所載の法令により、その通知の日から15日以内に、債権者に対してその債権の額、関連費用、その根拠となる事実及びその証拠、並びに強制売却の対象となる物品に対する権利の有無を明示し、その債権の登記を譲渡人に請求しなければならない。これ〔譲渡人による債権の登記〕が不履行の場合、分配された決定金額で債権が回収されたものとする（1928年法律第23号第36条）。なお、裁判所は所轄の税務署に判決文の写しを送付するものとする。
- (3) 裁判所は、この〔前項に言う〕判決により通常（市場）価額の分配期限を定めるものとする。
- (4) 分配される金額から、最初に〔裁判所による〕通知の費用【第2項】及び本章【第207条から第214条】に基づく裁判費用が支払われ、次いで、1928年法律第23号第37条の定めに従って期限内に申告された譲渡人に対して債権を有する者の抵当権又は強制執行可能な債権が支払われるものとする。

第211条

強制売却命令を受領した譲受人は物品に対する占有権を取得し、これによって〔当該物

品の]所有者になるものとする。なお、強制執行条項を付したこの命令は、裁判所による強制執行令状と同一の効力を有する。

第 212 条

譲受人が期限内に正規（市場）価額による支払条件を遵守しない場合【第 208 条第 2 項】、中央経済局は、当該譲受人から物品を押収し別の譲受人の所有とすることができる。[この場合、]元の譲受人は、物品の損耗及び手続費用について中央経済局が定める金額を支払うとともに、発生した損害の責任を負うものとする。

第 213 条

- (1) 非ユダヤ人又は非ユダヤ人団体が物品の所有権を有する場合、譲受人が、強制売却申請書の中で、若しくは中央経済局の要請に応じて、[当該物品についての]未払購入代金の引受に関して所有者との間で合意していること、或いは未払購入代金及びその関連費用が所有者に対して支払済みであることを証明する限り、強制売却【第 207 条】が命じられるものとする。この場合、[売却される物品の]所有者はこの支払[未払代金の支払]を受容するものとする。
- (2) ユダヤ人又はユダヤ人団体が所有権を留保していても、強制売却は妨げられないものとする。
- (3) 執行令状及び先取特権は、第 207 条に基づく強制売却を妨げず、[売却は]通常（市場）価額によるものとする【第 210 条第 4 項】。
- (4) 強制執行を担当する裁判所又は税務署は、強制売却命令を受けた場合、職権により競売の手続を留保するものとする【第 209 条第 1 項】。

第 214 条

裁判所は、競売【第 210 条第 4 項】による純収入*の 50%をユダヤ人移住支援基金に

拠出し、残りはユダヤ人（ユダヤ人団体）の預託口座[エスクロー口座]に移されるものとする。

* 競売で得た収入から第 210 条第 4 項に定める費用を支払い、債務を清算した残余。

第 5 編 ユダヤ人移住支援基金

第 215 条

中央経済局にユダヤ人移住支援基金（以下「基金」と言う。）を置く。基金の運営は、中央経済局が本政令の発効日から 30 日以内に提出し政府が承認した規約に基づいて行われるものとする。

第 6 編 財産の管理

第 1 章 家屋の一時的管理者

第 216 条

- (1) 中央経済局は、重大な経済的又は社会的事由により、ユダヤ人、ユダヤ人団体、ユダヤ人財団並びにユダヤ人企業合同が所有する居住用財産を一時的管理下に置くことができる。
- (2) 裁判所による強制管理下にある居住用財産については、一時的管理下に置くことができない。裁判所によって強制管理が課された場合、第 1 項に基づく一時的管理は終了するものとする。

第 217 条

一時的管理に携わる者は、24 歳以上で必要な知識と経験を有する善良なスロバキア国民であるものとする。

第 218 条

- (1) 一時的管理者は、所有者のために、所有物の処分権を除くすべての権利及び義務を所有者に代わって履行する。一時的管理者は、管理のための義務を

怠った場合に生ずる損害の責任を負うものとする。一時的管理者は、財産を管理するに当たり中央経済局の指示に従うものとする。

- (2) 一時的管理者は、就任に先立ち中央経済局が任命する者の面前で宣誓するものとする。
- (3) 一時的管理者は、一時的管理で知り得た事実について、これを漏洩してはならない。
- (4) 一時的管理者は、自ら業務を管理し会計を処理して、中央経済局に対して報告及び説明を行うものとする。利害関係人は、一時的管理者に対して前年の全期間について提出された計算書類の写しを提出させることができる。一時的管理者は、遅くとも毎年1月末日までに計算書類を提出するものとする。利害関係人は、その写しを受領した日から15日以内に、中央経済局に対して計算書類への不服を申し立てることができる。中央経済局はその申し立てに対して最終決定を下すものとする。計算書類に関する監査の費用は申立人の負担とする。
- (5) 一時的管理者は、現金で支出した経費の弁済及び報酬を所有者〔ユダヤ人〕から受ける権利を有する。報酬額は、中央経済局がこれを決定する。報酬に関する中央経済局の決定は、1928年政令第8号第90条第2項に基づく執行命令であり、支払われた報酬は、直接税法に定める損金に算入することができない。
- (6) 一時的管理者は、中央経済局の許可を得て、同局が指定する条件の下でのみ管理中の家屋の部屋（アパート）を使用することができる。
- (7) 中央経済局は、いつでも一時的管理者を変更又は解任することができる。

第219条

- (1) 一時的管理者は、中央経済局の許可を得た場合に限り、慣習的管理とは見なされない措置、特に登記名義人の代わりに不動産の担保設定、又は先取特権の登記をなすことができる。
- (2) 中央経済局は、一時的管理者を監督し、その職務遂行における瑕疵及び違反を是正させるものとする。
- (3) 一時的管理によって得た収入は、公租公課、保険料、賃金、社会保険料、抵当権その他の債務の利子及び元本等の支払等に充当されるものとする。収入の管理及びその取扱に関する詳細については、これを中央経済局が決定する。

第220条

一時的管理の実施とその解除は、土地登記簿に記載されるものとする。この記載は、裁判所の決定による強制管理としての効力を有する。

第221条

- (1) その義務の不履行が甚だしい場合、一時的管理者は、その犯罪に対して県警察又は国家警察により100コルナ以上10万コルナ以下の罰金が科せられるものとする。
- (2) この犯罪に対して刑の執行は猶予されない。

第2章 工業、商業及び手工業における管財人並びに一時的管理者

第1節 総則

第222条

中央経済局は、いつでもユダヤ人企業の管財人又は一時的管理者を任命することができる。

第223条

- (1) 管財人又は一時的管理者は、24歳以上

の善良なスロバキア国民であり、可能であれば関連する専門的資格と経験を有する者とする。

- (2) 管財人又は一時的管理者は、公権力を執行する者として職務を遂行する。ただし、その職務は、企業若しくは国との役務提供契約によるものではない。
- (3) 管財人又は一時的管理者は、就任に先立ち、中央経済局を代表する者又は中央経済局が任命する者の前で宣誓するものとする。
- (4) 中央経済局は、管財人又は一時的管理者をいつでも変更又は解任することができる。

第 224 条

- (1) 管財人又は一時的管理者は、中央経済局が事例一般又は個別の事例について発出する規則及び命令に従うものとする。
- (2) 管財人又は一時的管理者は、第 4 編 [財産の譲渡] 第 5 章 [ユダヤ人企業の譲渡] (第 167 条から第 190 条) の規定が遵守されているかどうかについても監督するものとする。
- (3) 管財人又は一時的管理者は、管財業務又は一時的管理業務において知り得た事実を守秘するものとする。

第 225 条

管財人又は一時的管理者は、経費の現金払及び報酬を受ける権利を有し、中央経済局が決定した金額を企業に請求するものとする。現金で支払った経費及び報酬の未払金は、中央経済局が 1928 年政令第 8 号第 90 条第 2 項に基づいて決定し清算する。

第 2 節 管財人

第 226 条

- (1) 管財人は、「管財人」以外の職名を用いてはならない。

- (2) 管財人は、企業の経営を監督し、企業が善良な事業慣行の原則に従って経営されていない場合、その瑕疵を是正するために意見を述べるものとする。この目的のために、管財人は、企業の経営に関するすべての帳簿、記録及びその他の補助帳票を精査することができる。ただし、企業からの金銭の受取及び企業への金銭の支払は、これをしてはならない。
- (3) 専門的職業従事者団体及び利益団体(業界団体、商業評議会及びその傘下団体、商工会議所、スロバキア産業中央協会等)は、その権限の範囲内で、管財人の要請に基づき無償で助言及び情報提供をするものとする。

第 3 節 一時的管理者

第 227 条

- (1) 一時的管理者は、企業を所有する者のために、企業の適切かつ正確な運営を維持するのに必要なあらゆる措置を講ずるものとする。企業の管理及びそれに関連するすべての事項は、一時的管理者が継承するものとする。一時的管理者は、その者に課された義務を怠ったために損害が生じた場合、その責任を負うものとする。
- (2) 一時的管理者は、裁判所及び管轄当局に対して、その管理を委託された企業を代表するものとする。
- (3) 一時的管理者は、自ら企業を管理し、中央経済局に対して同局の定める期間内にその管理に係る計算書類を提出し、いつであろうとも必要とされる報告書及び説明書を提出するものとする。

第 228 条

- (1) 一時的管理者は、通常の管理の範囲外にある措置及びその他の特別に重要な

措置を講ずる場合、あらかじめ中央経済局の許可を必要とする。

- (2) 中央経済局は、一時的管理者を監督し、一時的管理者による業務上の瑕疵及び不正を察知した場合、職権によりその更生状況を監視するものとする。
- (3) 一時的管理者は、一時的管理によって生じた収入を充当して、管理に要したすべての費用及び企業の適切な運営に関するすべての費用、特に公租公課、賦課金、社会保障料、抵当権の利子及び元本、保険料等を支払うものとする。
- (4) 企業の一時的管理によって得た純収入は、決算後、企業所有者〔ユダヤ人〕の預託口座〔エスクロー口座〕に移されるものとする【第64条】。ただし、中央経済局が決定した場合、企業所有者は、企業経営に必要な現金を〔預託口座（エスクロー口座）に〕預託して、欠損を補填するものとする。なお、中央経済局によるこの執行命令は、1928年政令第8号第90条第2項に基づくものとする。

第229条

強制執行手続による強制管理の対象は、第228条第4項に基づき企業所有者が受領する純収入のみとする。

第230条

- (1) 不動産が事業の一部をなす場合*、その登記簿には、一時的管理の開始及び解除の両方を記載するものとする。この記載により、その記載の後に企業の権利を取得した者に対して〔一時的管理者は当該不動産を〕一時的管理下に置く効力を有する。

* 企業が所有又は管理する不動産が、当該企業の資産や運営の一部として機能し、企業の価値若しくは経営に影響を与える場合の謂。

- (2) 事業主の会社が会社登記簿に記載されている場合、中央経済局の指摘により、当該登記簿には一時的管理の導入又は取消並びに一時的管理者の氏名が記載されるものとする。

第4節 罰則規定と最終規定

第231条

- (1) 管財人又は一時的管理者が、第222条から第230条に規定する義務に著しく違反した場合、若しくは中央経済局の規則又は命令【第224条第1項】に従わなかった場合、県警察又は国家警察はその犯罪行為に対して1日以上3箇月以下の禁固に処し、併せて100コルナ以上10万コルナ以下の罰金を科すものとする。罰金を納入できない場合には、1日以上3箇月以下の禁固に処す。
- (2) [第1項については] 刑の執行は猶予されないものとする。

第232条

1939年政令第327号によって改正された1939年政令第137号の規定は、ユダヤ人企業の管財人及び一時的管理者には適用されないものとする。

第7編 ユダヤ人企業及びアーリア化された企業並びにユダヤ人財産の清算価額及びその市場価額の訂正、査定及び決定に係る費用の負担

第233条

- (1) ユダヤ人企業の清算価額の訂正、査定及び決定に係る費用、並びに第170条又は第181条第4項に基づいて実施される企業の査定に係る費用は、企業所有者〔ユダヤ人〕が負担するものとする。
- (2) ユダヤ人及びユダヤ人団体の居住用財

産に関する一時的管理に係る検査及び査定に要する費用は、居住用財産を所有する者が負担するものとする。

- (3) 第 53 条* に基づく法的措置の対象となった物品の市場価額を確定するために要した費用は、同条に該当する者が負担するものとする。

* 第 53 条の条文は、「ユダヤ人は、自動車の運転 (1935 年法律第 81 号第 1 条及び第 12 条)、若しくは運転免許の取得はできないものとする。」であり、第 233 条第 3 項に言う「物品」とは自動車を指す。

第 234 条

- (1) 費用【第 233 条】の額は、中央経済局が決定する。
- (2) 費用に関する中央経済局の決定は、1928 年政令第 88 号第 90 条第 2 項による執行命令と同等の効力を持つものとする。

第 235 条

第 233 条に規定する費用は、直接税法に言う損金には算入されないものとする。

第 8 編 税務及び手数料の徴収に関する特別規定

第 1 章 税務

第 236 条

- (1) 1939 年政令第 160 号第 29 条により改正された 1936 年法律第 266 号第 2 編第 1 条第 3 項の規定は、1940 年以降、納税者であるユダヤ人並びにユダヤ人団体には適用されないものとする。
- (2) 旧ユダヤ人企業の所得に対して第 1 項の規定に基づいて課される所得税の納付については、当該企業の非ユダヤ人所有者がそれを保証するには及ばず、又非ユダヤ人企業の財産を充当するに

は及ばない。

第 237 条

- (1) 1930 年 1 月 1 日から 1940 年 12 月 31 日に施行された直接税及び売上税に関する税務当局 (委員会) による公的決定及び措置の中で、納税者がユダヤ人及びユダヤ人の非ユダヤ人配偶者、並びにユダヤ人団体である場合、その決定及び措置が最終のものであるか否かにかかわらず、理由を付すことなく再精査し、それに従って取り消し、差し替え、又は修正することができる。破産及び和解による税の免除は、その取消を妨げないものとする。
- (2) 第 1 項の規定は、1924 年法律第 6 号第 5 条に基づく慈善団体への寄付による税額控除が申告されている場合、財産及び増加した財産に課せられる賦課金にも適用される。

第 238 条

- (1) 直接税法第 277 条及び第 280 条、並びに売上税法第 45 条第 1 項から第 4 項が定める出訴期間* であって、1930 年 1 月 1 日から 1940 年 12 月 31 日に終了した出訴期間、若しくは第 237 条第 1 項が規定する納税者に関して訴訟係属中の事案に関する出訴期間の起算日は、これを更新して 1941 年 1 月 1 日とする。

* 法的請求 (契約違反や損害賠償請求などの法的手続) あるいは訴訟 (例えば行政訴訟) を提起するための期限。この期間の経過後には法的請求権等が消失することがある。

- (2) 第 1 項に基づく出訴期間の更新は、その期間についての不服が申立てられている場合に限り、施行されていない租税規則にも適用される。

第 239 条

- (1) 第 238 条第 1 項の規定は、直接税法第

206 条及び第 208 条第 2 項、並びに売上税法第 45 条第 8 項から第 10 項に基づく刑事訴訟を開始するための出訴期間を更新する場合、これを準用する。

- (2) 直接税法第 202 条第 2 項第 b 号及び第 204 条、並びに売上税法第 44 条第 1 項及び第 3 項は、後悔の弁護〔悔悟の念からの弁明〕が有効である場合に関する規定であり、第 1 項に基づく刑事訴訟の場合、その適用は停止されるものとする。

第 240 条

- (1) 直接税法第 281 条及び消費税法第 45 条第 5 項に規定する〔出訴〕期間が 1940 年 12 月 31 日までに終了、若しくはその期間が継続中である場合、1927 年以降の課税年度について追徴税その他の税と合算して納付すべき税を第 237 条第 1 項に規定する納税者から徴収する国の権利は、これを更新するものとし、その出訴期間の起算日は 1941 年 1 月 1 日とする。
- (2) 1878 年法律第 31 号第 5 条に規定する出訴期間が 1940 年 12 月 31 日までに終了、若しくは出訴期間が継続中である場合、1920 年法律第 309 号に基づく財産及びその増加分に対する徴税額を第 237 条第 1 項に規定する納税者から徴収する国の権利は、これを更新するものとし、その出訴期間の起算日は 1941 年 1 月 1 日とする。
- (3) 直接税法第 276 条第 3 項及び第 283 条第 2 項の規定は、第 237 条第 1 項に言う納税者*には適用されない。

* ユダヤ人、ユダヤ人の非ユダヤ人配偶者、ユダヤ人団体。

第 241 条

- (1) ユダヤ人又はユダヤ人団体が支払うべき直接税（追徴税及び関連費用を含む）、

売上税及び奢侈品税（関連費用を含む）、資産税及び資産取得税（関連費用を含む）並びに罰金及び科料（関連費用を含む）が滞納された場合、その滞納が本政令の発効以前であるか以後であるかにかかわらず、〔納付の義務を負う者の〕配偶者、二親等以内の直系親族又は姻族関係にある者、及び租税又は賦課金の納付義務が発生した時点、若しくは罰金又は科料が科された時点で納税者と生計を共にしているか共にしていた者、並びに第 237 条第 1 項に規定する者が、納付するものとする。滞納者に代わって納付すべき複数の者のうちの 1 人が滞納分の全部又は一部を納付した場合、その者は、民法に基づき、納付すべき者の人数で按分した滞納分を各人に賠償させることができる。

- (2) 直接税法第 264 条第 1 項第 3 号及び第 5 号並びに同条第 3 項の規定は、第 237 条第 1 項に規定する納税者には適用されないものとする。

第 2 章 手数料の徴収

第 242 条

- (1) 第 237 条第 1 項に規定する事業所に対して 1919 年 1 月 1 日以降に税務当局が定めた手数料（賦課金）に関するすべての行政行為又は決定、若しくは措置は、それが最終確定事項であるか否かにかかわらず、これを見直し取り消すことができるものとする。当該事業所の支払義務は、新たな手続きによって決定することができる。
- (2) 第 237 条第 1 項後段の規定は、必要な変更を加えて手数料に準用するものとする。

第 243 条

徴収、追徴、及び税務に関する刑事手続、

並びに手数料に関する法律が定める手数料の回収に係る出訴期間は、第 237 条第 1 項に言う団体*には適用されないものとする。

* ユダヤ人団体。

第 244 条

(1) 第 237 条第 1 項に規定する者*の間に於ける合法的取引の場合、手数料の支払義務が発生した時点にかかわらず、以下の各号については法律上の推定**が適用されるものとする。

* ユダヤ人、ユダヤ人の非ユダヤ人配偶者、ユダヤ人団体。

** 例えば「無罪の推定」(有罪が証明されるまでは無罪と仮定する)のように、一定の法律上の状況においてある事柄を真実と仮定すること。

(a) ユダヤ人の配偶者、若しくは親等を限定しない直系親族及び二親等以内の傍系親族の関係にあるユダヤ人との間で行われた有償による資産の移転は、契約当事者の一方だけがユダヤ人である場合も、贈与と見なす。

(b) 持参金は、それを提供する者にかかわらず、無条件の贈与〔対価を求めない贈与〕と見なす。

(2) 買主が売買代金の決済手段を保有し、実際に当該代金を支払った旨をしかるべく表明する場合、並びに売主が売買代金によって資産を形成した旨をしかるべく表明する場合、第 1 項第 a 号にいう〔法律上の〕推定に対する反証*が認められる。ただし、売買代金が支払済みである旨を記載している売買契約書は、〔贈与の推定を覆すに足りる〕十分な〔反証の〕証拠とはならない。債務(負債)の引受を契約したこと、並びにその債務の額は、しかるべき文書によって証明されるものとする。併

せて、引き受けた債務(負債)が買主によって支払われている事実によって〔のみ〕、売買代金の支払は証明されるものとする。

* 贈与ではなく、通常の売買と見なす。

(3) 婚姻の解消により持参金とその提供者に返還され、かつ、その提供者が自己所有の資産に繰入れたことを証明した場合、第 1 項第 b 号の贈与は、その推定が覆されるものとする。

第 245 条

(1) 第 237 条第 1 項に言う者*で、贈与若しくは贈与とされる行為によってユダヤ人納税者【第 237 条第 1 項】から資産を取得した者は、〔その取得が〕本政令の施行の前か後かを問わず、当該財産の価額の範囲内で、租税、罰金及び料金の未払分をみずから納付するものとする。ユダヤ人の配偶者、若しくは親等を限定しない直系親族及び二親等以内の傍系親族の関係にあるユダヤ人との間で行われた有償による資産の移転は、贈与又は贈与に相当する行為と推定される。この推定は、第 244 条第 2 項に規定する方法によってのみ反証されるものとする。

* ユダヤ人、ユダヤ人の非ユダヤ人配偶者、並びにユダヤ人団体。

(2) 対物保証*に関する 1918 年法令条項第 9 号第 36 条の規定は、第 237 条第 1 項に掲げる者に対して時期の定めなく適用される。ただし、非ユダヤ人の取得権の行使は、これを妨げないものとする。

* 物に対する保証の謂。不動産に対する抵当権や動産に対する質権など、特定の財産や物件に対して設定される保証や担保。この保証は特定の物に対して

直接的効力を有し、その物の所有者の変更によっても保証の効力は維持される。

第3章 共通規定

第246条

税務当局は、第236条から第245条の規定〔第8編 税務及び手数料の徴収に関する特別規定 第1章 税務、第2章 手数料の徴収〕が適用される租税、手数料及び罰金を徴収するために、納税者又は手数料の納付者であるユダヤ人又はユダヤ人団体が所有する財産を差押さえることができる。この差押は、直接税法第284条第1項に基づく強制差押命令によるものであり、税務当局は徴収が困難な理由を付す必要はないものとする。

第247条

第237条に基づく措置については、最終の措置又は決定を発出した当局がその権限を有するものとする。

第248条

銀行の秘密及び営業の秘密に関する法令の条項は、第236条から第245条に基づく手続の場合、第237条第1項に規定する納税者に限り、その適用を停止するものとする。

第249条

本編【第236条から第249条】〔第8編 税務及び手数料の徴収に関する特別規定〕の規定を適用する場合、官公庁、機関、公証人、及び自然人若しくは法人は、協力して税務当局の要請を最大限迅速に処理するものとする。

第9編 共通条項

第250条 本政令で使用される用語の範囲

(1)「ユダヤ人」という用語は、ユダヤ人の法的地位又はその法律関係を法定する条項で使用され、かつ、その法令が効力を有する場合、本政令の発効日以降

には、第1条*に規定される「ユダヤ人」を意味するものと解される。

* 第1条

(1) 本政令において、次に各号の者は、性別にかかわらず、ユダヤ人とみなされる。

(a) 少なくとも3人の祖父母がユダヤ民族の血を引く者

(b) 2人の祖父母がユダヤ民族の血を引き、以下の各号にいずれかに該当する者【第2条第a号】

1. 1939年4月20日現在ユダヤ教の信者であったか、又はこの日以降に信者になった者

2. 1939年4月20日以降に、ユダヤ人【第a号】と婚姻した者

3. 1939年4月20日以降にユダヤ人【第a号】と婚姻した者の子

4. 1940年2月20日以降にユダヤ人【第a号】との婚外性交により出生した非嫡出自子

(2) 本政令が定めるユダヤ民族の血を引く祖父母とは、ユダヤ教の信者を言う。

(2) 本政令に言う「非ユダヤ人」には、第9条*の場合を除き、混血ユダヤ人が含まれるものとする。

* 第9条

(1) ユダヤ人男性（ユダヤ人女性）と非ユダヤ人女性（非ユダヤ人男性）との婚姻、及びユダヤ人男性（ユダヤ人女性）と混血ユダヤ人女性（混血ユダヤ人男性）【第2条】との婚姻は、これを禁ずる。

(2) 第1項で禁止しているにもかかわらず故意に婚姻をなしたる者は、3年以下の禁固に処し、公職から追放し選挙権を剥奪する。

第 251 条 特定の人物に対する本政令の効果に関する特別規定

- (1) 過去に遡及してユダヤ人と認定された者、若しくは本政令の施行後に初めてユダヤ人となった者に対しては、その者がユダヤ人又は混血ユダヤ人である旨の最終決定がなされた日、若しくはユダヤ人となった日をもって、本政令が適用されるものとする。
- (2) 本政令により義務の遵守期限が定められている場合、第 1 項に該当する者については、本政令で定められた日又は該当する事実が発生した日をもって遵守期限の起算日とする。
- (3) ユダヤ人の非ユダヤ人配偶者に関して本政令が定める規定の効力は、本政令の施行日以降にユダヤ人との婚姻が成立している場合、婚姻が成立した日を起算日として発生し、当該非ユダヤ人配偶者に及ぶものとする。この場合、第 2 項の規定は、必要な変更を加えて準用するものとする。

第 252 条 高等行政裁判所に対する不服申立の排除並びに〔スロバキア〕国の裁判所による救済

- (1) 第 3 条、第 5 条及び第 167 条第 3 項に規定する場合を除き、本政令に基づく決定（措置等）について高等行政裁判所に不服を申し立てることは、これを認めない。
- (2) 高等行政裁判所への不服申立が不受理の場合、1939 年法律第 185 号第 66 条に基づき〔スロバキア〕国の裁判所に対して救済を求めることはできない。

第 253 条 役務の終了

本政令に基づいて民間人としての役務契約（雇用）が終了する場合、その終了及び退職金については 1939 年政令第 65 号の規定を適用するものとする。ただし、〔第 1 編 個人の地位〕第 10 章〔雇用の制限〕第 1 節〔ユダ

ヤ人家庭のヘルパー（第 41 条から第 42 条）〕並びに同第 2 節〔雇用〕【第 43 条から第 48 条】に言う場合を除く。

第 254 条 公務に対する賦課金

- (1) 第 255 条に基づく免除について、1940 年法律第 340 号第 1 条が規定する公務に対する賦課金* は、以下の各号によるものとする。

* 何らかの役務を提供され恩恵を受けた者が、その対価として納付する金銭。

- (a) 第 1 項の規定を免除する場合、1000 コルナ以上 50 万コルナ以下
 - (b) 第 2 項の規定を免除する場合、500 コルナ以上 10 万コルナ以下
 - (c) 本政令が定める 1 つ以上の規定に関する免除の場合、10 コルナ以上 30 万コルナ以下
 - (d) 第 3 項の規定による証明書を交付する場合、10 コルナ【1940 年政令第 260 号第 A 節第 2 項】
- (2) その他の賦課金については、1940 年法律第 340 号及び 1940 年政令第 360 号によるものとする。

第 10 編 適用除外及び例外規定**第 255 条**

- (1) 共和国大統領は、本政令の規定についてその適用除外を定めることができる。
- (2) 適用除外は全部又は一部であり、その条件を付することができるものとする。
- (3) 適用除外はいつでも廃止することができる。

第 256 条

1939 年政令第 63 号若しくはユダヤ人の法的地位又は法的関係を規定するその他の法令に基づく免除については、これを本政令に基づく類似の規定による免除と見なすものとする。これらの免除に対しては必要な変更を加

えて第255条第3項の規定を準用する。

第11編 経過規定

第257条 ユダヤ人家庭に雇用されるホームヘルパーの解雇

第41条の規定により雇用することができないホームヘルパーとの役務契約は、遅くとも1941年10月31日までに終了するものとする。

第258条 ユダヤ人雇用許可申請の期限

- (1) 本政令の施行日にユダヤ人を雇用しているすべての雇用主は、1941年10月1日までに第43条に言う労働許可を申請するものとする。本政令の施行前に提出された出願は考慮されないものとする。
- (2) 本政令の発効後になされた第1項に基づく申請手続が完了するまでの間、ユダヤ人は現職に留まることができる。
- (3) 第1項の規定は、本政令の発効前になされた労働許可申請がすでに承認されている場合、若しくは中央経済局が当該申請を不許可とした場合、申請期日[1941年10月1日]が到来しているか否かにかかわらず、適用されないものとする。

第259条 免許証の返納期限並びに無線受信機及び武器の没収

- (1) 本政令の施行前にユダヤ人に交付された銃砲所持許可証、漁業許可証、自動車運転免許証、並びに旅券、旅券に類する旅行証明書及び一時旅券の失効に伴い、本政令の発効後8日以内に、その所持人（ユダヤ人若しくはユダヤ人の非ユダヤ人配偶者）は、所轄の県警察又は国家警察に、又永住権のない者は居住地を所轄する県警察又は国家警察に返納するものとする。ただし、一時旅券等の旅券及び旅行証明書につい

ては、次に外国から帰国した後に返納するものとする。

- (2) ユダヤ人及びユダヤ人世帯の非ユダヤ人は、本政令の施行日から8日以内に、無線受信機〔主としてラジオ〕又は無線送信機の所持免許を交付した郵便局に当該免許を返納するものとする。所持していた無線受信機及び無線送信機は、国が没収するものとする。この措置は、過去に行政処分により没収された無線機〔受信機と送信機〕にも適用される。没収は、県警察又は国家警察が行う。
- (3) ユダヤ人が所有するいかなる銃器と云えども、国はこれを没収する。この措置は、過去に行政処分により没収された銃器にも適用されるものとする。没収は、県警察又は国家警察が行う。
- (4) 第1項から第3項に規定する義務が不履行の場合、県警察又は国家警察は、その犯罪に対して100コルナ以上1万コルナ以下の罰金を科し、それが未納の場合、1日以上15日以下の禁固に処す。

第260条 預託口座〔エスクロー口座〕、預託機関及び預託通帳に関する特別期限

本政令の施行以前にはユダヤ人でなかった者が、第1条に基づいてユダヤ人とされる場合、その者は、本政令の施行日から8日以内に預託機関【第68条以下】を定め預託口座〔エスクロー口座〕【第64条以下】を開設するものとする。現金は、同期間内に〔預け入れて〕預託通帳【第62条以下】に記帳するものとする。

国家公務員に関する特別規定*

第261条

- (1) 第15条の規定に基づき国家公務又はその他の公務から排除されたユダヤ人は、

本政令の施行日から 2 箇月以内に免職されるものとする。

- (2) 第 2 条第 a 号に言う混血ユダヤ人、将校又は下士官【第 15 条第 2 項又は第 2 条第 b 号】、若しくはユダヤ人の非ユダヤ人配偶者を解雇する場合、免職は、本政令の施行日から 6 箇月以内に行うものとする。
- (3) 役務の必要がある場合、政府は、第 1 項及び第 2 項に言う期限を延長することができる。

* このタイトルは、第 261 条と第 262 条に共通する。このため、本編のそれ以外の条文とは体裁を異にする。

第 262 条

- (1) 1939 年政令第 63 号第 1 条、並びに 1939 年政令第 74 号又は 1941 年政令第 143 号の規定に基づき国家公務その他の公務を免職された者で、本政令によりユダヤ人ではない者又は同第 2 条第 a 号により混血ユダヤ人でない者、若しくは〔本政令〕第 2 条第 b 号に定める将校又は下士官【第 15 条第 2 項】にあらざる者が、支給された退職金を返還する場合、免職の時点に遡及して公務に復職させるものとする。ただし、退職に相当の理由がある場合、免職の日に退職したものとして老齢年金を査定する。
- (2) 1939 年政令第 63 号第 1 条並びに 1941 年政令第 143 号第 11 条及び第 12 条の規定により老齢年金及び遺族年金の受給資格を有する者で、ユダヤ人又は本政令の第 2 条第 a 号に言う混血ユダヤ人に該当しない者、若しくは第 2 条第 b 号に言う混血ユダヤ人に該当しない将校又は下士官【第 15 条第 2 項】は、1941 年政令第 143 号の施行日に受給資格を有していた老齢年金又は遺族年金

の受給権を、本政令〔1941 年政令第 198 号〕の施行日〔1941 年 9 月 9 日〕の翌月の 1 日〔1941 年 10 月 1 日〕に回復するものとする。

第 263 条 第 74 条^(ママ)* に規定する物品の没収

第 78 条第 1 項及び第 2 項に規定する物品** は、国が没収する。ユダヤ人は、本政令が施行された日から 8 日以内に、当該物品を県警察又は国家警察に引き渡すものとする。

* 正しくは第 78 条。

** 「国及び国家の著名人の絵画、塑像又は胸像」「国章、国旗及び旗号」(以上第 78 条第 1 項)。「カメラ及び双眼鏡」「国歌又はその旋律を録音したレコード」(以上、同条第 2 項)。

第 264 条 財産申告書に関する特別規定

1940 年政令第 203 号第 3 条第 1 項に基づく報告義務を履行したユダヤ人は、第 112 条第 1 項に規定する財産申告書を提出するには及ばない。

第 265 条 不動産買取のための特別期限

1940 年政令第 52 号によって改正された 1940 年法律第 213 号に基づいて買い取られた不動産に関しては、以下の各号による。

(a) 第 115 条に基づく買取の期限は、1940 年 9 月 11 日とする。

(b) 第 119 条第 1 項に基づく買取権は、1941 年 9 月 10 日までに行使するものとする。

第 266 条 第 144 条に基づく請求権の排除

1940 年政令第 313 号に基づいて請求権を行使する者は、第 144 条に基づいて〔不動産の引渡を〕請求することができない。

第 267 条 農地改革の実施に関する経過規定

(1) 1940 年法律第 46 号〔農地改革法〕、及びそれを改正する法令、並びにそれに基づく法令が本政令と矛盾する場合、これらの法令は、本政令が取り扱う事案には適用されないものとする。

(2) 不動産の所有権が国に移転された後で

あっても、国又は国土庁の指定する者が当該不動産を占有するまでは、第166条後段に基づき経済省がその管理下に置くものとする。

- (3) 第150条から第166条〔第4編 財産の譲渡 第4章 ユダヤ人所有の農業用不動産に対する農地改革〕が適用される不動産について買取の意思を表明した日をもって、1940年政令第326号第1条に基づくその買取期限の起算日とする場合、この起算日は、第150条に基づいて定められたと見なすものとする。

第12編 最終規定

第268条

- (1) 本政令が規定する関係並びに事項に対して適用される法令は、すべて廃止されるものとする。特記すべき廃止法令は以下のとおり。1939年政令第63号(第8条を除く)、1939年政令第137号(1939年政令第327号及び1940年政令第197号により改正)、1939年政令第145号、1939年政令第184号、1939年政令第230号(第4条を除く)、1940年法律第46号第23条(1941年政令第56号により改正)、1940年政令第130号(ユダヤ人に関する条項のみ)、1940年政令第203号、1940年法律第215号(1940年法律第52号により改正)、1940年政令第215号、1940年政令第216号、1940年政令第234号、1940年政令第255号、1940年政令第256号(ただし、第7条第3項を除く)(1940年政令第305号により改正)、1940年政令第257号(1941年政令第44号により改正)、1940年政令第291号、1940年政令第303号(1941年政令第53号及び1941年政令第129号により改正)、1940年政令第313号、1940年

政令第314号、1940年政令第315号、1941年政令第23号、1941年政令第57号、1941年政令第84号、1941年政令第93号、1941年政令第143号、1941年政令第153号、1941年政令第186号、1941年政令第194号、1941年政令第194号。

- (2) 1939年政令第63号第1条第1項によりユダヤ人とされた者で、本政令によりユダヤ人とは見なされなくなった者に対しては、関係当局、裁判所若しくは公的機関の決定に基づく場合を除き、ユダヤ人の法的地位並びに法的関係を定める本政令の条項は、その施行日をもって適用されないものとする。ただし、引き続き混血ユダヤ人【第2条】である場合、本政令に基づく混血ユダヤ人に対する規制は効力を有する。

第269条

- (1) ユダヤ人の法的地位及び法的関係を規定する従前の法令に基づいて開始された手続は、ユダヤ人又は混血ユダヤ人に関する限り、本政令の規定に従って完結されるものとする。
- (2) 本政令の施行前に1940年法律第113号によりアーリア化に関する決定又は許可がなされて経済活動の譲渡手続が行われた場合、その手続は、本政令の定めるところに従って中央経済局がこれを完結させるものとする。ただし、裁判所は1940年法律第113号に従って法的手続を進めるものとする。
- (3) 第179条第2項から第4項の規定は、1940年法律第113号第2条及び第4条第2項に基づく経済活動の譲渡許可並びにアーリア化に関する決定にも適用する。
- (4) 本政令の施行日までにアーリア化が決定されていない場合、若しくは経済活動の譲渡に関する1940年法律第113号

第 2 条に基づく許可が下りていない場合、中央経済局が 1940 年法律第 113 号の規定に基づき措置することは、妨げられないものとする。

第 270 条

(1) この政令は公布の日施行され、政府の全構成員によって履行されるものとする*。

トゥカ 自署
シヴァーク 自署 フリッツ 自署
マッハ 自署 メドリッキー 自署
プルジンスキー 自署 スタノ 自署
チャトロシュ 自署

* 署名人は以下のとおり。

Vojtech Lázar “Béla” Tuka (1880 年 7 月 4 日～1946 年 8 月 20 日)。1939 年～1945 年、首相兼外務大臣。

Jozef Sivák (1886 年 1 月 14 日～1959 年 1 月 27 日)。1939 年～1945 年、教育国民啓蒙大臣。

Gejza Fritz (1880 年 9 月 19 日～1957 年

2 月 20 日)。1939 年～1944 年、法務大臣。

Alexander Mach (1902 年 10 月 11 日～1980 年 10 月 15 日)。1940 年～1944 年、内務大臣。

Gejza Medrický (1901 年 11 月 12 日～1989 年 3 月 2 日)。1939 年～1945 年、経済大臣。

Mikuláš Pružinský (1886 年 12 月 13 日～1953 年 3 月 31 日)。1939 年、産業大臣。1939 年～1945 年、財務大臣。

Július Stano (1900 年 2 月 22 日～1971 年 11 月 5 日) 1939 年～1944 年、運輸公共事業大臣。

Ferdinand Čatloš (1895 年 10 月 7 日～1972 年 8 月 31 日)。1939 年～1945 年、国防大臣。

付則 1 1942 年 6 月 24 日改正

付則 2 1943 年 3 月 5 日改正

付則 3 1943 年 3 月 5 日改正

付則 4 1943 年 3 月 5 日改正

マスコミ等が見たユダヤ法

「ユダヤ人の定義を見直すことによって、これまでスロバキアで実行されてきたユダヤ人に対するあらゆる規制と措置は、真のユダヤ法に基づくものとして深い意味を持つようになった。」

『国民の監視人 (*Völkischer Beobachter*)』

[ナチスの日刊新聞],

1941年9月10日号。

「かなり厳しい措置が取られることになったが、ユダヤ人支配に決然として終止符を打つためには、いくつかの抜け穴を埋める必要があったからである。」

『スロバキア人 (*Slovák*)』

[フリンカ・スロバキア国民党の日刊新聞],

1941年9月11日号。

「人でなしのユダヤ人には、もっと厳しく対応しなくてはならない。」

ヨゼフ・ティソ

[スロバキア共和国大統領],

1941年9月14日。

「ようやくユダヤ人を特定することができた。しかし、これは我々フリンカ警固隊員が望んでいたことに完全には応えておらず、度量の大きい人たちをも喜ばせるには不十分である。」

日刊新聞『警固隊員 (*Gardista*)』

[フリンカ・スロバキア国民党の準軍事

組織フリンカ警固隊の機関紙],

1941年9月21日号。

解 題*

1. 底本
2. ユダヤ法の概要

1. 底本

第二次世界大戦期に枢軸国の側にあったスロバキア共和国(1939 年～1945 年)は、アド・ホックに公布していた様々な反ユダヤ法令を廃止、統合して、「1941 年 9 月 9 日施行 ユダヤ人の法的地位に関する 1941 年政令第 198 号 (Nariadenie zo dňa 9. septembra 1941 o právnom postavení Židov)」を制定した。この政令は、一般に「ユダヤ法 (Židovský kódex [Jewish Codex])」と言われている。この第 268 条によれば、その施行とともに廃止された法令は、30 を下らない。

ユダヤ法は、ユダヤ系市民の基本権剥奪と市民生活全般からの追放、そして財産、不動産、企業、工場等の接収 (「アーリア化 (Arisierung, Entjudung der Wirtschaft)」)、金融資産の所有規制と払出額の制限などの国家管理を目的としている。それは、冒頭部分(第 1 条～第 5 条)でユダヤ法の適用対象となるユダヤ人と混血ユダヤ人の概念を定義することに始まり、第 1 編(第 6 条～第 56 条)から第 12 編(第 268 条～第 270 条)までの全 270 条で構成されている。その編別構成は以下のとおりである。

一般規定 定義

第 1 編 個人の地位

第 2 編 財産権

第 3 編 公的生活からの排除

第 4 編 財産の譲渡

第 5 編 ユダヤ人移住支援基金

第 6 編 財産の管理

第 7 編 ユダヤ人企業及びアーリア化された企業並びにユダヤ人財産の清算価額及びその市場価額の訂正、査定及び決定に係る費用の負担

第 8 編 税務及び手数料の徴収に関する特別規定

第 9 編 共通条項

第 10 編 適用除外及び例外規定

第 11 編 経過措置

第 12 編 最終規定

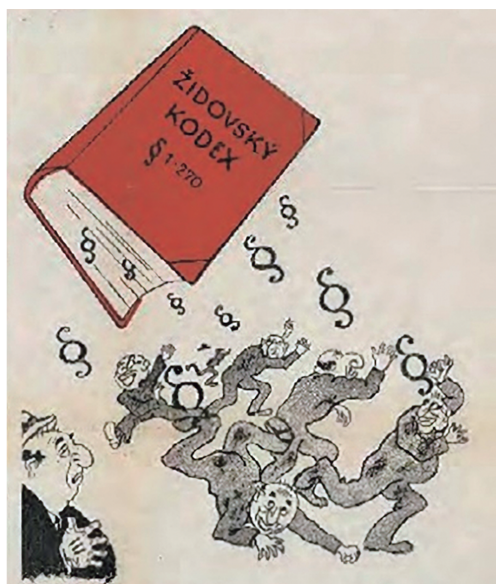
このユダヤ法の制定直後に発刊された政府系日刊紙『国民新聞 (Ludové noviny)』は、第 1 面の全面を使って、「ユダヤ人に鉄槌下る」という見出しで、降りかかるユダヤ法の条文に逃げ惑うユダヤ人を描いたカリカチュア⁽¹⁾(次頁)を添えて、ユダヤ法の制定を報じた。この政令は、1942 年 6 月 24 日と 1943 年 3 月 5 日の「改正」を経て、敗戦によって失効するまでの 5 年間、本家のニュルンベルク法を凌ぐ峻烈な人種差別法としてスロバキア・ユダヤ人の生命と暮らしを脅かした。『国民新聞』に掲載されたカリカチュアは誇張ではなかった⁽²⁾。

ユダヤ法は、スロバキア・ホロコーストの「クライマックス」(イヴァン・カメネツ)とも言われるユダヤ人大量強制移送(1942 年)に対してその法的根拠を与えているだけでなく、それ以外の反ユダヤ政策の拠り所にも

* 本稿は、拙稿「【文献紹介】[英語版] ユダヤ人の法的地位に関する政令(1941 年政令第 198 号, 1941 年 9 月 9 日施行)」経済統計学会政府統計研究部会編『ニュースレター』No.55, 2024 年 10 月 31 日, 74 頁～76 頁, を拡充したものである。

(1) 図中の § は法令の「条」を示す。「ユダヤ法」が全 270 条からなることが描かれている。

(2) ユダヤ法に対するマスコミ等の受け止めについては「マスコミ等が見たユダヤ法」(136 頁)参照。



『国民新聞』(1941年9月21日)第1面に
掲載されたカリカチュア

【出所】エドゥアルド・ニジニャンスキー=カテリーナ・プシツォヴァ「スロバキア国のプロパガンダにおける敵のイメージの諸類型」(木村和範訳)『経済論集』(北海学園大学)第71巻第3号, 2023年12月, 74頁。

なっている。そのために、スロバキアにおけるホロコーストの実態が具体的に上げられるとき、ユダヤ法を適宜参照し、必要に応じてその条文が引用されている。ユダヤ法のオリジナル(スロバキア語版)は、スロバキア国立国民の記憶研究所(Ústav pamäti národa: ÚPN)⁽³⁾の公式ホームページで閲覧できる⁽⁴⁾。しかし、その英語版は長らく刊行されることがなく、スロバキア語に通じない研究

者は1日も早いその英語版の刊行を待っていた。

2022年、スロバキア国立博物館-ユダヤ文化博物館(Slovenské národné múzeum [Slovak National Museum]-Múzeum židovskej kultúry [Museum of Jewish Culture]: SNM- MŽK)⁽⁵⁾は、ユダヤ法の歴史的重要性に鑑みて、同館館長ミハル・ヴァネクを編集主幹として『スロバキア・ユダヤ研究叢書(Judaica Slovaca Series)』の第132号全体を英語版ユダヤ法全文の出版に充てた。ここに訳出した日本語版ユダヤ法の底本はこれである(英語版ユダヤ法の書誌情報は本訳書タイトル頁の脚注(75頁)に記した)。

2. ユダヤ法の概要

ユダヤ法の主要内容は、おおまかには以下のように分類することができる。

- ①ユダヤ人等の定義
- ②基本権の制限
- ③強制労働, 強制移送, アーリア化
- ④財産権の剥奪
- ⑤大統領による例外措置
- ⑥署名人

以下ではこの順序に添って、ユダヤ法の概要を述べる。この解題はユダヤ法の基本性格を明らかにすることを目的としているために、煩を避けて、第5編, 第7編, 第8編, 第11編への言及は控えた。また「なお書き」「ただし書き」などについては最小限に留め

(3) 聖職者ファシズムの国家であった戦前のスロバキア共和国の建国(1939年)から共産党が政権を掌握していたチェコスロバキア共和国の崩壊(1989年)までの時代における、特に治安維持関係の情報を収集, 整理, 公開をしている研究機関。
(4) „Nariadenie zo dňa 9. septembra 1941 o právnom postavení Židov,“ Website of the Ústav pamäti národa: ÚPN, https://www.upn.gov.sk/data/pdf/vlada_198-1941.pdf, accessed on Nov. 17, 2024.

(5) スロバキア国立博物館(SNM)は、ここに取り上げたユダヤ文化博物館(ブラチスラバ)の他に自然史博物館(同), 歴史博物館(同), 音楽博物館(同), 考古学博物館(同)など18の国立博物館の本部機能を果たしている。このために、国立博物館に帰属することを明示するために、「スロバキア国立博物館-ユダヤ文化博物館」と表記され、他の国立博物館も同様にそれぞれの博物館の名称の前にSNMが付いている。

ることにした。条項の解説としては精粗があることをあらかじめ断っておく。

(1) ユダヤ人等の定義

ユダヤ法は、その冒頭（一般規定 定義）（第 1 条～第 5 条）でこの法令が対象とするユダヤ人を定義している。それによれば、本人が、ユダヤ教の信徒であるかどうかは関係がなく、祖父母の 3 人以上がユダヤ人である者を「ユダヤ人」、2 人または 1 人がユダヤ人である者を「混血ユダヤ人」と定義した。以下、両者を合わせてユダヤ人と総称し、括弧を外して表記する。なお、ユダヤ人の非ユダヤ人配偶者をユダヤ法の適用対象とする条項もある。

「ユダヤ人団体」とは、その構成員の 2 分の 1 以上がユダヤ人であり、かつその収益の 2 分の 1 以上がユダヤ人に帰属する団体（第 4 条第 a 号）、あるいは取締役の 4 分の 1 以上がユダヤ人か、株式の 2 分の 1 以上をユダヤ人（またはユダヤ人団体）が所有する団体（第 4 条第 c 号）などと定められている。

(2) 基本権の制限

基本権の制限に関する条項は、複数の編に跨がっている。以下では編別に述べる。

① 第 1 編 個人の地位 ユダヤ人の基本権には様々な規制が設けられた。その多くは 12 章 51 条からなる第 1 編（個人の地位）（第 6 条～第 56 条）で定められている。例えば、ユダヤ人登録の義務（第 6 条～第 7 条）、ユダヤ人標号（ユダヤ人マーク（ダビデの黄色い星））の着用義務（第 8 条）、結婚の制限、婚外性交の禁止（第 9 条～第 11 条）、選挙権・被選挙権の剥奪（第 12 条～第 14 条）が規定されている。さらに国家公務員（第 15 条）、あるいは次のような専門的職業従事者としての就労が禁止されている。公証人、弁護士、土木技術士（第 16 条～第 17 条）、医師、獣医師（第 18 条～第 19 条）、薬剤師お

よび薬局経営者（第 20 条）。

規制はそれ以外にもあり、微に入り細を穿っている。以下で、それを列举する。令状不要の身体拘束および家宅捜査（第 25 条）、私信を差し出す場合のユダヤ人標号の明記（第 26 条）、居住地の制限（居所の明渡と別の居所への移動）（第 28 条～第 29 条）、ユダヤ教団体以外の結社の禁止（第 30 条）、ユダヤ人センター⁽⁶⁾の設置と同センターへのユダヤ人の加盟義務（第 31 条）、集会および示威行進の禁止（第 32 条）、出版の自由の制限（第 34 条）、外見上礼拝施設と分かる建造物の、外見上識別できない建造物への改築（第 36 条）、儀式的屠殺の禁止（獣肉の解体、販

(6) ユダヤ人センター (Ústredňa Židov: ÚŽ) は、ユダヤ人政策を上意下達でユダヤ人に浸透させるための公認の唯一のユダヤ人組織である。ポーランドやハンガリーでもほぼ同じ目的でユダヤ人団体が組織されたが、それは「ユダヤ人評議会 (Judenrat)」と言われている。スロバキアのユダヤ人センターは、職を失ったスロバキア・ユダヤ人のために職業訓練を実施するなど、困難な中であってユダヤ人の福利厚生環境の整備に尽力した。しかし、1942 年のスロバキア・ユダヤ人の大量移送の後には、苛斂を極めるユダヤ人政策に抵抗することを目的として、ユダヤ人センターの中に非合法組織（「作業部会」(Pracovná skupina)）が形成された。この「作業部会」の活動は、スロバキア・ホロコースト史の中で重要な意義を持つ。以下を参照。Cf. Katarína Mešková Hradská, “Attempts of the ‘WorkingGroup’ to Save Jews from Deportations,” in: Ján Hlavinka, Hana Kubátová, and Fedor Blaščák (ed.), *Uncovering the Shoah: Resistance of Jews and Efforts to Inform the World on Genocide* (Proceedings from the Conference Žilina, Slovakia, 25–26 August 2015), pp. 78–87 (カタリーナ・フラツカ「強制移送からユダヤ人を救おうとした『作業部会』」(木村和範訳)『経済論集』(北海学園大学) 第 70 巻 第 4 号, 2023 年 3 月); Katarína Hradská, „Der deutsche Berater und die ‚Lösung der Judenfrage‘ in der Slowakei“, *Theresienstädter Studien und Dokumente*, 2002, SS. 300–317. (同「ドイツ顧問官とスロバキアにおける『ユダヤ人問題の解決』」(木村和範訳)『経済論集』(北海学園大学) 第 71 巻 第 1 号, 2023 年 6 月)。

売等を含む) (第38条), 教育国民啓蒙省が設置する初等学校等以外での教育の禁止 (第38条~第39条), 非ユダヤ人ホームヘルパーの雇用禁止 (第41条), 武器の所有と携行の禁止 (第51条), 漁業免許の不交付 (第52条), 自動車運転の禁止および同免許の失効ならびに不交付 (第53条), 旅行の制限 (第54条), 旅券交付の制限 (第56条), ラジオの所持禁止 (第55条)。

②第3編 公的生活からの排除 第3編は, 公的役務等からのユダヤ人の排除を規定している。第1編第15条 (公務員の解雇) と重複する部分もあるが, 第3編の内容はより詳細であり, 国家公務等の公的役務に携わっていたユダヤ人と混血ユダヤ人がユダヤ法施行後2ヶ月以内に解雇されること, そして解雇された者に対する補償等 (退職金, 老齢年金, 遺族年金) が定められている。例えば, 勤務年数が10年未満の場合は一時金が支給され, 10年以上の者には退職金か老齢年金を選択できること (第90条), 老齢年金の最低額は6600コルナとすること (第92条), 退職金が2000コルナ未満の場合, 分割して支給することはできないが, そうでない場合には, 退職後1年以内に最長4回以内に分割して支給できること (第97条) が定められている。上で述べたように, 第90条では退職金と老齢年金のいずれかの選択が認められている。退職金を選択した場合には, 年金が支給されないこと, および既払いの保険料は払い戻されないことが規定され (第97条), 念の入れようぶりが窺われる。

なお, 後に「(4) 財産権の剥奪」の箇所第2編 (財産権) を取り上げるが, 第2編第77条では, ユダヤ人が公的保険の対象外であること, そのことを届け出る義務, それに違反した場合の罰則が定められている。

すでに触れたように, 第16条から第20条では医師, 獣医師, 土木技術士の国家資格を要する専門的職業に従事することがユダヤ人

には許されないと規定されているが, 第3編 (公的生活からの排除) では, それらの免許の失効が宣告されるとともに, 専門的職業全般もしくは個別の専門的職業についても同様とすることが定められている (第101条)。

第3編 (公的生活からの排除) では, ユダヤ人を薬剤師と薬局経営から排除することが定められている (第102条~第109条)。薬局の経営権は内務省が任命する専門委員が薬局を継承した日をもって抹消されること (第102条), 政府委員が継承するまでは, 元の経営者は医薬品や薬剤を提供し, 支障なく薬局を経営すること (第103条), 薬剤師の資格要件を満たさない者が入札により薬局経営権を落札した場合, 内務省は例外的に薬局営業免許を交付できること (第104条) などが規定されている。詳細は省略するが, ユダヤ法ではさらに薬局のアーリア化 (所有権のスロバキア人への移転) に当たって必要の手続が定められている。

(3) 強制労働, 強制移送, アーリア化

ユダヤ人は, 様々な措置により生活の道が閉ざされた。しかも, 国外脱出は厳しく制限され⁽⁷⁾, 非合法的手段によらなければ不可能であった。ユダヤ人の貧困化に対してスロバキア政府がとった対策は, 社会生活から排除されたユダヤ人に労働の場, というよりは強制労働の場を提供することであった。ユダヤ法は, 第1編第7章 (勤労の義務, 個人宛及

(7) ユダヤ法第54条第1項「国有鉄道その他の公共交通機関によるユダヤ人の旅行の仕方は, 官報告示の運輸公共事業省令で定める。」同第2項「内務大臣は, 官報に告示する省令により, ユダヤ人のその他の仕方による旅行を制限する権限を有する。……」第56条第1項「旅券, 旅券に準ずる文書及び臨時旅券は, 内務省 (中央保安本部) の同意を得た場合に限り, ユダヤ人に交付することができ, その有効期間は最長1年間とする。」同第2項「第1項の規定は, ユダヤ人の非ユダヤ人配偶者にも適用する。」

び家族宛信書の秘密の制限) 第 1 節 (第 22 条～第 24 条) の中でこれを規定している。この第 1 節のタイトルは明快で、「強制労働」である。第 22 条第 1 項には「徴兵法第 38 条に基づく労働に従事していない 16 歳から 60 歳までのユダヤ人は、内務省が命令する労働に従事するものとする。」とある。第 23 条には、第 22 条に基づく労働が役務契約に基づく、そのゆえに公的保険の適用外であることが規定されている。さらに、第 23 条では、出頭命令や労働命令への不服従、抗命、さらには怠業または労働の放棄に対する罰金 (100 コルナ以上 1 万コルナ以下) が定められている (納付できない場合には 1 日以上 15 日以下の禁固)。

これらの規定に基づく強制労働の場は国内に限定されるのであろうか。第 22 条第 2 項では、「内務省は、第 1 項に掲げる者に対して労働の機会を与え、又は場合によっては、労働を組織し労働条件を指定するものとする。」とある。この条文は、「労働の機会」を国内に限定していない。こうして強制労働を定めた第 22 条は、外国 (ポーランド総督府、旧ポーランド領) にある収容所への強制移送の法的根拠にもなり得たのである⁽⁸⁾。

ただし、この規定によって、すべてのユダヤ人が強制労働に駆りたてられたかという、そうではない。第 1 編第 10 章 (雇用の制限) 第 2 節 (雇用) では、社会的に必要とされるユダヤ人には、雇用の機会があることを規定している。すなわち、「ユダヤ人は、許可がなければ、役務の提供、雇用又は見習を契約し雇用することができない。」(第 43 条第 1 項) この労働許可を申請するのは雇用主⁽⁹⁾であり (第 44 条第 1 項)、その申請の許可を担当する官庁は中央経済局である (第 43 条第 3 項)。一見すると、労働許可の交付は、ユダヤ人に対する救済措置のように思われるが、ユダヤ人を雇用しなければ、企業経営が成り立たないことも多々あって、ユダヤ人の企業等の所有権を合法的にアーリア人に移転すること (アーリア化) によって生じた経営問題を解決する必要に迫られた措置でもあった。他方、労働不許可となったユダヤ人は行き場を失い、国内外の収容所に移送された⁽¹⁰⁾。

農業と林業以外のアーリア化を所管する中央経済局の局長アウグスティン・モラーヴェク (Augustín Morávek) は、1942 年 3 月、国務院で次のように発言した。

…… ユダヤ人企業に対する目覚ましい

(8) 1942 年憲法第 1 条は「ユダヤ人は、スロバキア共和国の領土から再定住させることができる。」と規定して、強制移送の適法性を明確にした。しかし、1942 年の春に始まった強制移送の前に、ユダヤ法 (1941 年) によって強制移送が合法と定められていたと見るべきであろう。憲法第 1 条については以下を参照。Eduard Nižňanský und Katarína Psicová, „Die Politik des Antisemitismus und der Holocaust in der Slowakei (1938-1945)“, in ditto, *Antisemitismus a holokaust na Slovensku v dokumentoch nemeckej proveniencie 1938-1945/ Antisemitismus und Holocaust in der Slowakei in Dokumenten deutscher Provenienz von 1938 bis 1945*, Banská Bystrica: Múzeum Slovenského národného povstania [スロバキア国民蜂起記念博物館], 2021, SS. 27-58 (ニジニャンスキー＝プシツォヴァ「スロバキアにおける反ユダヤ政策とホロコースト (1938

年～1945 年)」(木村和範訳)『経済論集』(北海学園大学), 第 71 巻第 4 号, 2024 年 3 月, 24 頁)。

(9) 季節労働、日雇いのように労働の時と所が不定の場合は、本人が申請することになっている (第 46 条第 2 項)。

(10) 「(5) 大統領の例外措置」で後述するように、ユダヤ法は、同法に定める反ユダヤ措置の適用除外権を規定している (第 254 条, 第 255 条)。これにより適用除外は、大統領の排他的な職務権限とされ、有償で承認された。これによって第 22 条の規定 (強制労働) の適用除外とされたユダヤ人は約 1000 人であり、その家族合わせて約 5000 人が強制移送を免れた (英語版ユダヤ法の「解説」参照)。

までの清算を可能にしたのは、ユダヤ人への労働許可の不交付である。……⁽¹¹⁾

労働許可の申請を規定する第44条第1項には、ユダヤ人の救済と追放の2面がある。しかし、モラーヴェクの発言から明らかなように、労働許可制度の主旨は、ユダヤ人を経済生活から、と言うよりは社会から追放することであり、アーリア化を推進し、ユダヤ人財産をほしいままにすることであった。

スロバキア政府にとって、アーリア化は道義的に指弾されるようなことではなかった。大統領ヨゼフ・ティソ (Jozef Tiso) は、1940年に次のように述べた。

以前に盗まれた財産をスロバキア人の手に取り戻しても、所有権の侵害に当たらないのは当然である⁽¹²⁾。

この考え方は、戦後になっても変わることなかった。ティソは次のように述べている。

我々は誰からも奪っていない。誰の財産も盗ってはいない。我々はすべてを買い占めたわけでもない。……我々の行動が残忍で非人間的であったとか、人種差別的憎悪に支配されていたというようなことはない。我々は、スロバキ国民に財産を取り返してやろうとしただけである。言うなれば、それは、本来スロバキア国民に帰属していたはずのものなのである⁽¹³⁾。

(11) ただし、引用はニジニャンスキー＝プシツォヴァ「スロバキアにおける反ユダヤ政策とホロコースト (1938年～1945年)」(前掲邦訳、脚注8) 59頁～60頁による。

(12) ただし、引用は前掲邦訳、77頁による。

(13) ただし、引用は同上。

(4) 財産権の剥奪

この反ユダヤ措置は、3つの編で取り扱われている。順次、以下で述べる。

①**第2編 財産権** ユダヤ人とユダヤ人団体は、相続の場合を除き不動産所有権などの物権を保有することができず(第57条)、また事業の継承、再建、新規参入など経営への関与が禁止された(第58条)。そのために、ユダヤ人は保有している資産を手放さざるを得ないが、500コルナを超える資産の所有権等の譲渡や抹消は、中央経済局の書面による許可が必要とされた(第59条)。農地と農業在庫については国土庁が所管し、上記の資産と同様に、500コルナ以上の場合には国土庁の許可が必要とされた(同)。

現金と有価証券については、世帯員1人につき1000コルナ以上の現金、そして事業の運転資金として前年度総売上高の5%以上の現金を手元に置くことが許されず(第63条)、この限界を超える現金は、それを得たときから3日以内に金融機関に預け入れることが義務づけられた(第62条)。金融機関を介して支払を受ける場合、受取人たるユダヤ人がその金融機関を任意に定められるかと言えば、そうではない。ユダヤ人は財務省と中央経済局が合同で作成したリストの中から、預託口座を開設する金融機関を定めなければならない(第64条)。ユダヤ人は、その預託口座に入金された支払金を引き出すことになる。

有価証券と貴金属は、金融機関に寄託しなければならなかった(第68条、第69条)。寄託の対象外となった貴金属は、以下のとおりである。①本人および死別した配偶者の結婚指輪、②金製の義歯、③金細工師や宝石商などが通常の商行為で必要とする貴金属。

寄託の対象ではなくて、所有そのものが禁止された物品もあった。第1編ではラジオの保有が禁止されていることはすでに述べたが(第55条)、第2編ではさらに次の物品の保有が禁止された(第78条)。①スロバキア国

の著名人の絵画、塑像、国章、国旗、旗号、②カメラ、双眼鏡、国歌（またはその旋律）を録音したレコード。

賃貸住宅の賃借権を制限する規定も定められている（第 79 条）。それによれば、賃貸人は 2 週間前の通告により、賃貸借契約を解除することができる。この退去通告権は中央経済局も行使することができる。また、中央経済局の許可なく賃貸借契約を締結した場合、その契約は無効とされた（第 80 条）。国土庁が所管する農地の賃貸借契約についても契約期間満了前の解約が可能であると定められている（第 81 条）。さらにまた、満了前の契約解除による損害や逸失利益に対する賠償請求権も、ユダヤ人にはなかった（第 82 条）。

②第 4 編 財産の譲渡 第 4 編は、8 章 105 条からなり（第 110 条～第 214 条）、全 270 条の 4 割弱を占めている。ユダヤ法では、この第 4 編以外でもアーリア化関連の条項がある。しかし、この第 4 編にはアーリア化の法的根拠が凝集している。編のタイトルには「譲渡」という文言が使用されているが、内容的には「国家保証の強奪」（ニジニャンスキー）である。それがアーリア化の実態である。この第 4 編では、この意味でのアーリア化の法的手続が仔細に定められている。企業経営におけるアーリア化の具体的な事例の詳細については、エドゥアルド・ニジニャンスキーとカタリーナ・プシチョヴァの論文およびヤーン・フラヴィンカの論文に譲る⁽¹⁴⁾。

重複を避けるために、ここではアーリア化を理解する上で最低限度必要と考えられる条項（第 1 章～第 5 章）に触れるに留める。なお、すでに述べたように、ユダヤ人資産のアーリア化を所管するのは基本的には中央経済局であるが、農業経営に関する資産（特に農地）のアーリア化は「農地改革」と言われ、国土庁が所管した⁽¹⁵⁾（森林は経済省が所管した）。

アーリア化を実行するには、政府は資産の所在を捕捉しておくことが前提となる。そのためにユダヤ人、混血ユダヤ人、ユダヤ人の非ユダヤ人配偶者、およびユダヤ人団体には、財産とその価額の申告が義務づけられた（第 110 条）。財産申告書の様式は公証人役場（ブラチスラバでは警察本署）において自費で購入し、ユダヤ法施行の日現在の価額を記入するものとされた（第 111 条）。その申告書は 1941 年 10 月 1 日までに居住地または登記の場所を管轄する公証人役場（またはブラチスラバ警察本署）に提出しなければならない（第 112 条）。申告しない者、虚偽を申告した者、申告が不完全であった者には、禁固 5 年以下の刑罰が待っていた（第 114 条）。

ユダヤ法では、かつてユダヤ人が競売で買い取った不動産を、非ユダヤ人は、その競売価格で買い取る権利があると定められ（第 115 条）、その手続が詳細に規定されている（第 2 章 ユダヤ人が競売で購入した不動産の買取（第 115 条～第 137 条）、第 3 章 [ユダ

(14) ニジニャンスキー＝プシツォヴァ「スロバキアにおける反ユダヤ政策とホロコースト（1938 年～1945 年）」（前掲、脚注 8 参照）；Ján Hlavinka, “‘I never negotiated with the Jew.’ On the Aryanizations of Slovak writer Ľudovít Mistrík-Ondrejov,” *Historický časopis*, [Historical Journal,] 2020, 68, 6, pp. 1029–1048, Bratislava, Website of the Slovak Academy of Sciences, <https://www.sav.sk/journals/uploads/02191201Hlavinka.pdf>, accessed on May 5, 2025. (DOI (デジタルオブジェクト識別子): <https://doi.org/10.31577/histcaso.2020.68.6.5>) (ヤーン・フラヴィン

カ「『どのユダヤ人とも交渉したことはない。』——作家ミストリーク＝オンドレヨフによるアーリア化——」（木村和範訳）『経済論集』（北海学園大学）第 73 巻第 2 号、2025 年 11 月。）

(15) 農業分野のアーリア化（農地改革）については、以下を参照。Martina Fiamová, “The Preparation and Course of the Land Reform in Slovakia, 1939–1945,” *Historický časopis*, [Historical Journal,] March 2019, available <https://www.historickycasopis.sk/pdf/historickycasopis52018/fiamova-the-preparation-and-course-of-the-land-reform-in-slovakia-1939-1945.pdf>, accessed on Nov. 11, 2024.

ヤ人が] 差押競売で購入した[非ユダヤ人の] 不動産の売却で得た利益の返還義務(第138条～第149条))。

この後のユダヤ法には、農業経営に供される不動産とそれに付帯する施設設備等のアーリア化を実行するための規定が続いている(第4章 ユダヤ人所有の農業用不動産に対する農地改革(第150条～第166条))。農地などの農業用不動産の所有権移転を所管する国土庁が官報に告示する日をもって、ユダヤ人所有の農業用不動産は国有財産となり、ユダヤ人には賠償金が支払われることになった(第150条)。国有財産となった農業用不動産は、国土庁が処分できる(第155条)。ユダヤ法では、当該不動産に抵当権が設定されている場合の手続、国を含む利害関係者による補償金の分配などが仔細に規定されている。

第5章のタイトルは、「ユダヤ人企業の譲渡」である(第167条～第190条)。この章の冒頭に置かれた第167条では、「ユダヤ人企業」とはユダヤ人もしくはユダヤ人団体が所有する企業であると定義されている。第5章の目的は第170条に明確に定められている。すなわち、「ユダヤ人及びユダヤ人団体をスロバキアの経済と社会の分野から排除するために、中央経済局は以下に定める各号の命令を発出できる。」とある。その上で、①ユダヤ人企業の清算、②ユダヤ人企業の非ユダヤ人(非ユダヤ人団体)に対する清算価額での譲渡、③経営参加権(株式)の非ユダヤ人(非ユダヤ人団体)への譲渡などを規定している。さらに、第5章では、ユダヤ人企業の元の所有者の債権債務関係を整理するための手続、ユダヤ人企業の保有する不動産の権利に関する移転手続、譲渡された企業に対する中央経済局の職務権限などが定められている。

この後には、第6章(その他の不動産の譲渡)(第191条～第204条)、第7章(農業在庫の購入)(第205条～第206条)、第8章(その他の動産の移転)(第207条～第214

条)の3章16条が続き、アーリア化の手続に遺漏がないように規定されている。

③第6編 財産の管理 第6編は、主としてアーリア化した住宅と企業の管理代行者(管財人と一時的管理者)の業務と職務権限等に関する規定である。管財人と一時的管理者はいずれも、24歳以上の善良なるスロバキア国民であり、管理に関する専門的知識を持つことが望ましいとされている。就任に際して中央経済局長(または同局が任命する者)の面前で宣誓することが求められ、管理に当たっては公権力を体現する者として職務を遂行するとされ、任免権は中央経済局にある(以上、第223条)。管財人と一時的管理者は、管理の過程で現金によって支出した経費と報酬を受けるが、報酬の額は中央経済局が決定する(第225条)。以上が管財人と一時的管理者に共通する主な規定である。

管財人と一時的管理人の職務権限は共通しているところも多くあり、一見すると両者の機能の違いは明確ではない。このため、アーリア化を論ずる文脈の中では管財人と一時的管理者は区別されることなく、並列されることが少なくない。それでもユダヤ法を読み進めてゆけば、管財人と一時的管理者はいずれも中央経済局の管理下にあるとされているものの、管財人よりも一時的管理者のほうが中央経済局による管理監督(干渉)の程度が強く、管財人には、その管理下にある企業等の経営において一時的管理者よりも「自由度」が大きいことが分かる。

管財人は、高い専門的知識を持って企業経営の監督、および経営で生じた瑕疵を是正する。そのために、帳簿や会計記録を精査する権限を持つ(第226条)。企業からは金銭を受けてはならず、中央経済局が報酬を支給することになっている。

これに対して、対外的には事業主の代理人である一時的管理者には、中央経済局の指揮監督の下にあり、住宅や企業の所有者のため

に適切な管理と運営が委ねられている(第 227 条)。一時的管理者は企業等の所有者(ユダヤ人)から俸給を受けるが(第 218 条第 5 項)、管理過程で義務を怠ったために生じた損失は、負わなければならない(第 228 条)。そして、一時的管理者は管理下にある事業経営で得た総売上高から公租公課、賦課金、社会保険料等を納付し、残余の純収入を事業主の預託口座に入金する(第 228 条)。このように、一時的管理者は、事業の実質的経営者と見てよからう。

ここで、アーリア化により所有権がスロバキア人に移転されることになる事業所に、管財人もしくは一時的管理者を配置する理由を述べておく。それは、アーリア化の担い手(Arizer)として新たに経営者となる者の中には、住宅の賃貸借業務あるいは会社経営に必要な経営のノウハウを持たない者が少なからずいたからである。経営経験や経営能力を基準としてアーリア化の担い手が選定されたのではなく、政権党であるフリンカ・スロバキア国民党やその準軍事組織であるフリンカ警固隊の有力者との個人的関係の有無もしくは関係の強さで選定された。そのために、アーリア化により手中に収めた事業を運営して、買収費を回収することはもとより、利益を上げるために、経営に通じた者(管財人、一時的管理人)を据えて遺漏なきよう経営を管理させたのである。

それだけではない。利には聡いが経営実務に疎いアーリア化の担い手には、雇用許可の申請により「経済上必要な」ユダヤ人を雇用できる制度が作られていた。管財人と一時的管理者はスロバキア人でなければならないが、第 43 条第 1 項(「ユダヤ人は、許可がなければ、役務の提供、雇用又は見習を契約し雇用することができない。」)を適用すれば、アーリア化の担い手となってユダヤ人企業等を買収したアーリア人は、その所有者として、経営実務に通じたユダヤ人を雇用できた。

フラヴィンカ(スロバキア科学アカデミー歴史研究所)によれば、一般に一時的管理者は「アーリア化の担い手」となってユダヤ人企業等の所有権が移転されることが予定され、いずれは当該企業等の所有者(または共同所有者)に納まるのが一般的であった。一時的管理者の配置を発案したのは、中央経済局長モラーヴェクであり、「アーリア化の担い手」として企業主に就任する前に、ユダヤ人所有者の下で、そのユダヤ人の経費負担により企業経営のノウハウを習得させることにあった、と言われている⁽¹⁶⁾。

(5) 大統領の例外措置

第 9 編 共通条項と第 10 編 適用除外及び例外規定 すでに述べたように、ユダヤ法では、ユダヤ人に対する様々な規制と措置が規定されている。ところが、英訳ユダヤ法の「解説」(77 頁～78 頁)が指摘するように、大統領には、任意のユダヤ人をユダヤ法の規定の適用から除外する権限が付与されていた。

以下に関連条文を引用する。

第 254 条 公務に対する賦課金

- (1) 第 255 条に基づく免除について、1940 年法律第 340 号第 1 条が規定する公務に対する賦課金は、以下の各号によるものとする。

(以下省略)

第 255 条

- (1) 共和国大統領は、本政令の規定についてその適用除外を定めることができる。
- (2) 適用除外は全部又は一部であり、その条件を付すことができる。

(以下省略)

(16) ヤーン・フラヴィンカ「『どのユダヤ人とも交渉したことはない。』——作家ミストリーク＝オンドレヨフによるアーリア化——」(前掲論文(脚注 15 参照), 58 頁)。

第254条は、公務の受け手になることによって恩恵を得た者から国は賦課金を徴収すると規定している。第255条第1項にいう「適用除外」とは、ユダヤ法が定める反ユダヤ措置の免除であり、それが大統領によって行われる場合、当然のことながらその免除措置は「公務」と見なされる。こうして、第254条と第255条とは相まって、大統領による反ユダヤ措置の免除が有償の公務と規定されることになる。大統領にこのような権限があることは一般に周知されなかったと言われているが、このように条文が分かりにくかったことも、その一因であった。英語版ユダヤ法の「解説」によれば、大統領ティソがこの職務権限によってユダヤ法の適用除外とした者は、1111人とその家族であると言う⁽¹⁷⁾。戦後になってから、ティソは単独でこの職務権限を行使したと供述している。

(6) 署名人

第12編 最終規定 最後の条文(第270条)では、政府が一丸となってユダヤ法の履行に努めるべきことが宣言され、閣僚8人が自署したとある。その名を署名の時点における職位とともに以下に記す。

ヴォイテフ・トゥカ(Vojtech Lázár “Béla” Tuka)

1880年7月4日～1946年8月20日。
1939年～1945年、首相兼外務大臣。

ヨゼフ・シヴァーク (Jozef Sivák)

1886年1月14日～1959年1月27日。
1939年～1945年、教育国民啓蒙大臣。

ゲイザ・フリッツ (Gejza Fritz)

1880年9月19日～1957年2月20日。
1939年～1944年、法務大臣。

アレクサンデル・マツハ (Alexander Mach)

1902年10月11日～1980年10月15日。
1940年～1944年、内務大臣。

ゲイザ・メドリツキー (Gejza Medrický)

1901年11月12日～1989年3月2日。
1939年～1945年、経済大臣。

ミクラーシュ・プルジンスキー (Mikuláš Pružinský)

1886年12月13日～1953年3月31日。

1939年～1945年、財務大臣。

ユーリウス・スタノ (Július Stano)

1900年2月22日～1971年11月5日。
1939年～1944年、運輸公共事業大臣。

フェルディナンド・チャトロシュ (Ferdinand Čatloš)

1895年10月7日～1972年8月31日。
1939年～1945年、国防大臣。

この中には1939年から1945年までスロバキア共和国の大統領であったヨゼフ・ティソ (Jozef Tiso) (1887年～1947年)の名前がない。このことについては、ティソはユダヤ法の制定に反対だったから、署名しなかったと言われることがある。しかし、それは、政令の制定には大統領の署名を必要としないという当時の制度によるものであって、ティソがユダヤ法の制定に消極的であったからではない。英語版ユダヤ法の「解説」が指摘しておりである。

屋上屋を架す そしり は免れないが、このことについて若干ながら敷衍したい。前項で述べた大統領による適用除外規定(第254条、第255条)については、ヨゼフ・ティソに率直な共感を表明する問題の書物⁽¹⁸⁾を著したミラン・スタニスラフ・デュリカ (Milan Stanislav Stanislav)

(18) Milan Stanislav Ďurica, *Dejiny Slovenska a Slovákov* (スロバキアとスロバキアの人々の歴史), Bratislava: Slovenské pedagogické nakladateľstvo [スロバキア教育出版社], 1995. 以下を参照。木村和範「スロバキアにおけるホロコーストとその歴史

(17) 家族を合わせれば、約5000人が救われたと言われている。

slav Ďurica) の次のような見解が紹介されることもある。

大統領による適用除外規定の適用を受けて、強制移送を逃れたユダヤ人がある、これは、当時のスロバキア政府がユダヤ人を根こそぎ収容所に移送したのではないことを示している、大統領のこの職務権限の行使により、ユダヤ人に対する迫害を最小限にしようとしたスロバキア政府は、「比較的小さな悪」に留めることができた、という見解である⁽¹⁹⁾。

これを踏襲して、ヴァルター・ブランドミュラー (Walter Brandmüller) は、1942 年憲法ではキリスト教への改宗者を強制移送の対象外としているが、それはドイツへの「抵抗の所産」であると述べている⁽²⁰⁾。大統領による適用除外は、「小さな悪」に留めようと「抵抗」したから、という訳である。しかし、それは、ドイツに対する「抵抗の所産」ではない。ドイツに対する大統領ティソの「抵抗」という言説が疑わしいのは、1944 年 11 月 8 日に、ティソがローマ教皇ピウス 12 世に送った書簡からも明らかであろう。1944 年 8 月 29 日に勃発したスロバキア国民蜂起をドイツ軍の手を借りて鎮圧した後に、ティソは次のように書いた。

…… スロバキア共和国が誕生して以来 5 年の長きに亘って、さんざん いい思いをしてきたチェコ人とユダヤ人は、今年の 8 月末、パラシュートでスロバキアに降下した様々な国籍の敵兵と手を組み、スロバキア共和国に公然と反旗を翻したことは、決して看過することができません。予期せぬ不法な攻撃を受けた小国スロバキアは、自国を防衛することができず、我が国を保護しているドイツ帝国政府に救援を要請した次第です。そのとき以来、スロバキアにおける作戦は軍事的性格を持ち、戦争の様相を呈するようになりました。この作戦遂行はスロバキア政府の権限の及ぶところではなく、それゆえにスロバキア政府はその責任の埒外にあります⁽²¹⁾。

ヒトラーの後押しで、1939 年 3 月 14 日にチェコスロバキア共和国から独立したスロバキア共和国は、建国以来ドイツと誼^{よしみ}を深め、1939 年 3 月 23 日には、「ドイツ帝国とスロバキア国の保護関係に関する条約（保護条約）」を締結した。1939 年 9 月 1 日、ドイツ軍がポーランドに侵攻し、ここに第二次世界大戦が始まった。このとき、スロバキア軍は自国領からドイツ軍とともに隣国のポーランドへ攻め入った。その後敗戦に至るまで、スロバキアは、一貫してドイツの衛星国としてその目下の同盟国であり続けた。ドイツに抵抗したのはスロバキア政府ではなく、別の勢力であった。そのスロバキア政府がドイツに

認識」『学園論集』（北海学園大学）第 194 号、2024 年 7 月、26 頁以下。

(19) Eduard Nižňanský and Katarína Bohová, “Perceptions of the Holocaust in Slovak Historiography and among the General Public after the Establishment of the Slovak Republic in 1993,” in: Marcela M. Zoufalá et al., (ed.), *United in Diversity: Contemporary European Jewry in an Interdisciplinary Perspective*. Oldenbourg: De Gruyter 2023. (『1993 年スロバキア共和国樹立後における歴史学と一般市民によるホロコーストの認識』(木村和範訳)『経済論集』(北海学園大学) 第 71 巻第 2 号、2023 年 9 月、48 頁。)

(20) ニジニャンスキー＝ボホヴァ「1993 年スロバキア共和国樹立後における歴史学と一般市民によるホロコーストの認識」49 頁（前掲邦訳、脚注 19 参照）。

(21) Ivan Kamenec - Vilém Prečan, - Stanislav Škorvánek, *Vatikán a Slovenská republika /1939-1945/. Dokumenty* [パチカンとスロバキア共和国 (1939 年～1945 年), および関連資料], Bratislava 1992, S. 207f. ただし引用は、ニジニャンスキー＝プシツォヴァ「スロバキアにおける反ユダヤ政策とホロコースト (1938 年～1945 年)」(前掲邦訳、脚注 8 参照) 95 頁による。

抵抗して、ユダヤ人の移送を最小限に抑制したとは考えにくい⁽²²⁾。

最後にユダヤ法の本旨に触れて擲筆する。ユダヤ法が制定された1941年の前年(1940年)7月、ヒトラーはスロバキアの政府要人をザルツブルクに招いた。このザルツブルク会談を機に、ヒトラーの意を体すべくスロバキア政府内では内政外交の両面で急進派(首相ヴォイテフ・トゥカ、副首相兼内務大臣アレクサンデル・マッハなど)が政権の座に就いた⁽²³⁾。ユダヤ法の制定は、このザルツブルク会談の延長線上にある。その第1の柱は、ユダヤ人から基本権を剥奪し困窮生活に追い込み強制労働に駆り立てることである。ユダ

ヤ法には、強制労働の場所が国内に限定されるところは規定されていない。このため、強制労働を規定した条文は強制移送の法的根拠にもなった。ユダヤ法の第2の柱は、ユダヤ人財産をアーリア化することである。しかし、ユダヤ法の立て付けを見ると、アーリア化の担い手には経営のノウハウを持つ者が少なく、経営実務に通じた者(労働許可を得たユダヤ人)の手を借りなければアーリア化の実行が覚束なかったという実相が浮かび上がる。

2025年8月22日

木村和範

(22) ドイツが主導しスロバキアが受容してホロコーストが進行したことについては、以下を参照。Katarína Hradská, “The Influence of Germany on the ‘Solution of the Jewish Question’ in Slovakia,” in: Waclaw Długoborski, Dizider Tóth, Teresa Świebocka, and Jarek Mensfelt (ed.), *The Tragedy of the Jews of Slovakia 1938-1945: Slovakia and the “Final Solution of Jewish Question”*, Auschwitz-Birkenau State Museum and Museum of the Slovak National Uprising: Oświęcim/Poland and Banská Bystrica/Slovakia, 2002.

(23) 木村「スロバキアにおけるホロコーストとその歴史認識」18頁以下(前掲、脚注17参照)。